



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「地域労働市場」の展開と兼業農民層の生産・労働-生活過程の経済・社会的特質：新潟県西蒲原郡巻町S部落を対象とした実証的研究
Author(s)	西尾, 純子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 43, 81-177
Issue Date	1984-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29273
Type	departmental bulletin paper
File Information	43_P81-177.pdf



「地域労働市場」の展開と兼業農民層の 生産・労働—生活過程の経済・社会的特質

—新潟県西蒲原郡巻町 S 部落を対象とした実証的研究—

西 尾 純 子

The Development of “Local Labour Market”
and the Social Transformation of “The Living
Process” on the Farmers with a Side Job

Junko Nishio

目 次

序 章 課題と方法	82
第1節 分析の課題	82
第2節 従来研究の検討と分析視角	85
第1章 西蒲原・巻町の産業と兼業農民層の就業動向	89
第1節 西蒲原・巻町の史的構造	89
第2節 巻町の農業と農民層分解	91
第1項 巻町農業の地域別特徴	91
第2項 代替地取得と経営受委託関係	92
第3節 西蒲原「地域労働市場」と農民層の就業動向	96
第1項 西蒲原「地域労働市場」の特質	96
第2項 巻町の産業と就業者の動向	103
第3項 兼業農民層の就業動向	106
第2章 S 部落における生産力基盤の形成と農民層分解の進展過程	110
第1節 S 部落における生業基盤の変化	110
第1項 S 部落の概況	110
第2項 生業基盤の変化と時期区分	111
第2節 経営耕地面積の変化からみた農民層分解の進展過程	112
第1項 戦前段階における S 部落の地主—小作関係	112
第2項 農地改革と階層	114
第3項 上層農の形成過程	114
第4項 中層農の形成過程	116
第5項 下層農・非農家の形成過程	117
第6項 小 括	118
第3節 S 部落における機械化の進展過程	119
第1項 機械化以前の農業生産	119
第2項 S 部落における機械化の進展過程	120
第4節 ま と め	125
第3章 副業の盛衰と兼業化の進展過程	126
第1節 副業（葉加工）の隆盛と衰退	127
第2節 S 部落における兼業化の進展過程	127
第1項 農外就労者の量的増大と多就労化の進展	127

第2項 男性における農外就労開始年次と職歴の変化	130
第3項 女性における農外就労開始年次と職歴の変化	136
第3節 ま と め	140
第4章 S部落農家の就業構造と農業生産の営み	142
第1節 家族構成と農家経済	142
第1項 家族構成上の諸特徴	142
第2項 農家経済の現状	142
第2節 S部落各農家の就業構造	148
第3節 農業生産上の諸特徴	150
第1項 農業生産上の役割分担	150
第2項 S部落生産組合と受委託関係	153
第4節 ま と め	158
第5章 兼業農民層の職場生活	160
小 序	160
第1節 建設業従事者の職場の労働条件	160
第2節 製造業従事者の職場の労働条件	162
第3節 第3次産業従事者の職場の労働条件	170
第4節 ま と め	172
終 章 農民層の兼業化過程とその現段階的特質	173

序 章 課 題 と 方 法

第1節 分析の課題

今日、わが国農家の約9割が兼業農家となり、かつ農家世帯員（就業者、総数1,412万人）に占める雇用者及び雇用兼業従事者数は、約600万人に達し、その数は国勢調査にみる労働者数の実に16%を占めるに至っている¹⁾。

こうした農民層の「総兼業化」という事態は、言うまでもなく、戦後日本資本主義の下で、とりわけ「高度経済成長期」における、総体としての生産力の飛躍的な高まりを背景に、国策と結びついて進展してきたものである。このことは、1960年代初頭にともに転換点を迎えた地域開発政策と農業政策が、戦後における兼業化の深化にとって、きわめて大きな役割を果たしてきたことを意味している。

すなわち、地域開発政策は、1962年に策定された「全国総合開発計画」によって、それ以前の「資源開発型」の政策から、「産業立地型」の政策へと方向転換をとげ、「所得格差是正・地域間格差是正」を前面に掲げるとともに、「拠点開発方式」をキャッチフレーズに、「新産業都市建設促進法」、「工業整備特別地域整備促進法」、「低開発地域工業開発促進法」を制定し、工場の地方分散化を意図した。

その後、その政策の展開過程のなかで、過疎過密問題がより深刻化してくると、その解消を目指して、1969年に、さらに、「新全国総合開発計画」が策定されるに至る。そこには拠点開発を全国的に拡大するとともに、その拠点を結ぶ通信網・交通体系を整備し、「中枢管理機能の集積と物質流通の機構とを広域的に体系化する」ことを目指す、所謂“新ネットワーク方式”が盛り込まれていた。

ところが、70年代に入って、低成長期を迎えると、以上のような政策は、一定の見直しを余

儀なくされ、1977年には、大規模工業基地の開発計画を残しながらも、新たに「定住圏構想」を身にまとった「第3次全国総合開発計画」が策定されるに至っている²⁾。

一方、農政の側も、この地域開発政策の転換と軌を一にして、その「合理化」「近代化」がせまれ、1961年には、「農業基本法」が策定され、「高度経済成長」の下で桎梏と化した農業に対し、①下層農家の離農と低賃金労働力の創出、②農地の流動化（主に売買）の促進と一部上層農家の育成、③自由貿易下における農業の選択的拡大、をせまった。

しかし、「基本法農政」が意図した方向へ現実が容易に進まないという状況下で、さらに、1960年末以降、「総合農政」が展開されてくる。それは、「基本法農政」の精神を継承しつつ、より一層の具体化を目指し、新たに次の3点、すなわち(i)農村地域への工業の積極的導入、(ii)賃貸借による農地の流動化、(iii)米の生産調整を掲げた。そして、その政策レベルでの具体化が、言うまでもなく、(i)「農村地域工業導入促進法」³⁾の制定(1971年)であり、(ii)「農地法」の抜本的改正(1970年)と「農地法」のバイパスと言われる「農用地利用増進法」の策定(1980年)であり、(iii)「減反政策」の遂行である。

このように、戦後の兼業化は、戦後日本資本主義経済の質的・量的発展を背景とし、以上のような地域開発政策、農業政策の展開の下で進展してきたのである。とはいえ、兼業化は、こうした独占資本の意図を反映した政策展開のみに規定されて深化したわけではないことも事実であり、その背景には、同時に農業内部における生産力の急激な高まりがあったことを指摘しなければならない。

すなわち、戦後、飛躍的に進む基盤整備、それと前後して進展する農業機械の普及は、農業生産労働そのものの大幅な軽減をもたらし、それにより生みだされた余剰労働力は、より確実な現金収入を得るために、農外へとふりむけられていった。しかも、機械化に基礎づけられた従来とは異なるあらたな農業生産組織の創設や受委託関係の形成等も、農民層を兼業へと向かわしめる一要因をなしている。

その上、こうした生産過程に限らず、生活過程にまで、資本主義経済が深く根をおろすなかで、農業所得では家計費を充足できないという事態が、次第に農家経済全般に進展してきており、そのことが、農民層をより一層兼業化へとかりたてている事実を、看過してはならない。

ところで、以上のような事態を背景に、戦後、とりわけ「高度経済成長」の下で、兼業化は急激に進展してきたわけであるが、兼業化それ自体は、決して戦後に始まるわけではない。戦前段階における「地主—小作関係」の下でも、農民層の窮迫的貧困化からの脱出の道として兼業化は存していたし、また、こうした彼らが、当時の重要な労働力供給源をなしていたことも事実である。しかしながら、現下の「総兼業化」は、戦前とは段階を異にする事態の下で、展開しているものであることは明らかである。

すなわち、戦前段階における兼業化は、「出稼ぎ型」⁴⁾といわれるように、大都市への出稼ぎを主流とするものであったのに対し、現段階における兼業化は、農村地域にまで「資本—賃労働関係」*が浸透したうえに展開せられている兼業化なのである。そこには、「基本的には、商品としての労働力範疇が成立している」⁵⁾(傍点著者)とみてよく、それゆえ、そこで得られる賃金も、戦前における、とりわけ女子に代表される「家計補足的」な賃金とは、その性格を大きく異にするものであることは言うまでもない。

しかも、こうした戦前—戦後の段階的相違は、単に「資本—賃労働関係」のみにみられるものではなく、農業生産の面においても指摘しうることである。すなわち、水稻作のほぼ全過程が機械化された現段階と、「裸手労働」を基本とした戦前段階との間には、隔絶した生産力の格差

をみいだすことができる。

このように、現下の「総兼業化」という事態は、戦後の、総体としての生産力水準の飛躍的発展のうえに進展していることを知らなければならない。

* もとより、戦前段階に、すでに、農政の側から農村工業化が提唱されていることも事実である。すなわち、農村経済更生策の一環をなす「農村工業奨励規則」が1935年に公布され、同規則に基き、1937年までに農産物加工を中心に、464工場が設置されている⁶⁾。その後、終戦直後の1947年にも、農村の復興の一方策として農政局による「農村工業振興方策要綱」が策定されている(1950年には、「農村工業振興政策要綱」として、農政局、食品局、開拓局の政策が統合される)。同要綱は、農業協同組合経営を主体とし、農産物加工業を奨励するとともに、基幹工場に対する補助金交付や技術者の養成等も行なった⁷⁾。しかしながら、この時期までの農村工業化は、先に指摘した1960年以降の地域開発政策の展開のもとで、農政史上に登場してくる「農村工業化」とは、その性格を大きく異にしたものであった。すなわち、後者には、明らかに、安価な土地と低廉な労働力を求めて、農村地域に進出する「資本の論理」が貫徹しているのに対し、前二者は、農家経済の危機を救うために奨励されたもので、協同組合経営による農産物加工業を主とするものであった。

ところで、すでに戦前段階に、産業資本家の側からは、土地と労働力を求めて、農村への工場の分散が提唱されていた。その代表例として、自ら、新潟県柏崎で、理研ピストリング株式会社を経営していた大河内正敏があげられる。彼は、「工業の都市集中を捨てて、工場の地方分散主義に転向せんこと」⁸⁾を主張し、「まず、第一歩として田園工場の設立」⁹⁾、さらに、不定時な農村の余剰労働により適した農村家内工業の浸透を説いた。しかし、当時は、他の産業資本家からは、「机上の空論」と批判され、また、「当時の客観的条件のもとでは、十分に開花することなく敗戦とともに挫折した。」¹⁰⁾今日の「農村工業化」の意図するところは、戦前段階の、こうした一部の産業資本家のそれと、きわめて多くの類似点を有するが、さらに、現段階では、それが、国政と深く結びついて展開されているところに、大きな特徴があるといえよう。

さて、以上みてきたように、総体としての生産諸力の急激な発展を土台として進展してきた戦後の兼業化過程の中で、農民生活も大きく変容してきている。それは、戦前とは大きく異なり、それ自体「資本—賃労働関係」として存している職場生活が、彼らの全生活の社会的再生産過程において、大きな位置を占めるようになってきていることに端的に示されている。そのことは、同時に、彼らの「家族生活」「村落生活」が、質的な変容をとげてきていることを意味するものであることは言うまでもない。そして、こうした兼業化過程に伴う農民生活の変容の問題は、本質的には、「資本」と「土地所有」の問題、すなわち「資本」による「土地所有」の包摂の論理の中に位置づけてとらえる必要がある問題として存している。

それゆえ、戦前とは大きく異なる農民層の兼業化過程と彼らの生活実態の現段階的特質を、こうした視点から客観的事実に即して明らかにすることが、現段階における学問的・実践的課題であるといえよう。その際、個々の兼業農民の生産・労働—生活過程のレベルから、この問題をとらえていくことがなによりも必要とされてくる。なぜならば、諸個人の生産・労働—生活過程は、それ自体、恣意的な過程としてあるわけではなく、常に、経済・社会機構—構造と連動するものとして存しており¹¹⁾、従って、こうした作業を通じてこそ、農村社会のいわば下からの構造的変質過程を明らかにしうると考えるからである。

そこで、本稿では、こうした問題意識にたって、「地域労働市場」の展開と農業生産の営みとの交織の中で進展した、戦後の農民層の兼業化過程とその現段階的特質を、具体的な事実に即して実証的に明らかにすることを課題とする。こうした試みは、農村社会学がこれまで培ってきた「構造分析」¹²⁾や「農民層分解論」¹³⁾の手法を土台としながら、兼業化が深化した段階における

村落構造変動論を構築するための、1つの前提作業という位置づけを有している¹⁴⁾。

第2節 従来研究の検討と分析視角

ところで、以上のような課題へのアプローチを行なう場合、「地域労働市場」の分析は、当然、重要な分析の柱となる。しかしながら、こうした分析は、従来の農村社会学においては、十全にその射程におさめられず、むしろ、日本資本主義が構造的な不況期に入った段階における農村地域に広がる労働市場の構造的な特質を、兼業化とのかかわりで明らかにする試みは、社会政策学者や農業経済学者の手によってすすめられてきている。

たとえば、江口英一（社会政策学）は、「農業・農村における『貧困』の新しい形態を明らかにすること」¹⁵⁾「日本農業の維持と破壊への『歯どめ』の論理」¹⁶⁾を摘出することを目的としつつ、この課題へのアプローチを行なう。その際、江口は、「全国市場」との対比で「農村労働市場」という用語を用い、後者を階層的な構造をもつ労働市場ととらえる。すなわち、「農村労働市場」は、①地域の新しい農村工業が、新しい需要者の中心となり、農家出身の比較的年齢の若い労働力を吸収する「流動的」な労働市場と、②地場産業や建設業が需要者の中心となり、季節的な形態や臨時・日雇の形態をより多く含む「固定的」労働市場が重層するものとして把握する¹⁷⁾。その後、江口は、「農村労働市場」に替る用語として「地域労働市場」を用い、それを「農家・農村に温存される農家の主婦や世帯主など半ば『固定』された過剰人口によって常にとりまかれているところの、慢性的な供給過剰の労働市場である」¹⁸⁾と性格づけている。そして、職安資料を用い、新型生産労働者を中心に、販売外交的職業及び単純労働者などが組み合わされて展開している「伊那地域労働市場」のなかで、労働者が移動を繰り返しながら、次第に滞留していく現象を指摘している¹⁹⁾。

これに対し、田代洋一（農業経済学）と美崎皓（経済学）は、農民層分解論との関わりで労働市場を問題にする。しかし、両者が労働市場を位置づける際の視点は大きく異なる。

すなわち、田代の場合は、地域労働市場の重層的な展開構造が、農民諸層の階層（級）性をいかに変化させつつあるのかという視点²⁰⁾から労働市場を位置づける。そして、地域労働市場の重層構造を、「基本的には、新規学卒者の定期採用を通じ、少なくとも県あるいは県を超える地域平均的な賃金水準が貫徹する労働市場（「第1の型」）と既就業労働力の中途採用を通じ、雇用形態のいかに問わず、農村雇用賃金が賃金形態の起点＝基盤を制する労働市場（「第2の型」）とから構成される」²¹⁾（傍点著者）とし、さらに「第2の型」を3つの形態（農閑期労働力の季節利用、下請・内職を通じた間接的利用、それらの延長のうえにうちだされる通年利用）に区分してとらえた²²⁾。そして、1970年代の不況の中で、従来「第1の型」に属した企業が、次第に「第2の型」へ移行していく実態を明らかにしている²³⁾。

一方、美崎の場合は、農業生産とまったく切り離れたかたちで、「農民分解がそのうえで現実に展開する『舞台』」²⁴⁾（傍点筆者）として、労働市場を位置づける。これは、美崎が、「農民諸階層は、一部上層農家を除いて、貧農であろうと中農であろうと、また兼業農家であろうと専業農家であろうと、……農民のままですでに産業予備軍」²⁵⁾（傍点著者）であるとし、農業内部の階層差を軽視することに起因するものと思われる。そして美崎は、「労働市場の階層的構造の現代日本の特質を、熟練・不熟練という労働力の基本的範疇との関連でできるだけ明らか」²⁶⁾にすることを試み、農業既就業労働力は、大企業と小零細企業双方が必要とする単純＝不熟練労働市場にのみ連結しうるものであることを指摘する²⁷⁾。

ところで、以上のような諸成果は、その視点こそ違え、1970年以降の不況期における「地域労働市場」の重層的構造を明らかにしたのものとして、多くの学ぶべき点を有していることは言うまでもない。しかしながら、同時に、そこには、以下のようないくつかの問題点が内包されていることも事実である。

第1に、兼業農民との関わりで「地域労働市場」の構造的特質を解明するに際し、主要には、職安統計や企業調査結果が用いられているという問題がある。すなわち、農村地域といえども、現在は、非農家を多く含む場合がほとんどである。例えば、本稿の対象地巻町の場合、純農村地域と言われながらも、総戸数に占める農家率は23.4%にすぎない。そのような地域では、職安を経由する者や企業に就労する者が、必ずしも農家出身者とは限らず、むしろ非農家の方が多いことさえありうる。従って、そこから得られた諸結果が、農民層の吸収される労働市場の特徴とイコールであるとは、必ずしも言い得ない。それゆえ、こうしたかたちで把握された「地域労働市場」を、農民の側からとらえかえす作業が不可欠に必要とされてくるのである。そして、農民の側から「地域労働市場」を把握するに際して、農民諸個人の職歴を追いあげるという作業は、きわめて有効な手段であると思われる。従って、本稿では、職安統計や企業調査結果等を用いて「地域労働市場」の特質を把握する一方で、兼業農民層諸個人の職歴を追いあげることを通じ、兼業農民層にとっての「地域労働市場」の実像を浮びあがらせることを試みる。

第2に、労働市場の展開が、農業生産や兼業のあり方を規定していくという一面的把握では、きわめて不十分であるという問題がある。こうした傾向は、「現代日本農民分解——生産手段からの労働力の分離——の水位を規定する基本要因は農業内部で孜孜として形成されるわずかばかりの経営間生産性格差などではなく、現代日本資本主義の蓄積機構の具体的な態様とそれに伴う相対的過剰人口の吸引と反発の圧力」²⁸⁾であるとする美崎皓においてばかりでなく、労働市場の展開が家族の就業構造に変化をもたらし、ひいてはそれが家族経営を崩壊し、土地所有のあり方を変化させ、農民層分解を促進していく²⁹⁾、という図式を描く田代洋一においてもみられるものである。

しかしながら、現段階でも、なお、「資本」が「土地所有」を完全に包摂しつつしているわけではなく、従って、兼業農民は、無産の労働者のように、「自由」に大地を移動することができ存在でもない。それゆえ、農民層の兼業化の問題は、労働市場によって規定される側面と農業生産の営みによって規定される側面との統一の中で、把握されなければならない、農業生産とまったく切り離して労働市場分析を扱ったり、労働市場の規定性のみを重視した方法では、きわめて不十分であると言わなければならない。

そして、「地域労働市場」の展開と農業生産の営みの交織の中で、日々の生活水準向上への志向を土台として自らの歩むべき道の選択を行なう兼業農民層の姿をとらえてこそ、現段階における農民層の多様な兼業化のあり方を理解しうるであろうし、また、労働問題一般には解消しきれない兼業農民問題を正しく把握しうるものと考ええる。それゆえ、ここでは、「地域労働市場」の展開過程のみではなく、農業生産の営みの変容にも着目しつつ、生きた兼業農民を軸として、農民層の兼業化過程とその現段階的特質についての分析を行なう。

第3に、兼業農家と兼業農民とを複眼的とらえる視角が弱いという問題が指摘できる。すなわち、「家業」としての農業は、これまでとりわけ「家」を単位として把握されてきた。しかしながら、そうした農業経営自体、家族協業によってなり立っているものである以上、兼業農民層の農業生産の営みを問題にする際には、家族員諸個人の農業生産上の「地位—役割」構造にまで

踏み込んで見ることが不可欠に必要とされてくる。また、家族員の兼業化という事態も、各人が属する「家」と密接な関係をもちつつも、一方では、諸個人の職歴・職場生活として展開しているものである。従って、農業と兼業の両側面において、兼業農家と兼業農民という複眼的視角が貫かれねばならないのである。従って、ここでは、農家経済と就業構造の現状分析を通して、「家」としての農業生産の営み及び兼業のあり方を大きくとりおさえたうえで、個々の家族構成員のレベルにまで分析をすすめる。すなわち、一方で、各農家の農業生産の営みを、家族構成員の「地位—役割」構造においてとらえ、他方で、諸個人のレベルで展開する職場生活をその労働条件を軸として把握することを試みる。

さて、以上のような分析視角にもとづいて本稿では、以下のような手順で分析を行なう。

まず、第1に、新潟県西蒲原・巻町の農業生産上の諸特徴と西蒲原「地域労働市場」の特質をおさえたうえで、兼業農民層の就業動向を大きくとりおさえる（第1章）。

第2に、本稿の対象部落であるS部落の史的展開過程を生業基盤の変化から時期区分（Ⅰ～Ⅴ期）するとともに、①経営耕地面積の変化と機械化の進展（第2章）、②副業の盛衰と兼業化の進展（第3章）を、時期区分にそってみていく。

第3に、兼業農民層の現実の生産・労働—生活過程を、すでに指摘した如く複眼的視角によって、①農家経済と就業構造、②農業生産（以上第4章）、③職場生活（第5章）からとりおさえる。

そして、第4に、以上の分析を通じて明らかにし得た、農民層の兼業化過程とその現段階的特質についての総括を行ない、本稿のまとめとする（終章）。

なお、本調査研究は、1971年以降すすめてきている私たちの研究グループの村落社会構造変動研究の第2シリーズ³⁰⁾として位置づけられ、かつ筆者がこれまで対象としてきた秋田県井川町N部落³¹⁾との比較研究という性格を有している。対象地の選定に際しては、兼業農民生活を規定する労働市場と土地所有の相違に着目した。但し、本稿では、N部落との比較分析を直接には行っていない。

また、本調査研究は、文部省科学研究費による「戦後日本における住民層の生活様式の変容と生活圏樹立に関する基礎研究」（1982～84年、代表布施鉄治）に基づいて実施されたもので、本稿で用いる資料は、1982年5月、7月に2度にわたり行なわれた機関調査及び8月の集落調査の調査結果と、その際に入手し得た諸資料である。この調査は、北大教育学部布施鉄治教授をはじめ、北大生活社会学研究会所属教官（岩城完之、小林甫、中江好男）、北大教育学部教育社会学研究室的院生、研究生、学生（10名）の計14名によって行なわれた。それゆえ、本稿は、14名の共同作業のひとつの成果としての性格をもつものであるが、本稿は西尾純子の責任においてとりまとめた。

注

1) 戸木田嘉久『現代資本主義と労働者階級』岩波書店、1982年、p. 184。

2) 戦後の地域開発政策の展開については、小林甫「戦後日本資本主義の発展と地域諸政策の展開過程」（布施鉄治、小林甫、酒井恵真『戦後日本資本主義の発展に伴う地域住民生活の変貌と「社会計画」』北海道大学生活社会学研究会、1980年）がある。

3) 農村地域工業導入促進法による工場誘致の実績については、島崎稔「“農工一体化”政策と農村工業」（中央大学経済研究所編『農業の構造変化と労働市場』中央大学出版部、1978年）、及び井上和衛「農民層分解と農村住民」（講座『今日の日本資本主義』8 大月書店、1982年）を参照のこと。

- 4) 大河内一男『黎明期における労働運動』岩波新書, 1952年。
- 5) 江口英一『『地域労働市場』と失業の拡大』(中央大学経済研究所編『兼業農家の労働と生活・社会保障』1982年), p. 290.
- 6) 農林省『農村工業経営論』1954年, pp. 22-23.
- 7) 同上, pp. 28-29.
- 8) 大河内正敏『農村の工業』鐵塔書院, 1934年, p. 40.
- 9) 同上, p. 15.
- 10) 井上和衛「農村工業化に伴う低賃金労働力の創出」(『労働科学』第51巻2号, 1975年), p. 71.
- 11) 布施鉄治, 岩城完之, 小林甫『社会学方法論—現代における生産・労働・生活分析—』御茶の水書房, 1983年, 参照。
- 12) 福武直「村落構造の研究のために」(福武直編『日本村落の社会構造』東京大学出版会, 1959年), 参照。
- 13) 島崎稔『日本農村社会の構造と論理』東京大学出版会, 1965年, 参照。
- 14) 本稿の対象地, 新潟県西蒲原郡巻町S部落の村落構造の変容過程については別稿を用意する。
- 15) 江口英一「農村における過剰人口プールの新しい形成」(中央大学経済研究所編『農村の構造変化と労働市場』1978年), p. 241.
- 16) 江口英一「序」(中央大学経済研究所編『兼業農家の労働と生活・社会保障』1982年), p. 1.
- 17) 前掲江口「農村における過剰人口プールの新しい形成」参照。
- 18) 前掲江口『『地域労働市場』と失業の拡大』p. 287.
- 19) 同上江口『『地域労働市場』と失業の拡大』参照。
- 20) 田代洋一「本書の課題と方法」(田代洋一, 宇野忠義, 宇佐美繁『農民層分解の構造』御茶の水書房, 1975年), p. 3.
- 21) 田代洋一「地域労働市場の展開と農業労働力の就業構造」(田代洋一, 宇野忠義, 宇佐美繁『農民層分解の構造』御茶の水書房, 1975年), p. 31.
- 22) 同上, p. 45.
- 23) 同上, p. 42.
- 24) 美崎皓「東北地方における労働市場の地域的展開」(吉田寛一編『労働市場の展開と農民層分解』農文協, 1974年), p. 159.
- 25) 美崎皓「労働市場と農民層分解」(吉田寛一編『労働市場の展開と農民層分解』農文協, 1974年), p. 15.
- 26) 前掲美崎「東北地方における労働市場の地域的展開」p. 159.
- 27) 同上, pp. 184-185.
- 28) 前掲美崎「労働市場と農民層分解」p. 14.
- 29) 前掲田代「地域労働市場の展開と農業労働力の就業構造」参照。
- 30) 私たちの調査研究の第1シリーズは, 北海道における「新酪農地帯」分析にむけられた。その諸成果としては, 布施鉄治, 岩城完之, 小林甫他『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程I, II』(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 第12号, 第15号, 1977年, 1978年), 布施鉄治, 白樫久, 安倍恒雄「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」(『村落社会研究』第11集, 御茶の水書房, 1975年), 布施鉄治, 白樫久, 酒井恵真「家族協働・協業体としての『家』と酪農民の生活」(『村落社会研究』第13集, 御茶の水書房, 1977年), 布施鉄治, 小内透「日本資本主義の発展と農民社会の構造的変質」(『北海道大学教育学部紀要』第33号, 1979年), 小内透「新酪農地帯における住民生活・社会構造の変動と地方自治体の産業政策・社会計画」(北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」』, 1980年), 小内透「戦後日本資本主義の発展と北斗農場の展開過程(上)(下)」(『北海道大学教育学部紀要』第39号, 第41号, 1981年, 1982年)等がある。
- 31) 布施鉄治, 西尾純子『工業化と東北村落社会の構造的変質』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 第21号, 1982年, 参照。

第1章 西蒲原・巻町の産業と兼業農民層の就業動向

第1節 西蒲原・巻町の史的構造

米どころ新潟県にあって、蒲原平野に位置する西蒲原は、経営耕地規模・反収において県水準を大きく上回り、文字通りの“穀倉地帯”として知られる（表1-1）*。と同時に、近年は、耕地の流動化の側面、すなわち、経営受委託や代替地取得の動きが活発な地域としての特徴も有している¹⁾。

表1-1 経営耕地規模別農家数

1980年

	例外規定	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上	総計
新潟県	168戸 (0.1)%	46,343 (27.7)	47,319 (28.3)	28,631 (17.1)	18,286 (10.9)	18,833 (11.3)	7,267 (4.3)	605 (0.4)	167,452 (100.0)
西蒲原	19 (0.2)	1,385 (14.4)	992 (10.3)	1,050 (10.9)	1,251 (13.0)	7,744 (28.6)	1,996 (20.8)	165 (1.7)	9,602 (100.0)

資料：『農林業センサス』

* しかし、明治中期まで、西蒲原は、県内でも低生産地帯に属していた。それは、信濃川がもたらす水害の常発地帯であり、かつ総土地面積36,712ha（昭和50年、新潟市域を除く）は、皿状凹凸部を伴いながら、その45.5%が、標高5メートル以下という低湿地からなるという自然条件によるものであった。従って、「流れどころ」「三年に一回」と形容されていた西蒲原のこれまでの歴史は、この“外水”と“内水”との戦いの歴史であった²⁾。

それゆえ、こうした悪条件下で耕作を続ける農民層からの、信濃川を大河津地点から最短距離で、日本海に放流する分水工事の請願は、はやくも享保年間から行なわれていた。しかし、近世期西蒲原は、長岡、新発田、与板、会津、桑名、高崎、天領及び神社領等が複雑にいくつにわたっているうちに、当時の土木技術の限界や財政上の問題から、この大工事は長いこと遂行されず、ようやく実現をみたのは、明治29年（1896年）の“横田切れ”と呼ばれる大洪水を経たのち、明治42年（1909年）に開始される第2次大河津分水工事によってであった（大正13年完成）。

一方、低湿地がもたらす冠水害の防止も、明治末から大正にかけての排水機設置等の排水工事の進

表1-2 経営耕地規模別にみた専兼別農家構成—西蒲原，1970年

(単位：%)

	西 蒲 原 郡				新 潟 県			
	総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業	総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業
例 外 規 定	0.2	23.5	23.5	52.9	0.1	26.9	22.9	50.3
0.3ha 未 満	9.0	2.9	1.2	95.9	13.1	5.3	1.8	93.0
0.3～0.5	7.1	0.9	1.5	97.6	14.6	4.1	4.8	91.1
0.5～0.7	5.3	2.3	5.4	92.3	13.4	3.6	12.3	84.2
0.7～1.0	6.7	2.1	12.5	85.4	16.1	3.8	25.7	70.5
1.0～1.5	11.4	3.0	35.0	62.0	17.4	4.4	49.3	46.3
1.5～2.0	13.2	5.1	62.9	32.0	10.7	5.7	72.5	21.8
2.0～2.5	15.0	6.0	82.0	12.0	7.0	8.1	83.6	8.4
2.5～3.0	13.8	6.1	87.0	6.9	3.9	10.1	86.1	3.8
3.0～5.0	17.3	6.6	90.3	3.0	3.4	13.4	84.6	1.9
5.0ha 以 上	1.0	11.7	88.3	—	0.2	22.0	77.1	0.9
合 計	100.0	4.7	54.5	40.8	100.0	5.2	35.4	59.4

資料：『農林業センサス』但し、『西蒲原土地改良史』下巻 表5-2-1より引用。

注：1市5町6村の合計

展により、この期一定の前進をみ、西蒲原は明治39年（1906年）に、はじめて蒲原4郡（西蒲原、中蒲原、北蒲原、南蒲原）中、最高の反当稲作収量をあげるまでになる。さらに、大河津分水が安定的に機能し、大通川・新川が排水川として設備された昭和10年（1935年）以降、他の3郡を大きくうわまわる反収を記録するに至る。そして、このような戦前の“内水”“外水”との戦いの成果のうに、戦後の耕地整理を積みあげることににより、西蒲原は新潟県の穀倉地帯としての地位を築くのである³⁾。

他方、西蒲原は、就労場所が豊富な農村地域でもある。それは、北部で各種産業が集積する「県都」新潟市に隣接し、南部で金属洋食器や金属ハウスウェア等の地場産業が集積する燕市を擁するという地理的条件に負うところが大きい。

それゆえ、水田単作地帯におけるこうした条件は、この地域の農民層の兼業化を進め、西蒲原は県内でも有数の兼業深化地帯となっている（表1-2）。

以上のような特徴を有する西蒲原の中心部に位置するのが巻町である（図1-1）。巻町は、西蒲原の中で、燕市について人口が多く、4つの県立高校・県立農業大学校や、その他各種の国・県の出先機関が集まり、古くから「郡都」と呼ばれている*。

* 巻町は、明治12年（1879年）蒲原を東西南北中の5郡に分かつに当り、西蒲原郡巻村と称し、1889年に堀山新田村と合併し、1891年町制を施行した。その後、1949年漆山村の一部を編入、さらに町村合併促進法施行により、1955年漆山村、峰岡村、角田村、浦浜村を合併、西川町の一部を編入した。また1960年には、岩室村の一部を編入し、現在の巻町が誕生している⁴⁾。

図1-1 西蒲原の位置と構成市町村

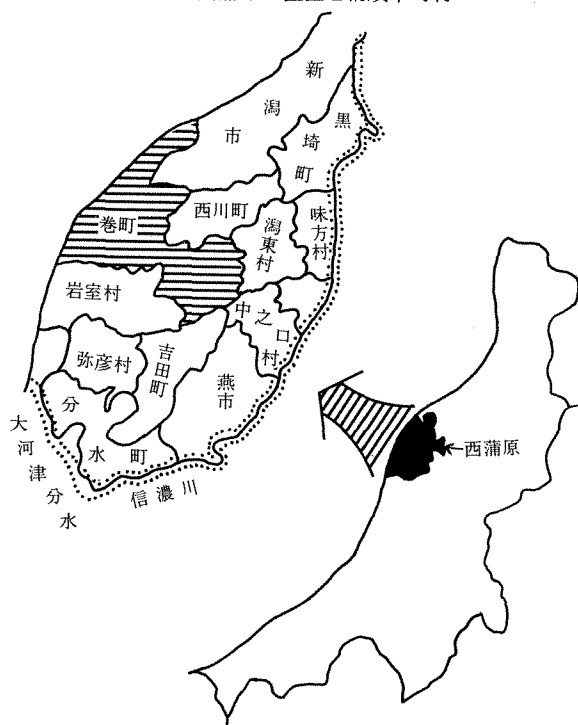


表1-3 巻町の人口・世帯数の変化

	世帯数	人口
1920 (T9)	3,888 世帯	19,900 人
1925 (T14)	3,909	19,927
1930 (S5)	3,950	20,549
1935	4,103	21,528
1940	4,057	21,750
1947	5,340	28,802
1950	5,225	28,660
1955	5,260	28,507
1960	5,545	28,035
1965	5,803	27,445
1970	6,091	27,139
1975	6,469	27,682
1980	6,749	28,325

資料：『国勢調査』『巻町の統計』

注：町村合併・編入以前についても合併・編入町村の世帯数・人口は含まれている。

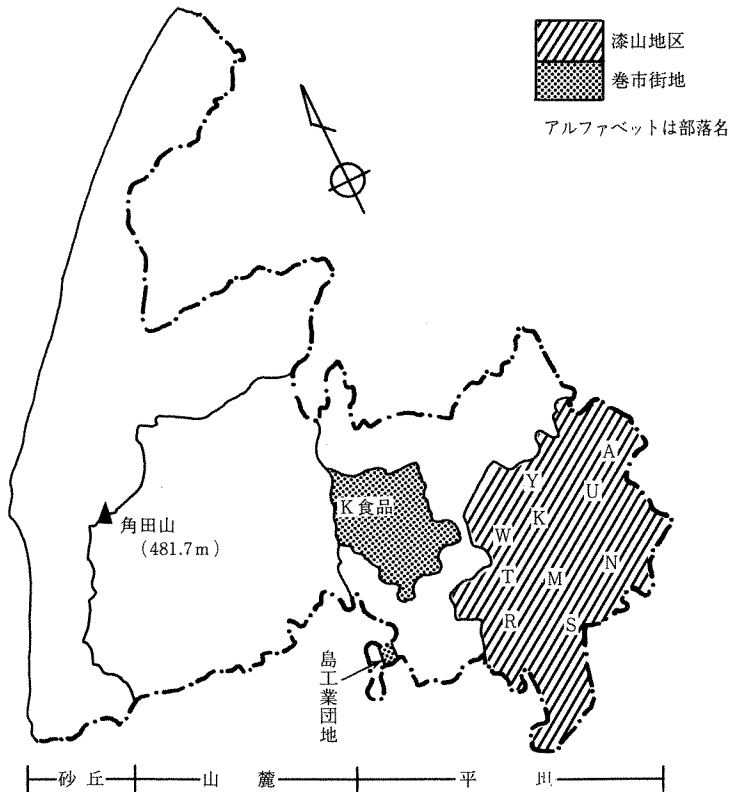
巻町は、新潟市まで30分、燕市まで15分という至近距離にあり、近年ベッドタウン化する傾向がみられ、世帯数が年々増加するとともに、1947年以降減り続けた人口も、1970年を機に増加に転じている（表1-3）。

第2節 巻町の農業と農民層分解

第1項 巻町農業の地域別特徴

この巻町を底辺で支えてきた産業は言うまでもなく農業である。巻町における農業は、近年の第2次・第3次産業の急速な伸びのなかでその地位を大幅に低下させてきているものの（表1-

図1-2 巻町の地域区分と漆山地区の位置



4), 町の基本計画をみるまでもなく、今なお基幹産業の位置にある。

いま、この農業を、耕地利用別にみると、同町は、(i) 砂丘地帯、(ii) 山麓地帯、(iii) 平坦地帯の3つに大きく地帯区分される（図1-2）。(i) の砂丘地帯は、623ha の砂丘畑地をかかえ、水稻+畑作経営（すいか+大根、葉たばこ+大根）の複合経営が行なわれている⁵⁾。また、(ii) の山麓地帯では、1969~73年にかけての県営農地造成事業（開拓パイロット事業）による角田山麓202.4haの開墾により柿の植栽が開始され、水稻+果樹経営の複合経営が中心である。そして、

表1-4 巻町の産業分類別就業者数の推移

	1955	1960	1965	1970	1975	1980
第1次産業	7,652(56.1) ^人	6,733(48.8)	5,508(40.5)	4,756(32.6)	3,198(22.6)	2,915(19.7)
農業	2,517(55.1)	6,640(48.1)	5,462(40.2)	4,706(32.3)	3,148(22.2)	2,865(19.3)
第2次産業	1,863(13.7)	2,408(17.5)	3,094(22.8)	3,756(25.7)	4,336(30.6)	4,624(31.2)
建設業	660(4.8)	846(6.1)	1,188(8.7)	1,212(8.3)	1,560(11.0)	1,730(11.7)
製造業	1,191(8.7)	1,555(11.3)	1,900(14.0)	2,543(17.4)	2,756(19.5)	2,827(19.1)
第3次産業	4,127(30.3)	4,661(33.8)	4,997(36.8)	6,077(41.7)	6,622(46.8)	7,290(49.2)
卸・小売業	2,041(15.0)	2,119(15.4)	2,050(15.1)	2,475(17.0)	2,670(18.9)	2,978(20.1)
サービス業	1,190(8.7)	1,593(11.5)	1,815(13.4)	2,276(15.6)	2,550(10.0)	2,836(19.1)
計	13,642(100.0)	13,802(100.0)	13,599(100.0)	14,592(100.0)	14,156(100.0)	14,829(100.0)

資料：『国勢調査』

注：1955年については、1960年岩室村より編入された2部落は含まれていない。

これら2地域に対し、(iii)の平坦地域は、全農家の86%が水稻単作経営を行ない、その意味で、西蒲原を代表する地域といえる。同地域には、1977年の第2次農業構造改善事業で6つ、翌年の地域農政特別対策事業で8つの、機械の共同利用を中心とした生産組織が形成されている。

以下、(iii)の平坦地域にしばって、1960年から80年にいたる農民層分解の進展を概観しよう（但し、資料の制約上、ここでは平坦地域でも、純農村部にあたる漆山地区＝旧漆山村、10部落を対象とする）。

第2項 代替地取得と経営受委託関係

表1-5は、1960年以降20年間の経営耕地規模別農家数の推移を示したものである。この20年間に、同地区の農家数は650戸から457戸へと3割減少しており、規模別には、3ha以上層が増加する一方で、3ha未満層が、ほぼ全階層で農家数を減らし続けており、かなりドラスチックな農民層分解が進展したことがわかる。

そして、こうした総農家数・規模別農家数の変化は、近年、とりわけ、次のような農地の流動化のもとで、生じてきたものである。それは、第1に、他市町村からの代替地取得の動きであ

表1-5 漆山地区経営耕地規模別農家数の推移

	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上	計
1960	60(100) ^戸	83(100)	88(100)	93(100)	73(100)	10(100)	96(100)	57(100)		650(100)
1965	70(117)	73(88)	78(89)	79(85)	60(82)	89(89)	94(98)	86(151)		629(97)
1970	64(107)	54(65)	56(64)	62(67)	54(74)	79(79)	82(85)	113	3(200)*	565(87)
1975	52(87)	43(52)	37(42)	50(54)	64(88)	64(64)	67(70)	116	12(225)*	505(78)
1980	40(67)	25(30)	44(50)	45(48)	50(68)	69(69)	54(56)	116	14(228)*	457(70)

資料：『農林業センサス』

注：()内は、1960年を100とした指数。ただし*は3ha以上層で計算。

表1-6 西蒲原市町村別出作一入作面積（水田）

(1979)

自市町村からの出作	自市町村への入作	燕市	吉田町	分水町	弥彦村	岩室村	巻町	西川町	月潟町	中之口村	潟東村	味方村	黒埼町	計
燕市			(10a) 742	335	78	29	27	-	-	204	1	-	-	1416
吉田町		91		62	42	68	39	2	-	-	-	-	-	304
分水町		4	31		742	-	-	-	-	-	-	-	-	777
弥彦村		-	54	138		63	12	-	-	-	-	-	-	267
岩室村		-	68	-	107		261	-	-	-	-	-	-	436
巻町		-	26	1	-	263		335	-	1	13	-	-	639
西川町		-	-	-	-	22	675		-	-	208	-	11	916
月潟町		3	-	-	-	-	-	-		11	2	-	-	16
中之口村		128	-	1	-	3	19	-	-		22	-	-	173
潟東村		9	8	-	-	-	1279	122	-	161		89	-	1668
味方村		-	-	-	-	-	13	-	-	-	237		-	250
黒埼町		-	-	-	-	17	9	163	-	-	36	210		435
計		235	929	537	969	465	2334	622	-	377	519	299	11	7297

資料：『西蒲原土地改良史』下巻 表6-4-11より作成

注：但し分村した溝古新、本町、羽黒は資料の制約上吉田町、中之口村に入っている。

また、新潟市域については除外した。

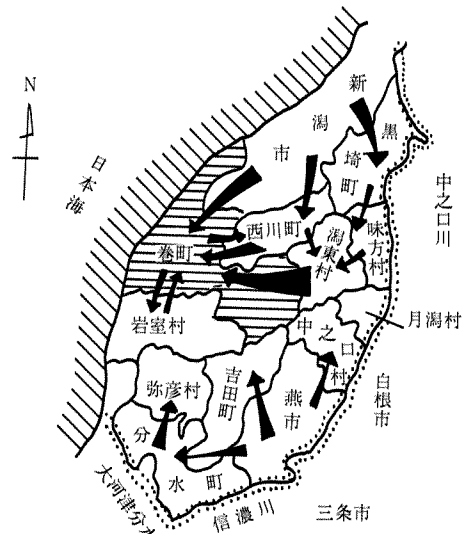
表1-7 新潟市の出作面積(水田)

(1978年)

面 積			面 積
町 村			
黒 埼 町			873 ^(10a)
巻 川 町			433
西 川 町			311
潟 東 村			197
岩 室 村			167
味 方 村			152
吉 田 町			78
中 之 口 村			9
計			2,220

資料：新潟県農林水産部
但し、『西蒲原土地改良史』下巻
表6-4-10より引用。

図1-3 出作—入作状況



資料：表1-6，1-7より作成

注：矢印は、20ha以上の入作の動きを图示したものである。

り、第2に、経営受委託である。

このうち、第1の代替地取得の動きは、新潟市域及び燕市周辺の農家が、高地価の農地を手離し、より安価な農地を求めて西蒲原内部へ進出する動きとしてあり(表1-6、表1-7、図1-3)、巻町は、このうち新潟市域からの代替地取得の流れが集中する地域に位置している。その結果、1981年1月1日現在、巻町内の水田の8.5%は、隣接市町村の農家の手に帰しているという事態にたちいたっている⁶⁾。

ところで、こうした都市近郊の高地価の土地を手離しての代替地取得の動きは、当然、進出地域の地価をつり上げるよう作用する。その結果、町内農家の耕地購入による規模拡大の道はせめられ、彼らが規模拡大をする場合、第2の方向である経営受委託に頼らざるを得ない状況が生まれてきている⁷⁾。そこで、この経営受委託の現状を漆山地区を例にとってみると*、そこには以下のような特徴がみてとれる。

* ここでは、『昭和56年産米品種別作付面積等調査票』結果を用いている。同調査は、農林業センサスの世帯用照査で非農家とされる「現在の経営耕地10アール以下」でかつ「過去1年間の農産物販売額10万円以下」の「農家」についても調査がなされているため、センサスよりも、とりわけ委託者側の動向が十分把握されうると考える。なお、所有耕地面積10アール未満については未調査のため除外した。

第1は、受委託関係がとり結ばれる階層についてである。漆山地区で受委託関係を結ぶ農家は総農家の40.2%を占めるが、それを所有耕地規模別に示すと表1-8の如くなる。各階層に占める受委託農家率をみると、委託農家はとりわけ1ha未満の各階層で5割前後を占めて集中的に存在し、逆に受託農家は1ha以上の各階層で3割前後の比率を占めながら、広がりをもって存在していることがわかる。すなわち、1ha未満層への委託農家の集中と、1ha以上層への受託農家の広がりが指摘される。

第2は、こうした受委託後の経営耕地規模の問題である(表1-9)。まず、受託農家の場合、所有面積に1ha未満の耕地を加えた程度の経営に移行するものが最も多く、全体の65.7%を占め、これに1.0~1.5ha未満増の農家を加えると、全体の82.5%がこの範囲にとどまる。そして、受託による大規模な拡大(ここでは3ha以上程度の規模拡大)をはかる農家は、数戸程度に

表 1-8 所有耕地規模別受委託農家数

所有耕地 面積	0.1 ha 以上	0.3 ha }	0.5 ha }	1.0 ha }	1.5 ha }	2.0 ha }	2.5 ha }	3.0 ha }	5.0 ha 以上	不 明	計
階層別農家数 (割合)	89 (100.0)	56 (100.0)	68 (100.0)	73 (100.0)	59 (100.0)	70 (100.0)	60 (100.0)	99 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	582 ^戸 (100.0) [%]
受託農家数 (受託農家率)	1 (1.1)			15 (20.6)	16 (27.1)	24 (34.3)	18 (30.0)	24 (24.2)	3 (37.5)	4 (50.0)	105 (18.0)
委託農家数 (委託農家率)	39 (43.8)	28 (56.0)	31 (45.6)	13 (17.8)	8 (13.6)	3 (4.3)	2 (3.3)	1 (1.0)		4 (50.0)	129 (22.2)

資料：巻農協漆山支所『昭和56年産米品種別作付面積等調査票』より作成

注：部落田を受託する3ケースについては除外、漆山地区以外の家（受託農家4，委託農家11）については除外。

表 1-9 受委託関係農家の所有・経営面積別農家数

所 有 経 営	0.1ha 以上	0.5～	1.0～	1.5～	2.0～	2.5～	3.0～	3.5～	4.0～	4.5～	5.0～	5.5～	不 明	計
0.1ha未満	63	15	2											80 ^戸
0.1～	4 ⁽³⁾	13	8	5	1									31
0.5～		3 ⁽³⁾	2											5
1.0～			4	2	1	1								8
1.5～			8	4 ⁽¹⁾										12
2.0～			2	7	6 ⁽¹⁾									15
2.5～			1	2	12	2 ⁽¹⁾	1							18
3.0～				2	2	6	5							15
3.5～				1	3	4	5	1						14
4.0～					1	4	2	3	1					11
4.5～						2	1	1	2					6
5.0～				1					1	1				3
5.5～								1			2			3
6.0～														
6.5～												1		1
不 明	1		1		1	1							8	12
計	68	31	28	24	27	20	14	6	4	1	2	1	8	234

資料：『昭和56年度産米品種別作付面積等調査票』より作成

注：()内の数字は所有面積階層＝経営面積階層のうち 所有面積＞経営面積。

表 1-10 各農家が受託関係をと리카わす農家数

	1 軒	2 軒	3 軒	4 軒以上	計
何人からの受託	64 (61.0) [%]	24 (22.9)	6 (5.7)	11 (10.5)	105 (100.0)
何人への委託	100 (77.5)	20 (15.5)	7 (5.4)	2 (1.6)	129 (100.0)

資料：『昭和56年度産米品種別作付面積等調査票』より作成

すぎない。一方、委託の場合、委託＝脱農化を意味するものではなく、委託農家の3分の1は、委託後も残りの自作地を自らが経営し続けていることがわかる。

第3に、契約をとりかわす農家数についてみると（表1-10）、受託の場合は、1軒からの受託が64ケース（61.0%）、2軒からが24ケース（22.9%）となり、委託の場合は、1軒への委託が100ケース（77.5%）、2軒への委託が20ケース（15.5%）となる。あきらかに1～2軒からの受託、そして1軒への委託というのが主流であるといえる。

第4は、こうした受委託契約の多くが部落内で結ばれている事実である（部落内82.2%、部落外17.8%）。したがって、受委託関係は部落毎に異なった展開を示し、漆山地区の場合、もっとも両極への分解が進むU部落で、経営受委託が活発に展開している。

こうしてみると、漆山地区における典型的な受託農家は、1ha以上の自作地に、部落内の1～2戸の農家から借り受けた1ha前後の借地を加えた経営を行なう農家であり、委託農家は、1ha未満の所有耕地の一部ないし全部を部落内の一農家に貸し付け、自らの経営の縮小をはかる農家として特徴づけられる。そして、それ自体部落毎に異なった展開を示しているのである。

さて、このような特徴を有する受委託関係は、今後とも、この地域の農民層分解の主流をなすものであり、今後の動向は、現在の各層の受委託関係の状況から、一定判断しうるものであると考える。そのような視点から、受委託関係の現状をもとに、漆山地区の農家の階層区分を試みたのが表1-11である。同表は、経営耕地規模別に、受託農家、委託農家、及び受委託関係のない農家が、いかなる割合で存在するのかをみたものである。委託農家は経営耕地3ha以上には存在せず、また、受託農家は1ha未満にはほとんど存在していない。その結果、(i) 1ha未満層は、委託農家と受委託関係がない農家によって、逆に、(ii) 3ha以上層は、受託農家と受委託関係のない農家によって構成されており、(iii) その間の1～3ha未満層には、委託農家、受託農家、そして受委託関係がない農家が混在していることがわかる。それゆえ、今後とも両極への分解が予想される1～3ha未満層を中層、1ha未満層を下層、3ha以上層を上層と設定すること

表1-11 漆山地区農家の階層区分

単位：戸

	経営面積	受委託関係なし (所有＝経営)	委託農家 (所有＞経営)	受託農家 (所有＜経営)	計
下層	0.1ha未満	-	80 (100.0)	-	80 (100.0)
	0.1～0.5	77 (71.3)	30 (27.8)	1 (0.9)	108 (100.0)
	0.5～1.0	37 (88.1)	5 (11.9)	-	42 (100.0)
中層	1.0～1.5	45 (84.9)	4 (7.6)	4 (7.6)	53 (100.0)
	1.5～2.0	35 (74.5)	1 (2.1)	11 (23.4)	47 (100.0)
	2.0～2.5	43 (74.1)	1 (1.7)	14 (24.1)	58 (100.0)
	2.5～3.0	40 (69.0)	2 (3.5)	16 (27.6)	58 (100.0)
上層	3.0～3.5	49 (76.6)	-	15 (23.4)	64 (100.0)
	3.5～4.0	12 (46.2)	-	14 (53.9)	26 (100.0)
	4.0～4.5	11 (50.0)	-	11 (50.0)	22 (100.0)
	4.5～5.0	2 (25.0)	-	6 (25.0)	8 (100.0)
	5.0ha以上	5 (41.7)	-	7 (58.3)	12 (100.0)
	不明	-	2 (50.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
計		356 (61.2)	125 (21.5)	101 (17.4)	582 (100.0)

資料：『昭和56年度産米品種別作付面積等調査票』より作成

表 1-12 階層別農家経済状況

(1980年)

階層	戸数	平均 家族員数	経営耕地 面積	農 粗 収 入	農 経 営 費	農業所得	農 所 得 率	家計費	家 計 費 充 足 率
上層	6戸	6.2人	4.13ha	691.7万円	295.2万円	396.5万円	57.3%	455.7万円	87.0%
中層	5	5.3	2.36	378.4	208.1	170.3	45.0	337.4	61.7
下層	1	4.0	1.40	228.5	119.7	108.8	47.6	241.9	49.5

資料：『農家経済調査』西蒲原郡個票より作成

注：西蒲原郡では20戸を対象とし、同調査が行なわれるが、ここでは20戸中水稲単作農家11戸のみを取りだし集計した。

表 1-13 漆山地区の専・兼別農家数の推移

	専業	I 兼	II 兼	計
1960	400 ¹⁾ (61.5)%	99 (15.2)	151 (23.2)	650 (100.0)
1965	87 (13.8)	367 (58.4)	175 (27.8)	629 (100.0)
1970	65 (11.5)	348 (61.6)	152 (26.9)	565 (100.0)
1975	25 (5.0)	302 (59.8)	178 (35.3)	505 (100.0)
1980	17 (3.7)	233 (51.0)	207 (45.3)	457 (100.0)

資料：『農林業センサス』

ができれば。

ところで、このように設定された3階層の経済状況を、西蒲原内の『農家経済調査』（1980年）よりみると（表1-12）、中、下層は、言うまでもなく、平均経営耕地面積4.13haという上層でさえも、農業所得では、もはや家計費を充足し得ない状況下におかれていることがわかる。そして、こうした現実はいきおい全階層的に兼業化をもたらすことになる（表1-13）。そこで、次節では、こうした農民層を吸収する西蒲原「地域労働市場」の特徴をおさえ、その上で、兼業農民層の就業動向についてみていく。

第3節 西蒲原「地域労働市場」と農民層の就業動向

第1項 西蒲原「地域労働市場」の特質

職安資料⁹⁾を通して、西蒲原「地域労働市場」をみると、それは、以下のような特徴を有する労働市場であることがわかる。

第1に、この西蒲原「地域労働市場」が、製造業を中心に形成されてきたということである。すなわち、ここ25年間の産業別新規求人数の推移をみると（表1-14）、①1970年を境とした農業の求人の激減、②卸・小売業の求人の漸増という変化を伴いつつも、やはり一貫して製造業が新規求人数の中心をなしてきたことがわかる。いま、新規求人数に占める製造業の割合をみると、1960年代半ばの落ち込みを除き、ほぼ6、7割を維持し、しかも、その5割程度が金属製品製造業によって占められてきたことがわかる。このことは、言うまでもなく、職安統計からみた西蒲原「地域労働市場」が、燕市の金属洋食器産業*を中軸にすえて展開してきたことをものごとっている。

* この燕市の洋食器製造は、寛永年間（1624～43年）に、信濃川の氾濫による救民対策として、代官が指導奨励した和釘製造にその起源があるといわれる。そして、洋釘の普及により和釘が衰退した後、や

表1-14 産業別新規求人数の推移

	1958	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1978	1981
農 業	49 (1.5)	126 (3.2)	210 (3.1)	224 (9.8)	295 (11.4)	423 (10.1)	366 (6.1)	89 (2.0)	28 (0.7)	24 (0.6)	23 (0.6)	7 (0.2)
鉱 業	-	5 (0.1)	-	-	-	2 (0.1)	-	-	-	7 (0.2)	4 (0.1)	-
建 設 業	391 (12.1)	252 (6.3)	312 (4.8)	258 (11.3)	360 (13.9)	448 (10.7)	255 (3.8)	252 (5.7)	243 (6.3)	272 (6.9)	332 (9.0)	307 (6.7)
製 造 業	1,849 (57.2)	2,642 (66.4)	4,781 (73.0)	1,153 (50.4)	1,127 (43.6)	2,468 (58.8)	4,167 (69.5)	2,971 (67.4)	2,549 (65.6)	2,520 (64.1)	2,103 (57.0)	2,929 (63.8)
製造業に占める 金属製品の割合					469 (41.6)	1,249 (50.6)	1,475 (35.4)	1,596 (53.7)	1,302 (51.5)	1,310 (52.0)	1,063 (50.1)	1,891 (64.6)
卸・小売業	304 (9.4)	287 (7.2)	529 (8.1)	127 (5.6)	242 (9.4)	398 (9.5)	581 (9.7)	553 (12.5)	513 (13.2)	544 (13.8)	554 (15.0)	679 (14.8)
金・保・不動産	8 (0.3)	3 (0.3)	61 (0.9)	3 (0.1)	18 (0.7)	36 (0.9)	29 (0.5)	9 (0.2)	60 (1.5)	50 (1.3)	67 (1.8)	48 (1.1)
運 輸 ・ 通 信	129 (4.0)	81 (2.0)	150 (2.3)	51 (2.2)	72 (2.8)	183 (4.4)	272 (4.5)	239 (5.4)	149 (3.8)	123 (3.1)	148 (4.0)	59 (1.3)
電・ガス・水・熱	-	24 (0.6)	4 (0.1)	-	10 (0.4)	6 (0.1)	2 (0.03)	1 (0.02)	10 (0.3)	10 (0.3)	-	1 (0.02)
サ ー ビ ス 業	494 (15.3)	547 (13.7)	494 (7.5)	466 (20.4)	456 (17.6)	219 (5.2)	315 (5.2)	282 (6.4)	315 (8.1)	318 (8.1)	364 (9.9)	442 (9.6)
公 務	10 (0.3)	15 (0.4)	13 (0.2)	5 (0.2)	7 (0.3)	15 (0.4)	39 (0.7)	15 (0.3)	17 (0.4)	62 (1.6)	98 (2.7)	119 (2.6)
計	3,234 (100.0)	3,982 (100.0)	6,554 (100.0)	2,287 (100.0)	2,587 (100.0)	4,198 (100.0)	5,996 (100.0)	4,411 (100.0)	3,884 (100.0)	3,930 (100.0)	3,693 (100.0)	4,591 (100.0)

資料：巻公共職業安定所『業務分析表』より作成

すり、煙管、銅器等への生産転換を経て、大正初期にスプーン、フォークの製造が始められた。第2次世界大戦により生産は一次中断したが、昭和25年（1950年）頃から米国向けを中心とする輸出が急速な伸びを示した。その後、昭和33年（1958年）頃から欧米諸国の一連の輸入規制が続き、若干停滞するが、昭和45年（1970年）までは比較的順調に推移してきた。なお、この欧米の輸入規制の際に、事業転換をはかった企業により、この期金属ハウスウェアが導入されている。

しかしながら、このような輸出の伸びも、昭和46年（1971年）のドルショックと米国輸入規制の再開、昭和48年（1973年）のオイルショック、さらには台湾・韓国製品の進出等の影響で、現在は停滞傾向にある⁹⁾。とはいえ、金属洋食器では全国生産額のほとんどを、また、金属ハウスウェアでは89%を占める燕市には、1,986の金属製品製造業関係の工場が集積し¹⁰⁾、西蒲原一帯から労働力を供給している。

たとえば、『新潟県新設企業動向』より1965～81年の間に西蒲原に新設された10人以上規模の企業201社を業種別にみても（表1－15）、金属製造が119社と6割程度を占めていることがわかる。すなわち、1960年代後半から全国的に始まる農村工業化¹¹⁾も、戦前から地場産業が形成せられていたこの地域では、従来の集積の上に、同業種がさらに集積されるというかたちですすめられてきているのである。そして、そのなかに、K食品（後述）をはじめとする食料品製造工場や電気機械製造工場が、点々と新設されてきているという状況にあることがわかる。

第2に、有効求人・求職数の推移からみると（表1－16）、西蒲原「地域労働市場」は、以

表1－15 西蒲原新設企業動向

(1965～1981年)

	10～29	30～49	50～99	100～299	300人以上	計
食 料 品	5	2	1	5	1	14
織 維	2	1				3
衣 服	4			1		5
家 具	1	1				2
出 版・印 刷	1					1
窯 業	8	3	1			12
化 学	1					1
鉄 鋼	3		1			4
非 鉄 金 属	2					2
金 属	69	27	15	8		119
（燕 市）	21	7	5	3		36
（吉 田 町）	31	9	6	5		51
一 般 機 械	7		1			8
電 気 機 械	6	6	1			13
精 密 機 械	2		1			3
輸 送 機 械	1	1				2
紙 ・ パ ル プ	2	1	1			4
そ の 他	7				1	8
計	121	42	22	15	1	201

資料：新潟県『新潟県新設企業動向』より作成

注：同調査は従業員10人以上の企業を対象としたもので従業員数は操業開始時点の数。

表 1—16 有効求人数・有効求職数・就職者数・有効求人倍率・就職率の推移

	A 有効求人数			B 有効求職数			C 有効求人倍率A/B			D 就職者数			E 就職率D/B		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1955	6,172人	4,144人	2,028人	7,454人	5,382人	2,072人	0.83	0.77	0.98	1,931人	1,306人	625人	25.9%	24.3%	30.2%
1956	6,206	4,128	2,078	5,149	3,462	1,687	1.21	1.19	1.23	1,875	1,104	771	36.4	31.9	45.7
1957	6,860	4,542	2,318	5,705	3,442	2,263	1.20	1.32	1.02	1,944	1,096	848	34.1	31.8	37.5
1958	8,018	4,960	3,058	6,806	3,943	2,863	1.18	1.26	1.07	1,980	1,017	963	29.1	25.8	33.6
1959	9,155	5,294	3,861	6,654	3,890	2,764	1.38	1.36	1.40	1,965	1,069	896	29.5	27.5	32.4
1960	10,884	6,660	4,224	6,381	3,577	2,804	1.71	1.86	1.51	1,804	880	924	28.3	24.6	33.0
1961	13,706	9,282	4,424	5,930	3,053	2,877	2.31	2.98	1.54	1,801	895	906	30.4	29.3	31.5
1962	24,375	15,623	8,752	6,555	2,992	3,563	3.72	5.22	2.46	2,380	1,003	1,377	36.3	33.5	38.6
1963	6,056	2,883	3,173	6,702	3,410	3,292	0.90	0.85	0.96	1,191	451	740	17.8	13.2	22.5
1964	8,246	4,919	3,327	6,867	3,181	3,686	1.20	1.55	0.90	1,158	485	673	16.9	15.1	18.4
1965	8,006	4,031	3,975	6,056	2,253	3,803	1.32	1.79	1.05	973	325	648	16.1	14.4	17.0
1966	6,647	3,495	3,152	5,016	2,180	2,836	1.33	1.60	1.11	778	371	407	15.5	17.0	14.4
1967	6,819	4,022	2,797	4,286	1,880	2,406	1.59	2.14	1.16	730	379	351	17.0	20.2	14.6
1968	12,341	7,690	4,651	4,351	1,979	2,372	2.84	3.89	1.96	931	475	456	22.6	26.6	19.4
1969	13,624	7,768	5,856	4,464	2,063	2,401	3.05	3.77	2.44	1,078	604	474	24.1	29.3	19.7
1970	12,927	7,398	5,529	4,900	2,403	2,497	2.64	3.08	2.21	1,103	572	531	22.5	23.8	21.3
1971	9,973	6,191	3,782	6,220	3,108	3,112	1.60	1.99	1.22	1,098	620	478	17.7	19.9	15.4
1972	13,566	8,061	5,505	5,535	2,874	2,661	2.45	2.81	2.07	1,056	584	472	19.1	20.3	17.7
1973	14,239	8,398	5,841	5,038	2,594	2,446	2.83	3.24	2.39	898	584	314	17.8	17.6	18.0
1974	11,669	7,021	4,648	7,455	3,581	3,874	1.57	1.96	1.20	1,033	451	582	13.9	12.6	15.0
1975	14,932	8,364	6,568	11,158	5,384	5,774	1.34	1.55	1.14	1,103	465	638	9.9	8.6	11.0
1976	17,003	9,711	7,292	9,995	5,074	4,921	1.70	1.91	1.48	1,146	547	599	11.5	10.8	12.2
1977	12,115	7,669	4,446	10,792	5,031	5,761	1.12	1.52	0.77	1,024	498	526	9.5	9.9	9.1
1978	13,975	8,751	5,224	13,368	6,309	7,059	1.05	1.39	0.74	1,350	693	657	10.1	11.0	9.3
1979	17,906	11,035	6,871	12,617	5,859	6,758	1.42	1.88	1.02	1,366	604	570	10.8	11.9	9.9
1980	16,543	10,779	5,764	12,892	5,871	7,021	1.28	1.84	0.82	1,395	661	734	10.8	11.3	10.5
1981	15,753	9,525	6,228	15,849	7,465	8,384	0.99	1.28	0.74	1,294	649	645	8.2	8.7	7.7

資料：巻公共職業安定所『業務概況』

注：有効求人倍率＝ $\frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職数}}$ ，就職率＝ $\frac{\text{就職者数}}{\text{有効求職数}}$

下のような特徴を有している。

まず、職安が把握する有効求人数は、1955～1962年にかけて急増した後、1963～1967年にかけて、6千～8千件で推移する Bottom の時期を迎える。しかし、その後は、1970年代の不況期に入った後も、1万～1万5千件代を維持しながら現在にいたっている。さらに、この有効求人数の変化を男女比でみると、Bottom の時期を除き、ほぼ男子6割に対し女子4割を示しており、この「労働市場」は、常に男子の労働力需要が女子のそれを上回る「労働市場」であるといえる。

一方、有効求職数は、好不況の波の中で、1974年までは、4,300～7,500件の間で推移する。しかし、1975年以降、求職者は急激な増加を示し、1975年には1万件を突破、さらに、1981年には1万5千件にまでふくれあがっており、近年の求職者の激増を知ることができる。男女別には、女子の求職者が増加する1962年以降は、女子の求職者が男子を上回る年が多く、他面で、この「労働市場」は、女子の労働力供給が男子のそれを上回る「労働市場」であることがわかる。

ところで、以上のように有効求人数が一定確保されながらも、有効求職数が激増するなかで、有効求人倍率（有効求人数／有効求職数）は低下し、1981年には、総数において1割を割り込むという事態にたち至っている。そして、それは、1977年以降の女子の有効求人倍率の低下に負うところが大きく、職安統計からみた西蒲原「地域労働市場」は、とりわけ女子労働力の供給過剰

表1-17 被保険者数・雇用（失業）保険受給者実人員

	雇用（失業）保険被保険者数		雇用（失業）保険受給者実人員		
	被保険者数	（指数）	計（指数）	男（指数）	女（指数）
1963年	17,371	(100.0)	3,159 (100.0)	1,314 (100.0)	1,845 (100.0)
1964	18,112	(104.3)	3,442 (109.0)	1,567 (119.3)	1,875 (101.6)
1965	19,624	(113.0)	3,265 (103.4)	1,230 (93.6)	2,035 (110.3)
1966	19,992	(115.1)	2,979 (94.3)	1,208 (91.9)	1,771 (96.0)
1967	20,684	(119.1)	2,389 (75.6)	1,110 (84.5)	1,279 (69.3)
1968	20,699	(119.2)	2,305 (73.0)	1,054 (80.2)	1,251 (67.8)
1969	22,149	(127.5)	2,132 (67.5)	1,002 (76.3)	1,130 (61.3)
1970	23,351	(134.4)	1,972 (62.4)	916 (69.7)	1,056 (57.2)
1971	24,574	(141.5)	3,016 (95.5)	1,335 (101.6)	1,681 (91.1)
1972	25,618	(147.5)	2,649 (83.5)	1,301 (99.0)	1,348 (73.1)
1973	26,389	(151.9)	2,399 (75.9)	1,228 (93.5)	1,171 (63.5)
1974	27,231	(156.8)	3,260 (103.2)	1,603 (122.0)	1,657 (89.8)
1975	27,247	(156.9)	6,264 (197.7)	3,000 (228.3)	3,246 (175.9)
1976	28,087	(161.7)	5,477 (173.4)	2,847 (216.7)	2,630 (142.6)
1977	29,083	(167.4)	5,612 (177.9)	2,627 (199.9)	2,985 (161.8)
1978	29,459	(169.8)	6,342 (200.8)	2,775 (211.2)	3,567 (193.3)
1979	30,317	(174.5)	6,108 (193.4)	2,767 (210.6)	3,341 (181.1)
1980	31,107	(179.1)	6,226 (197.1)	2,656 (202.1)	3,570 (193.5)
1981	31,986	(184.1)	7,833 (248.0)	3,574 (272.0)	4,259 (230.8)

資料：巻公共職業安定所『業務概況』

な「労働市場」と性格づけることができる。

第3に、以上のような、有効求職者数の激増という事態にもかかわらず、実際に職安を介して就職していく者の数は、それほど大きく変動しているわけではない。すなわち、1,000人前後で推移してきた就職者数は、有効求職者が激増する近年においても、1,300人前後に増大するにすぎない。その結果、就職率（就職者数／有効求職数）は、1981年現在、8.2%にまで低下している。そして、こうした数字の背景には、職を求めながら流浪する労働者の群をみることができる。たとえば、それは、雇用（失業）保険受給者実人員が、雇用保険の被保険者数の増加を上回る勢いで急増してきていることから知ることができる（表1-17）。

ところで、こうした就職率の低下という事態は、求人側と求職側双方の条件が、様々な点で合致し得ない結果生じてきているものである。そして、その1つの要因として、求職側の高齢化

表1-18 有効求職数に占める中高年齢者（満45歳以上）・55歳以上層の推移

	有効求職数		中高年齢者の有効求職数		内55歳以上の有効求職数	
年	人	(100.0) %	人	(36.5) %		
1966年	5,016	(100.0)	1,831	(36.5)		
1967	4,286	(100.0)	1,477	(34.5)		
1968	4,351	(100.0)	1,365	(31.4)		
1969	4,464	(100.0)	1,551	(34.7)		
1970	4,900	(100.0)	1,789	(36.5)		
1971	6,220	(100.0)	2,235	(35.9)		
1972	5,535	(100.0)	1,935	(35.3)		
1973	5,038	(100.0)	1,799	(35.7)		
1974	7,455	(100.0)	2,516	(33.8)	1,526	(20.5)
1975	11,158	(100.0)	4,827	(43.3)	2,975	(26.7)
1976	9,995	(100.0)	4,508	(45.1)	2,945	(29.5)
1977	10,792	(100.0)	4,374	(40.5)	2,779	(25.8)
1978	13,368	(100.0)	5,777	(43.2)	3,411	(25.5)
1979	12,617	(100.0)	5,378	(42.6)	3,391	(26.9)
1980	12,892	(100.0)	5,381	(41.7)	3,442	(26.7)
1981	15,849	(100.0)	6,795	(42.9)	4,364	(27.5)

資料：巻公共職業安定所『業務概況』

表1-19 年齢別月間有効求人数

1982年5月7月

	18～29歳	30～44歳	45～54歳	55歳～	計
男	208 人	495	267	58	1,028
	(20.2) %	(48.2)	(26.0)	(5.6)	(100.0)
女	62	346	163	24	595
	(10.4)	(58.2)	(27.4)	(4.0)	(100.0)
計	270	841	430	82	1,623
	(16.6)	(51.8)	(26.5)	(5.1)	(100.0)

資料：巻公共職業安定所資料

表 1-20 職業別新規求人数 (1981年)

	計	男	女		計	男	女		計	男	女
・専門的・技術的職業				金 属 プ レ ス 工	315	180	135	土 工 ・ 舗 装 工	46	32	14
土木・建築・電気技術者	14	14	-	溶 接 工	41	29	12	左 官	3	3	-
看護婦	10	-	10	製 か ん 工	16	4	12	配 管 工	19	19	-
歯科衛生士	9	-	9	板 め 金 工	16	16	-	電 気 工 事 作 業 員	37	37	-
デザイナー	2	2	-	っ き 工	39	25	14	(現 場 監 督)	4	4	-
保母	2	-	2	金 属 研 磨 工	115	81	34	配 達 工	39	39	-
個人教師	2	-	-	シ ャ ー リ ン グ 工	15	8	7	荷 造 工	4	4	-
小 計	39	16	21	ダ イ ガ ス ト 工	3	3	-	倉 庫 作 業 員	1	1	-
・事務従事者				金 属 切 断 工	4	4	-	陸上荷役・運搬作業員	1	1	-
一般・会計事務員	184	12	172	組 立 工	140	18	122	清 掃 員 ・ 雑 役	114	43	71
集 金 人	5	2	3	修 理 工	11	11	-	その他不明の製造工	94	35	59
小 計	189	14	175	検 査 工	38	6	32	小 計	2,012	1,012	1,000
・販売従事者				仕 上 工	21	13	8	・保安職業従事者			
販売店員	183	56	127	縫 製 ・ 織 布 工	49	3	46	守 衛 ・ 監 視 員	16	16	-
販売外交員	224	191	33	木 工	7	4	3	小 計	16	16	-
保険代理人・外交員	1	-	1	木製家具・建具製造工	8	-	8	・サービス職業従事者			
その他販売類似職業	2	2	-	紙 器 製 造 工	12	5	7	家事手伝い	6	-	6
小 計	410	249	161	紙 刷 工	1	-	1	家政婦	2	-	2
・農林漁業作業者				文 選 工 ・ 植 字 工	2	-	2	美容師	37	6	31
養 畜 作 業 者	3	-	3	石 工	1	1	-	ク リ ー ニ ン グ 工	2	2	-
植 木 職 ・ 造 園 師	1	1	-	製 菓 工	86	61	25	給 士 従 事 者	61	11	50
小 計	4	1	3	精 穀 工	2	2	-	接 客 社 交 係	6	-	6
・運輸・通信従事者				め ん 類 製 造 工	3	-	3	娯 楽 場 等 の 接 客 員	18	-	18
自動車運転手	125	125	-	乳 ・ 乳 製 品 製 造 工	3	2	1	調 理 師	49	35	14
電話交換手	1	-	1	清 酒 製 造 工	3	3	-	管 理 人	23	23	-
小 計	126	125	1	肉 製 品 製 造 工	9	4	5	小 計	204	77	127
・技能工・生産工程作業員及び労務作業員				貴 金 属 ・ 宝 石 細 工	1	1	-	不 明	59	54	5
鋳 物 工	61	54	7	表 具 工	1	1	-	合 計	3,060	1,565	1,495
鍛 造 工	19	18	1	包 装 工	351	12	339				
圧 延 工	9	9	-	塗 装 工	21	17	4				
伸 線 工	2	2	-	製 図 工 ・ 写 図 工	23	18	5				
旋盤工等金属機械工作工	161	138	23	工 程 管 理 (作業長)	10	10	-				
				大 型 工	7	7	-				
				型 わ く 工	25	25	-				

資料：巻公共職業安定所『求人申込状況』より作成

があげられる。すなわち、有効求職数が急増する1975年以降、中高年齢者（満45歳以上）の求職数も増加し、総数に占める割合は40%にまで達しており、明らかに、求人側の条件との間に大きなズレが生じてきていることがわかる（表1-18、表1-19）。

第4に、西蒲原「地域労働市場」が、現在必要としている職種についてみると、それは、以下の如くである。表1-20は、資料の許す限り、職業小分類にまでおいて作成したものであるが、それによると、男性への求人でも多いものとしては、販売外交員（営業・セールスマン、191人）、金属プレス工（180人）、旋盤工等金属工作機械工（138人）、自動車運転手（乗用車、貨物含む125人）、金属研磨工（81人）、製菓工（61人）等があげられる。他方、女性の場合、圧倒的に多いのが包装工（339人）であり、続いて、一般会計事務員（172人）、金属プレス工（135人）、販売店員（127人）、各種組立工（122人）、清掃員・雑役（71人）、給仕従事者（50人）となる。つまり、金属洋食器工場の現業部門の求人に限らず、男性における販売外交員、自動車運転手、女性における一般・会計事務員、販売店員、給仕従事者等の求人が、西蒲原「地域労働市場」においても、かなりの比重を占めてきていることがわかる。

こうしてみると、西蒲原「地域労働市場」は、第1に、製造業、とりわけ金属洋食器工業を中心に形成されてきており、第2に、近年の有効求人倍率及び就職率の低下にみる如く、「供給過剰の労働市場」という性格を色濃く有するようになってきており、かつ第3に、金属洋食器工場の現業部門に限らず、多様な職種が求められるようになってきている労働市場であることが指摘できよう。

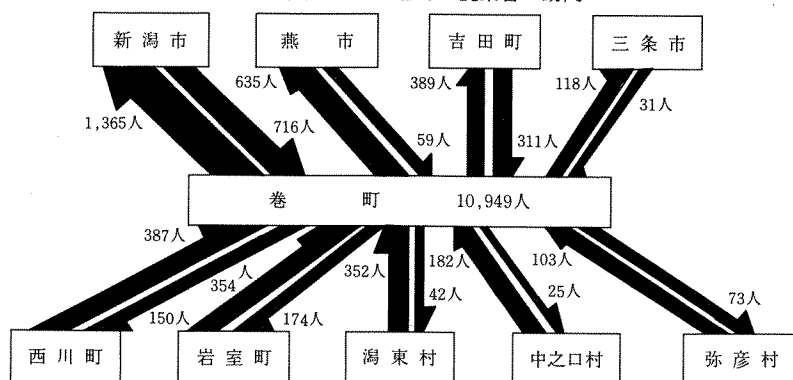
第2項 巻町の産業と就業者の動向

巻町は、以上のような特徴を有する西蒲原「地域労働市場」の中央部に位置している。いま、この巻町を中心に、就業者の動向をみると（図1-4）、巻町は、自市町村内に常住する就業者の77%（10,949人）と、新潟市、西川町、岩室村等からの3,000人程度の就業者を吸収しつつ、他方で、新潟市、燕市等の上位都市へ、多くの就業者を送り出していることがわかる。

このうち、巻町内に就業するものが、いかなる産業に吸収されるのかを、巻町の産業別従業員数からみると（表1-21）、彼らの9割が、卸・小売業、製造業、サービス業、建設業の4つの産業に吸収されている。そこで、各々の産業の特徴をみると以下の如くなる。

(1) 製造業：巻町は、燕市の後背農村部に位置し、古くから金属洋食器工場への労働力供給地の役割を果たしてきた。この巻町が、独自の工業化を進めるのは、1960年代後半以降である。す

図1-4 巻町の就業者の動向



資料：『国勢調査』

なわち、K食品が、1967年に1工場、1969年に2工場、さらに1972年に1工場と、次々に創業を開始すると同時に、1972年には、島工業団地が造成されるのである（図1-2参照）。

K食品は、本社（大正13年創業、資

表 1-21 巻町の産業別従業員数

	従業員数	割合
農 林 水 産 業	151 人	(1.4) %
建 設 業	1,623	(14.6)
製 造 業	2,648	(23.9)
卸 ・ 小 売 業	2,860	(25.8)
金 融 ・ 保 険 業	282	(2.5)
不 動 産 業	58	(0.5)
運 輸 通 信 業	468	(4.2)
電気・ガス・水道	81	(0.7)
サ ー ビ ス 業	2,534	(22.8)
公 務	390	(3.5)
計	11,095 人	(100.0) %

資料：『事業所統計』

時年齢36歳以上) 20%となっている。臨時工・補助工は、年3回の勤務評定の結果で本工への登用がなされるが、補助工からの登用は、少数といわれる。また、本工・臨時工・補助工に対しては、農繁期休暇は一切認めておらず、休めば勤務評定にひびくことになる。従って、農家出身者は、この他に繁忙期(4月～7月半, 9～12月)のみ採用する季節雇(120～130人)として就労する場合が多い。

工程は、仕込み—混合—成型—焙焼—味付—包装であるが、徹底したオートメ化がなされており、人の姿はまばらで、自動供給機を導入しにくい包装分野のみ女性が多く必要とされている(工場調査より)。

表 1-22 K食品の居住地別従業員数(1979年)

	人 数	(割合)
巻 町	547 人	(41.5) %
西 川 町	153	(11.6)
新 潟 市	129	(9.8)
潟 東 村	105	(8.0)
岩 室 村	87	(6.6)
吉 田 町	70	(5.3)
そ の 他	226	(17.2)
計	1,317	(100.0)

資料：『のびゆく巻町・潟東村』

るにとどまり、同社と町内の46工場をもって島工業団地は発足している*。いま、工業団地内の工場を業種別・規模別にみると(表1-23)、金属機械を中心に小零細工場が集まる団地と特徴づけることができる。団地内で30人以上の規模の工場は、U金属(42人)とM精機(81人)の2社にすぎない。

* ほとんどの工場が巻町内から集めたものであり、誘致したゴム会社も従業員12名という小企業であるゆえ、島工業団地の造成は、新たな雇用を生み出したというものではない。しかも、団地内の下請関係は、U金属が10社、M精機が3社と結ぶのみで、関連企業の団地化でもない。従って、企業側のメリットも小さい。私たちの役場での聴き取りによると、島工業団地造成の主要な目的は、第1に、町内に散在する工場を集めることで、とりわけ金属洋食器工場がもたらす公害を防止すること、第2に、農村地域工業導入関連農業基盤整備事業により農道(5,589m)を整備することにあったといわれる。

本金5億円)を柏崎市にもち、県下に6工場、全国に100余カ所の営業所や出張所をもつ大手の菓子メーカーである。現在、主な生産品目であるビスケットが業界第1位、米菓が第3位で、総売り上げでは業界第6位に位置する企業である。

このうち、巻町のK食品は、1982年現在、従業員1,086人(男399人、女687人)*をかかえ、規模の点では西蒲原一を誇る企業である。

* 従業員構成は、本工(正社員)が55%を占め、その他は1年毎に契約の更新が行なわれる臨時工(採用時年齢35歳以下)25%、補助工(採用

このK食品は、従業員を、広く西蒲原一帯や新潟市から集めており(表1-22)、会社側は、マイクロバス20台を常設し、朝晩の送迎にあたっている。

一方、島工場団地の造成は、巻町が、1972年に、農村地域工業導入法の適用を受け、農地の一面を買収して行なったものである¹²⁾。計画当初は、巻町内に散在する工場を工業団地に移転させる一方で、関東地方から3工場を誘致する予定であった。しかし、第1次石油ショックの影響で、埼玉県所沢市からゴム会社(従業員12名)1社を迎え

最後に、業種別に巻町内の工場数・従業員数をみると（表1-24）、巻町の製造業が、1,000人以上規模を誇るK食品と、金属機械を中心とした各種中小・零細企業から構成されていることが確認できよう。

(2) 建設業：西蒲原「地域労働市場」は、土地基盤整備や新潟地震、新潟国体等をてこに急増してきた建設業関係の事業所が多く集まる地域でもあるが、その中にあって巻町は、とりわけ県内でも大手の建設会社が集まる自治体として知られる。この巻町において、建設業関係の事業所が急増するのは、1970年前後からで、表1-25のごとく、1969～72年の3年間に、事業所数が実に倍増している。しかし、その後の10年間は、10人以上規模の増加と1～4人規模の縮小にあきかなように、急増した事業所が淘汰される過程にあるといえる。現在、33の建設会社により「巻建設業会」が結成されているが、なかでも県有数の規模を誇るM組を中心に、「県建設業協会巻支部」に加盟する大手5社が実質的な権限を握り、M組を頂点としたヒエラルヒー構造が形成されている。

(3) 卸・小売業、サービス業：両方で巻町の就業者の約半数を吸収する卸・小売業、サービス業は、1970年前後から漸増し始める。両産業は、1～4人規模の事業所が8割を占め、その大半が零細企業であることを特徴とする（表1-26）。但し、サービス業に関しては、国・公共企

表1-23 島工業団地内の業種別・規模別工場数

	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	不 明	計 (割合)
金 属	26	8	1		1	1	37(78.7)
一 般 機 械		1					1(2.1)
精 密 機 械					1		1(2.1)
鉄 鋼	2						2(4.3)
ゴ ム			1				1(2.1)
そ の 他	1	3				1	5(10.6)
計	29	12	2		2	2	47
(割 合)	(61.7)	(25.5)	(4.3)		(4.3)	(4.3)	(100.0)

資料：役場資料より作成

表1-24 巻町内の工場・従業員数（1980）

	工 場 数		従 業 員 数	
食 料 品	24	(12.3) %	1,485	(54.4) %
織 維	5	(2.6)	81	(3.0)
木 材	17	(8.7)	128	(4.7)
家 具	21	(10.8)	54	(2.0)
出 版	7	(3.6)	82	(3.0)
窯 業	4	(2.1)	85	(3.1)
金 属	72	(36.9)	318	(11.7)
機 械	12	(6.2)	131	(4.8)
電 気	5	(2.6)	71	(2.6)
輸 送	3	(1.5)	14	(0.5)
そ の 他	25	(12.8)	279	(10.2)
総 数	195	(100.0)	2,728	(100.0)

資料：『工業統計表』

表 1-25 建設業の事業所規模別推移

	総 数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上
1960年	148					
1963	134					
1966	158					
1969	175					
1972	347	300	23	15	1	8
1975	300	249	31	12	1	7
1978	287	215	43	17	3	9
1981	271	186	36	31	5	13

資料：『事業所統計』

表 1-26 卸・小売業、サービス業の規模別事業所数（1978）

	民 営						国・公共企業体 地方公共団体	
	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	総 数	事業所数	従業者数
卸・小売業	597 (79.6)	106 (14.1)	35 (4.7)	6 (0.8)	6 (0.8)	750 (100.0)	1	18
サービス業	351 (82.8)	49 (11.6)	16 (3.8)	3 (0.7)	5 (1.2)	424 (100.0)	38	1,050

資料：『事業所統計』

業体、地方公共団体営の事業所・従業員等がかなりの比重を占めていることがわかる。特に、従業員数では、サービス業全体の41.5%を占めており、公務員388人を含めると巻町の全従業員の13.0%を占めることになる。これは、各種の県の出先機関や西蒲原の諸機関が集まる「郡都」巻町の持つ一性格を反映しており、新潟市からの通勤者の多くはここに吸収されているといわれる。

以上、巻町をめぐる就業者の動向と、巻町の産業の諸特徴をみてきた。そこでは、第1に、巻町の産業は、1,000人規模を誇るK食品と、金属製造を中心とした、各種中小・零細企業からなる製造業、M組を頂点に、大手5社を中核とするヒエラルヒー構造をもつ建設業、1～4人規模の事業所が8割前後を占める卸・小売業、サービス業（民営）、そして「郡都」巻町の性格を反映する公務・サービス業（国・公共企業体、地方公共団体営）によって構成されていること、第2に、こうした巻町の産業は、町内に常住する77%の就業者と隣接市町村からの3,000人程度の就業者を吸収するとともに、その一方で、3,000人を若干上回る就業者を、新潟市や燕市などへ送り出している点が明らかとなった。

それでは、この中において巻町の兼業農民層は、如何なる就業動向をなしているのだろうか。

第3項 兼業農民層の就業動向

いま、漆山地区10部落中3部落（S部落、U部落、Y部落）の兼業農家58戸139人（男81人、女58人）を対象とし、①産業別、②階層別、③性別、④年齢別、⑤所在地別に、漆山地区農民層の就業動向をみると、それは以下のような特徴を有している。

まず第1に、彼らが就労する職場を産業別にみると、男性の場合、建設業が最も多く32人（39.5%）、つづいて製造業17人（21.0%）、サービス業13人（16.1%）となる。一方、女性は、製造業に特化する傾向がみられ、同産業への就労者が38人、65.5%を占めている。また、男女とも公務（1人）、国・公共企業体、地方公共団体営の事業所に就労する者（6人）はきわめて少

ない。

第2に、これを階層的にみると（表1-27）、男女とも、むしろ産業別の階層差がきわめて小さいという特徴を有している。すなわち、男性の場合、各階層は、ほぼ同じ割合で建設業を中心に、製造業、サービス業に就労しており、女性の場合、3層は同様に製造業への特化傾向を示している。このことは、漆山地区の農民層が、全階層的に同じような産業に吸収されていることを意味している。

第3に、これに対し、年齢別には、顕著な相違がみてとれる（表1-28）。すなわち、40代以上における就労が、男性は建設業と製造業、女性は製造業へ特化した傾向を示すのに対し、30代、20代になるに伴い、卸・小売業、サービス業へ就労するものが増加してくるのである。とりわけ、20代層では、その傾向が顕著にみられる。従って、この地域の場合、産業別にみた兼業農民層の就労先には、階層よりもむしろ世代による相違が、明瞭にあらわれていることがわかる¹³⁾。

第4に、彼らの職場の所在地の問題がある（表1-29）。まず、建設業従事者の多い男性の

表1-27 漆山地区農家の階層別・産業別兼業先の構成

		農 業	建設業	製造業	卸・ 小売業	金融・ 保 険	運輸・ 通 信	電気・ ガ ス	サー ビス業	公 務	N・A	計
男	上層	3	10	5	2		2		2		1	25
	中層		13	8(2)	3	1	1	1	7		1	35(2)
	下層		9(1)	4	1(1)		3		4(1)			21(3)
	計	3	32(1)	17(2)	6(1)	1	6	1	13(1)		2	81(5)
女	上層			14	3				1	1	1	20
	中層	<3>		16(2)	4				5			25(2)
	下層			8	1(1)			1	3			13(1)
	計			38(2)	8(1)			1	9	1	1	58(3)

資料：Y部落、S部落については実態調査より。U部落Bは『農家就業動向調査』より。

注：()内は自営・家従の内数、< >内一人が二種類の職についている場合の短期間の方。

表1-28 漆山地区農家の年齢別・産業別兼業先の構成

		農 業	建設業	製造業	卸・ 小売業	金融・ 保 険	運輸・ 通 信	電気・ ガ ス	サー ビス業	公 務	N・A	計
男	10,20代	1	2	3	2	1	1		5		1	16
	30代		13	6	4(1)		3		6(1)		1	33(2)
	40代	1	5	2(1)					1			9(1)
	50代		8	6(1)			1		1			16(1)
	60代	1	4(1)				1	1				7(1)
	計	3	32(1)	17(2)	6(1)	1	6	1	13(1)		2	81(5)
女	10,20代			3	5				6	1		15
	30代			16	2(1)			1	2		1	22(1)
	40代			10(1)	1				1			12(1)
	50代	<3>		8(1)								8(1)
	60,70代			1								1
	計			38(2)	8(1)			1	9	1	1	58(3)

資料：Y部落・S部落については実態調査より。U部落Bについては『農家就業動向調査』より。

注：()内は自営・家従< >は一人二種類の職業をもつ場合の短期間の方。

表1-29 漆山地区農民層の兼業先の産業別所在地

	男 性													女 性					
	巻 町	吉田 町	燕 市	三条 市	中 之 口 村	弥 彦 村	新 潟 市	分 水 町	岩 室 町	潟 東 村	西 川 町	不 明	計	巻 町	吉田 町	燕 市	西 川 町	不 明	計
農 業	2	1											3	<3>					<3>
建 設 業	10	5	1		2							5	23						
製 造 業	2	4	4	1							1		12	6	15	9			30
卸 ・ 小 売 業	1	1	2							1			5	2	2	1	1	1	7
運 輸 ・ 通 信		1		2									4						
電 気 ・ ガ ス												1	1						
サ ー ビ ス 業	3		1			1	1	1	1			1	9	1	3	1			5
不 明						1						1	2					1	1
総 計	18	12	8	3	2	2	1	1	1	1	1	8	59	9	20	11	1	2	43

資料：実態調査より作成

注：但し、Y部落とS部落に限る。＜ ＞は一人二種類の職業をもつ場合の短期間の方。

場合は、巻町内に職場をもつものが最も多く18人、続いて、吉田町12人、燕市8人となる。それに対し、製造業従事者が多い女性の場合は、吉田町20人、燕市11人、そして巻町9人の順となり、巻町以上に、工業化が進む吉田町や燕市の労働市場により大きく包摂されていることがわかる。そして、同時に、女性の職場は、燕市、吉田町、巻町の3市町に特化しているのに対し、男性のそれは、少数とはいえ西蒲原全域に広がっている。

以上から漆山地区の農民層の就業動向の特徴として、第1に、農民層の就労先としては、男性は建設業と製造業、女性は製造業が多く、「郡都」巻町に存する公務及び国・公共企業体等のサービス業への就労がきわめて少ないこと、しかし、第2に、建設業と製造業への特化の傾向は、とりわけ40・50代に顕著で、20・30代では産業も多様化し、卸・小売業、サービス業（民営）への就労が増加すること、そして、第3に、階層的にみた場合、当地域の農民層が就労する産業には、階層的相違がほとんどなく、むしろ全階層が同じような産業に吸収されているという特徴を有していること、第4に、建設業従事者が多い男性の場合、巻町内にもっとも多く就労しており、つづいて吉田町、燕市の順となるが、製造業従事者が多い女性の場合、K食品以外に大きな工場がない巻町内よりも、むしろ吉田町、燕市に就労する者が多いということ、そして、第5に、就労先の所在地の広がりからいえば、女性の場合、燕市、吉田町、巻町にほぼ限定されているのに対し、男性の場合は、少数ではあれ、広く西蒲原全域にちらばっているということ、等が指摘される。

このようにみえてくると、巻町の産業別従業員構成、及び巻町をめぐる就業者の動向が、そのまま兼業農民層の就業動向にミニチュア版のように投影されているわけではないことは明らかである。全体的には製造業と建設業従事者が多いという意味においても、また、燕市や吉田町の労働市場により強く包摂されているという意味においても、一局面に偏した形で、それは形成されているのである。

それでは、以上のような点をふまえた上で、次章以下、3ha前後の農家が厚い層をなし、その意味で西蒲原を代表するS部落にしぼり、よりインテンシブに、農民層の兼業化過程と現段階

における生産・労働—生活過程についてみていこう。

注

- 1) 蒲原地域を対象とした論著は数多く存するが、筆者が参考にしたものとして次のものをあげておく。島崎稔「農民層分解と農業労働力の性格」(『土地制度史学』第16号, 1962年)。中江淳一「基本的農業地帯・新潟県における農民層分解の形態」(土地制度史学会編『再生産構造と農民層分解』御茶の水書房, 1961年)。梶井功『農業生産力の展開構造』弘文堂, 1961年。伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』御茶の水書房, 1973年。田代洋一・宇野忠義・宇佐美繁『農民層分解の構造』御茶の水書房, 1975年。
 - 2) 水害常襲地としての西蒲原は、藩政時代から「割地制度」をとり、同制度は、地租改正を経た後も実態としては長く残存していた。この点に関しては、久保安夫「割地軒前持高制度の解体過程」(西蒲原土地改良区編『西蒲原土地改良史』上巻1981年), に詳しい。
 - 3) 西蒲原の土地改良の歴史については、近年、前掲『西蒲原土地改良史』上巻・下巻として集大成されている。また、砺波平野との比較において蒲原平野の土地改良の歴史をあつかったものとして、伊藤喜雄「土地改良と農業構造」(信州大学『経済学論集』第8号, 1974年)がある。
 - 4) 『巻町農村整備計画書』1981年参照。
 - 5) この砂丘畑地への新潟市域からの入作が近年活発化しており、現在、町内の畑地の21.1%が他市町村の農民の手に帰している。なかでも、砂丘地域のE部落では、実に耕地の半分が、新潟市の農家の所有となっている。
- 私たちの役場での聴き取り調査によると、農業委員会でも規制できないこうした入作の増加のなかで、各部落では、部落の共同作業等に出役できない他市町村の農家には、部落費等を納めてもらうことで、現実の問題に対処しているといわれる。
- 6) 久保安夫「代替地取得と土地利用」(『農業経済研究』第33巻3号, 1969年), 吉田俊幸「地域開発にとりまなう農地転用と農業・農家の変化」(『西蒲原土地改良史』下巻, 1981年)参照。そこでは、代替地取得により23町歩の土地を購入した、新潟市K部落の1農家の事例などが紹介されている。
 - 7) こうした耕地の貸借の発生メカニズムについては、それを、下層の地代を払っても、なお剰余が生まれるまで開いた農業内部の生産力格差に求める見解と、農業外部の労働市場の展開に求める見解とがある。前者としては梶井功、伊藤喜雄(梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会, 1973年, 伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』御茶の水書房, 1974年), 後者としては、田代・宇野・宇佐美, 後藤光蔵(田代・宇野・宇佐美『農民層分解の構造—戦後編—』御茶の水書房, 1975年, 後藤光蔵「稲作経営受委託の構造」東京大学『社会科学研究』28号, 1977年, 同「太平洋ベルト地帯における稲作生産の動向と再編の方向」井上完二編『現代稲作と地域農業』農林統計協会, 1979年)がある。後藤は「労働市場展開の在り方に関係なく経営受委託を現実化させるまでの生産力格差の形成が見られない段階において、経営受委託展開の基本的要因は労働市場展開を契機とした委託者層形成にある」(前掲「稲作経営受委託の構造」p. 168)とするが、筆者は、委託者層形成の基底的要因は、やはり生産力格差にあると考える。但し、そこに形成されてくる受託層を、梶井や伊藤のいうところの「小企業農」及び「あたらしい上層農」と規定することには、多くの疑問が残る。それは、今回の調査結果からも、むしろ、家計費充足率の低下の中で、それを補うために受託へむかうというのが、受託農家の一般的な姿であったからである。
 - 8) 職安統計には、①求職者の職安経由率が2, 3割程度にすぎず、しかも②求職者が農家出身者であるか否かが判別し難く、かつ③職安で把握される「労働市場」が、産業、職種、企業規模などの点で、若干片寄ったものとなっている、などの問題点が存している。しかしながら、燕市、吉田町、巻町からの製造業を中心とした求人からなるこの「地域労働市場」は、後の分析からも明らかなように、当地域の兼業農民層が巻き込まれる「労働市場」の特質を、一面では表現しているものと考えられる。
 - 9) 新潟県『金属製品製造業の課題と方法』1975年, p. 3 参照。
 - 10) 燕市に集積する洋食器工場と農民層分解の問題を扱ったものとしては、島崎美代子「地方中小零細企業の再生産構造と農民層分解」(『土地制度史学』第23号, 1961年)がある。

- 11) 西蒲原で、農村地域工業導入促進法に基づく計画地区を有するのは、分水町、吉田町、巻町、月潟町である。燕市に隣接する吉田町は、1971年に「工業立地宣言」を行ない、積極的に工場誘致し、急激な工業化を押し進めている。また、近年は分水町の躍進もめざましい。
- 12) 東北諸県は、工場の誘致のために自治体が敷地の造成を行なう場合が多いが、新潟県では、進出企業自身が造成するのが一般的である。従って、島工業団地内にはまだ農地が点在し、農業が行なわれている。
- 13) 但し、卸・小売業、サービス業への就業が、そのまま労働条件の向上を意味するわけではない。その点に関しては、本稿第5章第3節参照。

第2章 S部落における生産力基盤の形成と農民層分解の進展過程

第1節 S部落における生業基盤の変化

第1項 S部落の概況

水害常襲地帯の家々は、小高い場所に連坦して立ち並ぶことをその特徴とするが、S部落もM部落—N部落の家並に続いて存在し、漆山地区のはずれ、すなわち吉田町との隣接地に位置している（図1-2、図2-1参照）。

S部落は、1959年（公示、正式には1962年）に3つの部落（O部落、P部落、Q部落）が合併しており、その意味では新しい部落であるが、合併以前から「3ケ字」と呼ばれ、消防団、集会所、火葬場の共同設置等、生活面での協力はなされていた。

S部落の1つの大きな特徴は、漆山地区の他部落が1955～61年にすでに耕地整理を終えているのに対し、S部落のそれが1971年ようやく実施されたという事実である。そのためS部落では“舟農業”がこの時期まで残り、それだけに30a区画の耕地整理はS部落の農業構造にドラス

図2-1 S部落の家並と旧3部落

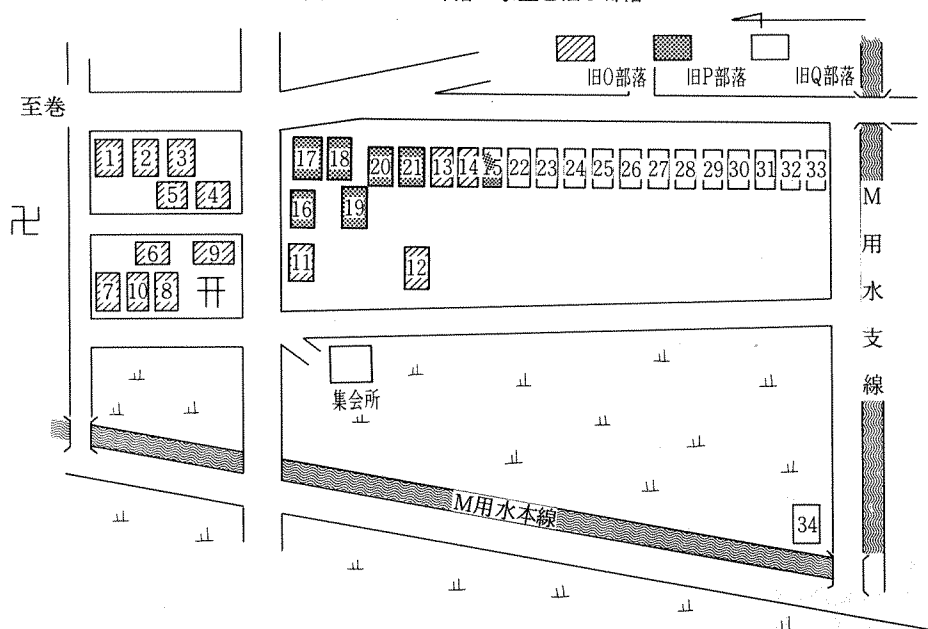


表2-1 S部落の階層構成

階層	経営耕地区分	農 家 番 号
上層	4 ha以上	⑨ ②④ ③
	3～4 ha	③③ ③② ①② ②① ②① ②②
中層	2～3 ha	②⑤ ⑧ ⑥ ①④ ⑤ ①⑦ ③① ③① ①③ ①⑤ ①⑥ ①⑧ ① ③④ ②⑦
	1～2 ha	②⑨ ①⑩ ②③ ①⑨
下層	1 ha未満	④ ①① ②⑤ ②⑧
非 農 家		② ⑦

資料：実態調査より作成

注：・印は生産組織加入農家。

チックな転換をもたらした。

このS部落は、現在非農家2戸を含む34戸からなるが、先に第1章第2節で設定した階層区分よりみると、5haを最大とする上層9戸、中層19戸、下層4戸という構成をなしており（表2-1）、中層への農家の集中が特徴的である。

第2項 生業基盤の変化と時期区分

ところで、S部落の農民層の生業は、水稻を基軸に、副業ないし兼業を加えて展開してきている。そこで、水稻作の基底をなす①土地所有の変化と②機械化の進展に、③副業・兼業の盛衰を加えた3つを指標とし、S部落の生業基盤の歴史を時期区分すると、以下の5期に分れる（図2-2）。

第Ⅰ期：地主—小作関係が支配する戦前期。

第Ⅱ期：農地改革による地主—小作関係の崩壊＝戦後自作農体制の成立から、本格的な農作業の機械化段階に入るまでの1946～1953, 54年。副業としての薬加工も広がり、その機械生産が開始されるのもこの期である。

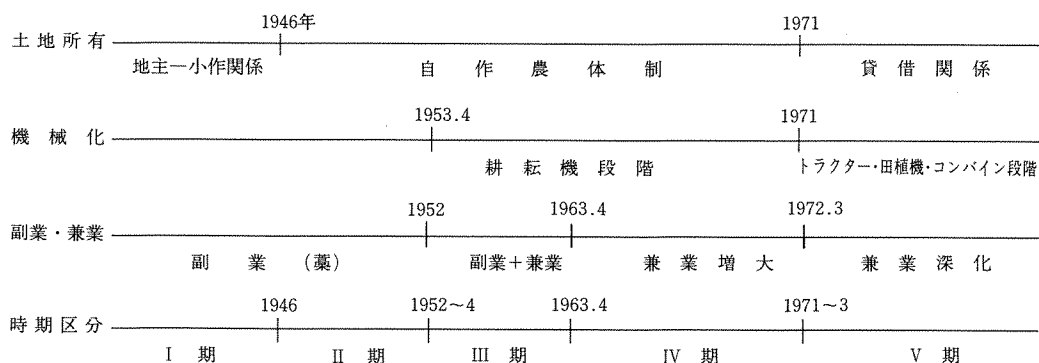
第Ⅲ期：共同所有で始まる耕耘機の導入から、隆盛期を迎えた薬加工が衰退するまでの1953, 54～1963, 64年。この期には、薬加工も徐々に衰退し、それに伴い兼業が始まる。

第Ⅳ期：兼業農民が量的に増大する1963, 64～1971, 72年。とりわけ、この期、女性の兼業化が進展する。

第Ⅴ期：S部落にとって一大画期であった土地基盤整備を経た1971年以降。これを機に「田植機—トラクター—コンバイン」の機械化体系が成立するとともに、耕地の貸借が進展する。兼業面では、通年雇用が可能となり、その質的な深化をとげる。

以下、本章では、第1と第2の指標である土地所有の変化と機械化の進展を中心に、S部落における生産力基盤の形成と農民層分解の進展過程を明らかにし、次章において、副業・兼業の

図2-2 生業基盤の変化と時期区分



資料：実態調査より作成

史的展開過程についてみていく。

第2節 経営耕地面積の変化からみた農民層分解の進展過程

第1項 戦前段階におけるS部落の地主—小作関係

戦前（Ⅰ期）のS部落の階級構成を所有面積とのかかわりでみたのが表2-2である。8.7haを所有する⑩を筆頭とする6戸の在村地主と無所有の小作農（7戸）の間に、自作（5戸）、自小作（5戸）、小自作（3戸）がほぼ均一に存在する構成をなしている。いま、表2-3から、こうした彼らの経営実態をみると、地主階級は3ha前後を自らが経営し、残りの耕地を貸し付け、自作層は2.5～3.0ha程度の自作地を耕作していることがわかる。また、自小作、小自作層は、各自の所有耕地面積に、小作地を加えて1.6～2.5haの耕地を経営し、小作層は④⑩を除き、いずれも2.0～2.5ha程度の農地を借り受けて耕作にあたっている*。ここで特徴的なことは、このように、その経営の内実は階級毎に大きく異なるとはいえ、経営耕地面積の点からいえば、各農家が同規模程度の経営を行なっていることである。すなわち、経営耕地2.0～3.2haの間に75%の農家が集中し、1ha未満は、わずか1戸にすぎないのである。

* S部落の小作人の半数は部落内の地主と、半数は部落外の地主と、地主—小作関係を結んでいた（表2-3参照）。部落内では、部落最大の地主である⑩の小作人（6人）が最も多く、部落外では吉田町の「今井家」の小作人（4人）が多い。この吉田町の「今井家」は、「50町歩地主」が集まる地域として特徴づけられる西蒲原にあって、1942年段階で741.8町歩の耕地を集積する西蒲原一の巨大地主であった。私たちの調査においても、「今井家」の絶大なる土地集積について農民たちは、「今井様は、吉田町から新潟市まで自分の土地を歩いていけた」と語っており、S部落では②が「今井家」の差配人をしていたといわれる。

ところで、以上のようなS部落の地主—小作関係の特徴点として以下の2点についてふれなければならない。第1点は、地主—小作関係と本—分家関係の問題である。1つないし2つの同族団が1つの部落を支配し、本—分家関係と地主—小作関係が重層するかたちで、強固なヒエラルヒー構造を形成する東北地方の「ムラ」¹⁾とは異なり、S部落の場合、その「姓」の種類の多さ（15種類）にも明らかなように、部落全体をおおうような同族団は存在していない。従って、

表2-2 戦前の階級構成と所有面積

（昭和初期）

	地 主	自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	不 明	農 家 数
無 所 有					⑪④③⑤		7 (22.6)%
1ha未満			⑥	②⑦	⑬②③		3 (9.7)
1～2ha		⑩	⑬②③	⑨		⑬	5 (16.1)
2～3ha		⑧⑬②④	②①			⑬	5 (16.1)
3～4ha		③③					1 (3.2)
4～5ha	①②②②						3 (9.7)
5～8ha	②②						1 (3.2)
8ha以上	③①						1 (3.2)
不 明	②		②⑤			⑬④④④	5 (16.1)
農 家 数	6(19.4)	5 (16.1)	5 (16.1)	3 (9.7)	7 (22.6)	5 (16.1)	31 (100.0)

資料：実態調査より作成

注：⑦⑬は戦後分家，②は戦後転入。

表 2—3 地主—小作関係

(昭和初期)

		自作地	貸付地	小作地	備 考	
地主	㉑	2.6ha	6.1 ha	-	小 作 人	部落内 4.0 ha, 燕市 2.1 ha
	㉒	3.2	2.0	-		㉑㉒ (㉑) 新井(M部落), 早岡(N部落)。
	㉓	3.07	1.7	-		㉓㉔
	㉔	3.0	1.0	-		4.5 軒へ
	①	1.4	3.0	-		㉕㉖
	②	N. A	N. A	-		N. A
自作	㉗	3.0	-	-		
	㉘	2.4	-	-		
	㉙	2.5	-	-		
	㉚	2.9	-	-		
	㉛	1.5	-	-		
自作小作	⑥	0.9	-	0.7~0.8 ha	地 主	①と田中(M部落)
	㉜	1.8	-	0.2		㉑
	㉝	1.6	-	0.9		㉑と今井(R部落)
	㉞	2.2~2.3	-	0.4~0.5		㉑
	㉟	自作地, 小作地合わせて 1.6 ha				㉑
小自作	㉠	0.2	-	2.3	地 主	①
	㉡	いくらかなし	-	2.4~2.5		㉑と今井(吉田町)
	㉢	1.0	-	2.0		横山(岩室村)
小作	㉣	-	-	2.2~2.3	地 主	㉡
	⑤	-	-	2.4		㉡ その他N. A
	㉤	-	-	2.3~2.4		今井(吉田町), 野上(吉田町)
	㉥	-	-	2.4~2.5		㉑㉡, 今井(吉田町)
	④	-	-	1.2		今井(吉田町)
	㉦	-	-	0.8		井上(東京)
	③	-	-	N. A		瀬戸(横地), 野上(吉田町)

資料：実態調査より作成

注：戦前の階段が不明の㉑㉒㉓㉔㉕については除外。㉑については㉑と㉒の見解が矛盾するがそのまま記載した。

本—分家関係と地主—小作関係が重なり合う例は、①と①から奉公人分家²⁾した⑥、そして、㉑と㉕㉖との間の関係のみであり、その意味では、S部落の場合、地主—小作関係が裸のままたちあられていたといえる。

第2点は、小作争議の問題である。1912年(大正11年)の北蒲原郡木崎村の小作争議に代表されるように、新潟県は小作争議の多発地帯として知られるが、その件数は、郡ごとにかなり異なっており(表2—4)、西蒲原は、北蒲原、中蒲原に比べ、小作争議が少ないことを特徴としている。そして、地主、自作、自作小作層が多いここS部落においても、小作争議という事態へ至ったことはない。唯一、地主であった㉑が、1938年(昭和13年)頃、部落外の小作地を無断で宅地に転用された問題で、農民組合の人と争った経験を語ってくれただけである。すなわち、S部落の農民層は、戦前段階に生活をかけた地主階級との闘いの歴史を、自らの生活史に刻んではいないのである。

表2-4 郡別にみた小作争議

	西 蒲 原	北 蒲 原	中 蒲 原
大正11	4 件	20	3
12	7	26	10
13	6	82	15
14	24	124	25
15	27	143	60
昭和2	34	195	66
3	47	157	114
4	38	154	107
5	37	158	94
6	65	106	87
7	81	116	110
8	71	132	121
9	63	127	120
10	66	107	115
11	64	140	77
12	41	96	28

資料：『市島家の地主構造』
但し『西蒲原土地改良史』より引用。

2ha層6戸、1ha未満層1戸という階層構成をとるに至っている。そして、その後の35年間は、非農家2戸を生み出しながら、この階層間格差が再び徐々に拡大していく過程としてあった。そこで、以下、戦後転入した②⑨、戦後分家した⑦⑪⑬も含め、現在までの農民層分解の進展過程を、現時点の各階層毎にみていく。

表2-5 農地改革後の所有耕地面積別農家数

戦前の階級 農改後の階級	地 主	自 作	自小作	小自作	小 作	不 明	計
1ha未満					⑪		1(3.2)%
1～2ha	①	⑩	⑥		④③②	⑩	6(19.4)
2～3ha	③①	⑧⑬⑭②③③	②⑧⑬⑭②⑤	②⑥②⑦	⑤⑬②③	⑬	15(48.4)
3～4ha	②②②②			⑨			4(12.9)
不 明	②				③	⑫⑭⑭④	5(16.1)
計	6(19.4)	5(16.1)	5(16.1)	3(9.7)	7(22.6)	5(16.1)	31(100.0)

資料：実態調査より作成

注：⑦⑪⑬は戦後分家，②⑨は戦後転入。

第3項 上層農の形成過程

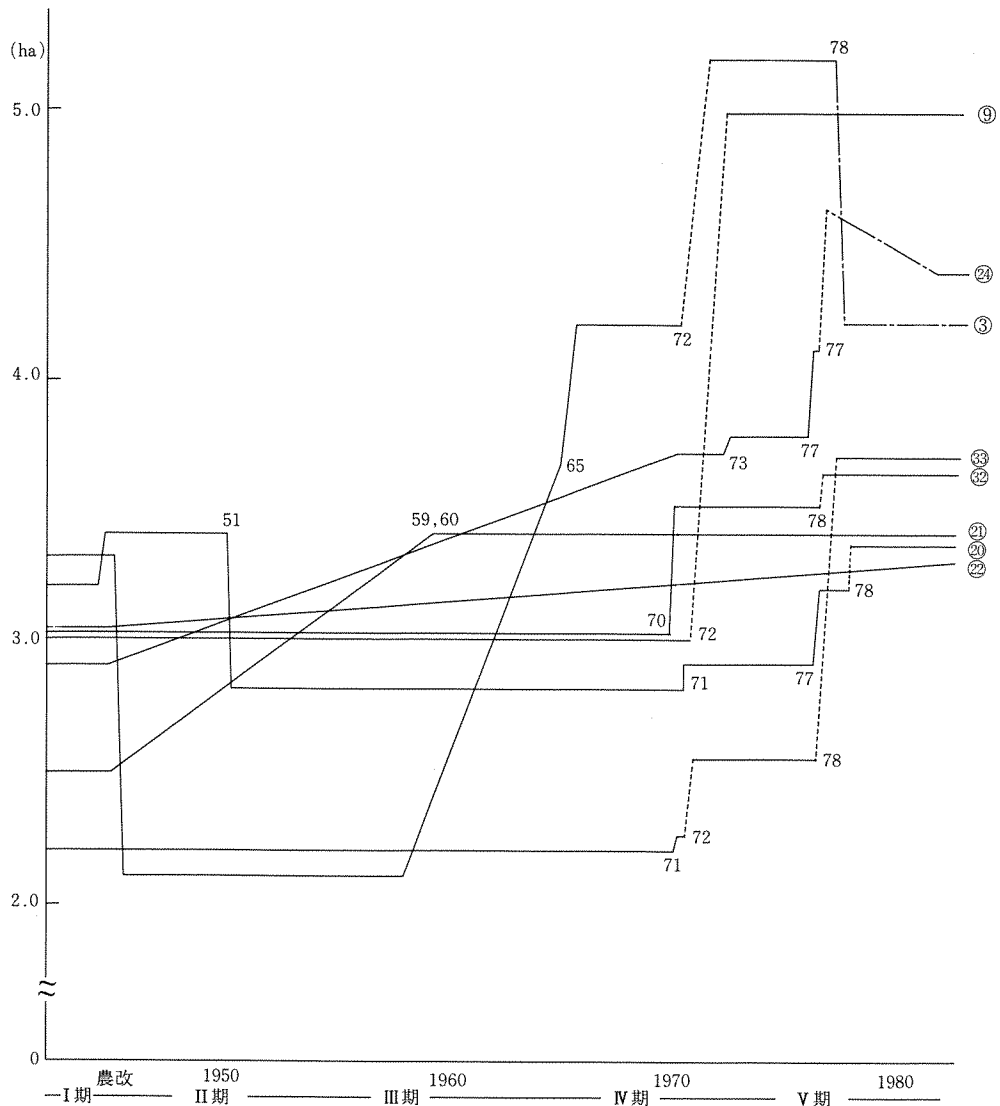
現在3ha以上の耕地を経営する上層8戸(⑫については不明)のⅡ期以降の経営耕地面積の推移をみると(図2-3)、全農家が規模拡大をしながら現在の階層に至っていることがわかる。いま、これらを規模拡大の方法により分類すると、購入と借地によるものが3戸(③④②⑨)、購入にのみよるものが1戸(②⑪)、借地にのみよるものが3戸(⑨⑩⑬⑭)となる(⑫の規模拡大は耕地整理による³⁾)。ここで、若干の事例を用いてこの間の推移をみてみよう。

②⑨の事例：戦前2.9haを耕作する自作農であった②⑨は、戦後徐々に土地を購入し、1971年の耕地整理時に3.73haを所有する農家となっていた。その後、1973年に5a、1977年に32aを購入(いずれも部落内)、また、同年53aの借地を開始している。現在は、一部解約により、借地は30a(②⑨)となり、所有耕地とあ

第2項 農地改革と階層

さて、戦前段階、経営耕地面積の点で、同規模程度の農家が多かったS部落の場合、農地改革によって小作地が解放されると、結果として、同規模程度の耕地を所有する農家が多く集まることになる(表2-5)。戦争中の一時期、人手不足から小作に出し、その耕地が戻らなかった自作③③、自小作②⑧、「人道的な立場」から小作地の一部を在村地主に返した小作②⑨などの例を含みながらも、また、相対的には地主層の優位性を残しながらも、S部落農家の所有耕地面積からみた階層間格差は、農地改革により大幅に縮小された。その結果、S部落の農民層は、3～4ha層4戸、2～3ha層15戸、1～

図2-3 上層農の経営耕地面積の推移



資料：実態調査より作成

注：実線は土地の売買による変化（ただし分家及び耕地整理に伴う拡大を含む）、点線は借地による変化、破線は借地の解約による変化、斜め線は土地を売った年次の不明なもの、⑩については不明。

わせて、4.4haの経営を行なっている。

②の事例：小作地を解放し、3.4ha所有の農家となった②は、さらに、1951年に分家した②に60aを分与し、2.8ha所有の農家となった。その後、耕地整理で10a増加、1977年には②より30aを購入し規模拡大をはかるとともに、②より15aを借地し、現在は3.35haの経営を行なっている。

③の事例：農地改革後2.2ha所有の農家となった③の規模拡大は、耕地整理以後の受託に始まる。耕地整理での7aの増加に加え、翌1972年には③より35aの受託を行ない、さらに1978年には③の病気により、③が③へ委託していた耕地1.05haをも受託し、3.67haの経営を行なうにいたる。

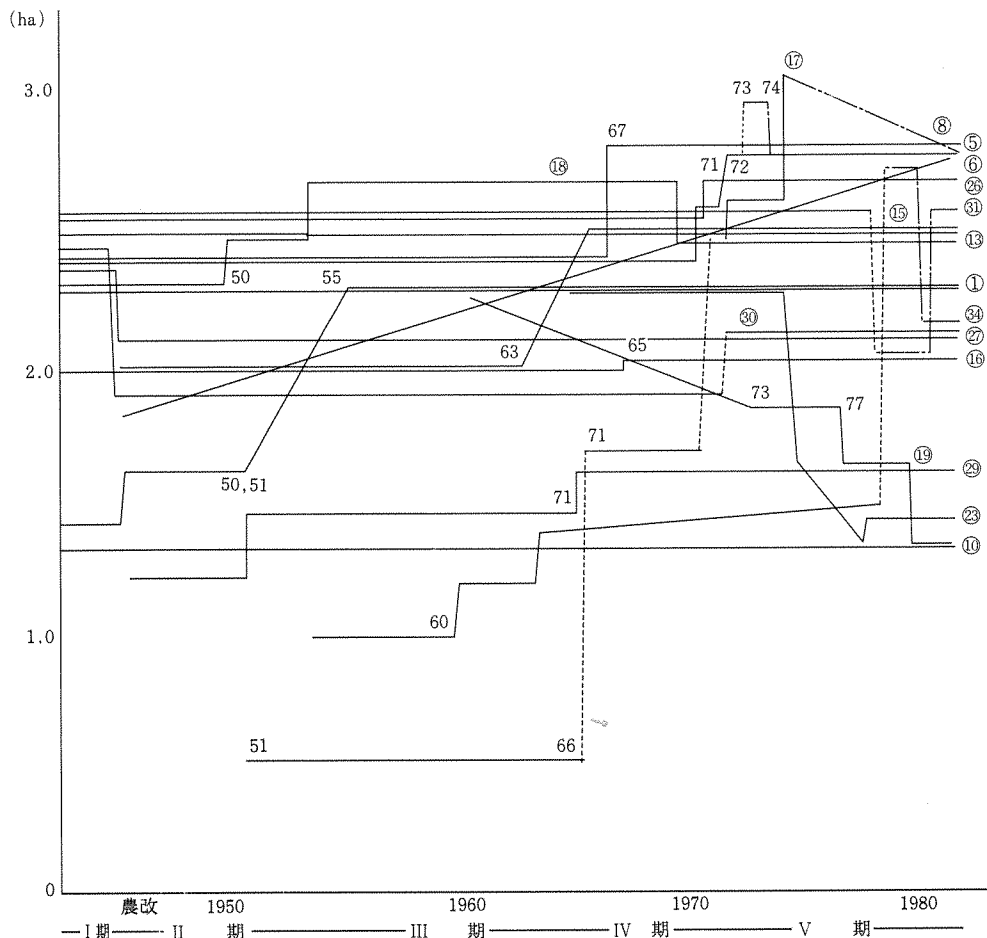
さて、以上の事例及び図2-3から、上層農の規模拡大の特徴点として、以下の諸点が指摘

できる。第1に、耕地整理以前のⅡ～Ⅳ期の規模拡大は、すべて購入によるものであること。第2に、耕地整理以後のⅤ期には、借地による規模拡大が増加すること。第3に、借地による規模拡大は、購入に比べ、一挙に大規模な拡大を可能にするが、契約解消による規模縮小のケース(24③)もあり、不安定な要素を含むこと。第4に、購入による規模拡大は1977年以降なくなり、また、新たな借地契約も1978年以降にはみられないこと。従って、上層農は、Ⅱ～Ⅳ期に購入により、Ⅴ期には購入と借地により規模拡大を行ない現在の階層に至るが、現段階はその両面において停滞した状況下にあるといえる。

第4項 中層農の形成過程

若干の規模縮小農家を伴いながらも、総体としては、規模拡大を通じて現在の階層を形成してきたのが中層である(図2-4)。すなわち、中層18ケース(14については不明)のうち、規模拡大をしてきた農家が12ケース(①⑤⑥⑧⑬⑮⑯⑰⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㋀㋁㋂㋃㋄㋅㋆㋇㋈㋉㋊㋋㋌㋍㋎㋏㋐㋑㋒㋓㋔㋕㋖㋗㋘㋙㋚㋛㋜㋝㋞㋟㋠㋡㋢㋣㋤㋥㋦㋧㋨㋩㋪㋫㋬㋭㋮㋯㋰㋱㋲㋳㋴㋵㋶㋷㋸㋹㋺㋻㋼㋽㋾㋿㌀㌁㌂㌃㌄㌅㌆㌇㌈㌉㌊㌋㌌㌍㌎㌏㌐㌑㌒㌓㌔㌕㌖㌗㌘㌙㌚㌛㌜㌝㌞㌟㌠㌡㌢㌣㌤㌥㌦㌧㌨㌩㌪㌫㌬㌭㌮㌯㌰㌱㌲㌳㌴㌵㌶㌷㌸㌹㌺㌻㌼㌽㌾㌿㍀㍁㍂㍃㍄㍅㍆㍇㍈㍉㍊㍋㍌㍍㍎㍏㍐㍑㍒㍓㍔㍕㍖㍗㍘㍙㍚㍛㍜㍝㍞㍟㍠㍡㍢㍣㍤㍥㍦㍧㍨㍩㍪㍫㍬㍭㍮㍯㍰㍱㍲㍳㍴㍵㍶㍷㍸㍹㍺㍻㍼㍽㍾㍿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿

図2-4 中層農の経営耕地面積の推移



資料：実態調査より作成

注：実線は土地の売買による変化、点線は借地による変化、破線は借地の解約による変化、斜め線は土地を売った年次が不明のもの、⑭については不明。

現在の経営耕地面積に変化がない農家が4ケース（⑩⑬⑲⑳㉑），そして、規模を縮小してきた農家が2ケース（⑬㉑）となり、3分の2の農家は規模拡大を行ってきている。いま、経営耕地面積に変化のあるケースについてみると、規模拡大の場合、購入と借地によるものが2ケース（⑬㉑），購入のみによるものが7ケース（①⑤⑥⑧⑬⑮⑯），借地のみによるものが1ケース（㉑），その他2ケース（㉒㉓）と購入による規模拡大が主流であり、規模縮小2ケースはいずれも土地を売却しての縮小である。これを事例的にみると以下の如くである。

（1）規模拡大の場合

㉑の事例：現世帯主が養子に入った1953年当時、1.15ha所有の農家であった㉑は、1960年に20a購入、さらに耕地整理で20a増加し、1.68ha所有の農家となった。その後、1979年にM部落の親戚と㉑より計1haの水田を受託した。現在は㉑とは解約し、52aの借地をしており、所有耕地とあわせて2.2haの経営を行なっている。

⑬の事例：戦前の小作地2.2haが解放された⑬は、1950年に㉑から20a（10a当り18万円）を購入した。その後は、耕地整理で若干増加した程度で大きな変化はなく、現在所有耕地2.5haの経営を行なっている。

（2）経営耕地面積に変化のない場合

⑩㉑は35年間を通じて経営耕地面積に変化はないが、⑬㉑はその間に増減を経験している。

⑬の事例：⑬の場合は、1953年M部落の農家から20a（10a当り18万円）を購入し、一旦規模拡大を行なっている。しかしながら、1970年には、新潟市の農家に、再び20a（10a当り50万円）を売却し、現在は農地改革直後と同じ2.5haの耕地を経営している。

（3）規模縮小の場合

⑲の事例：⑲は農機具購入、家の新築、結婚などを要因として、1970年時点で2.4haあった耕地を徐々に手離し、1973年には1.8ha所有の農家となった。さらに、その後、1977年に㉑へ30a、1980年に燕市の農家に20aの耕地を売却しており、10年間で所有耕地を半減させている。

さて、以上の事例及び図2—4から中層農の形成過程の特徴点をまとめると、第1に、農地改革後のⅡ～Ⅳ期に、耕地の購入による規模拡大を行なってきた農家を中心にして、現在の中層が形成されていること、第2に、Ⅴ期以降、⑬㉑等の例を含みながらも、借地はあまりみられず全体的に規模拡大が停滞すること、そして、第3に、規模縮小の2ケースは、いずれもⅤ期以降の耕地の売却によるものであることがわかる*。

* 但し、中層には、こうした耕地の規模拡大とは別に、他の作目を加えて、経営の拡大を行ってきている農家が2戸ある。それは1965年から養豚を始めた㉑と、1975年からハウスきゅうりを始めた㉑である。前者は現在120頭の豚を養育し、後者は8棟（きゅうり6棟、切り花2棟）のハウスを経営している。

第5項 下層農・非農家の形成過程

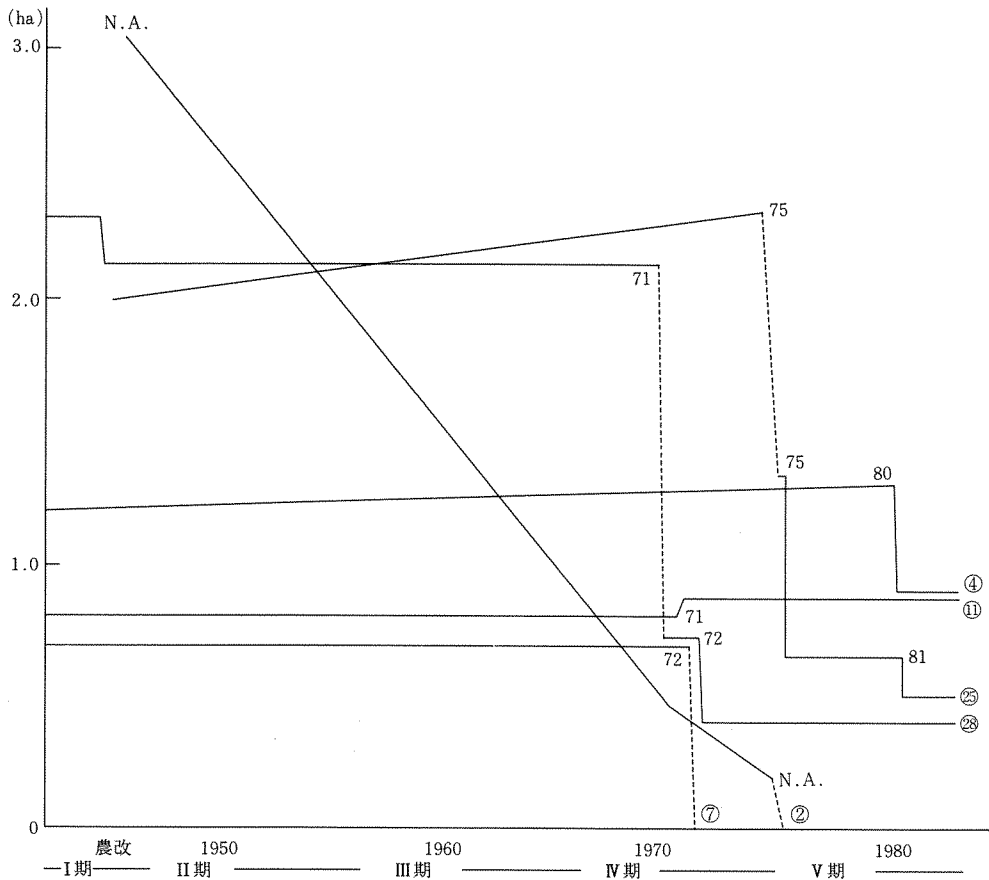
下層農（④⑪㉒㉓）と非農家（②⑦）の戦後35年間は規模縮小の過程であったといえる（図2—5）。この6ケースのうち⑪のみが、農地改革で得た0.8haに土地改良で増えた0.1haを加え、0.9haの耕地を維持してきたのに対し、他の農家は売却（②④）と売却＋委託（⑦㉒㉓）により規模を縮小してきている。以下、若干事例的にみてみよう。

②の事例：戦前は吉田町の今井家の差配人をしていた地主②は、農地改革後に残った3ha程度の耕地を、賭事の失敗から、部落内の農家を中心に売却し、急激に規模を縮小してきた。その結果、1970年には50a、1982年には24a所有の農家に没落している。

⑦の事例：戦後まもなく③より分家した⑦は、その際分与された70aの耕地を、1972年に、すべて本家③へ委託して非農家となった。その後、1974年に、家の増築によりそのうち30aをW部落の農家に売却し、現在は40aを委託している。

㉒の事例：戦後2.0ha所有の農家となった㉒は、父親の代に若干耕地を増やし、一時は2.3ha程度まで規模拡大をしている。しかし、現世帯主の仕事の失敗や家屋の増築により、1978年に60～70a、1981年に14aを売却、また、1978年から80aを委託（㉑㉒㉓㉔）に出し、現在50aを経営している。

図2-5 下層農・非農家の経営耕地面積の推移



資料：実態調査より作成

注：実線は土地の売買による変化，点線は借地による変化，破線は借地の解約による変化，斜め線は土地を売った年次が不明のもの。

さて，以上の事例と図2-5から，下層農の形成過程の特徴点として，第1に，②が戦後早い時期から耕地を売却し，急激に規模を縮小していくのに対し，他の農家の規模縮小は，売却にしろ，借地にしろ，V期以降に集中すること，第2に，V期以降の耕地の売買が，この期の上層・中層の購買力低下のなかで，部落外や町外の農家との間でなされていることが，指摘されよう。

第6項 小 括

これまで，時期区分毎に，各農家の経営耕地面積の推移を追いつけることを通して，農民層分解の進展過程をみてきた。以下は，そこで明らかにされた諸点に関する若干の小括である。

(1) 地主—小作関係が支配する戦前段階，経営耕地面積からみると，全農家の75%が2.0～3.2haに集中していたS部落の場合，農地改革で小作地が解放されると，半数以上の農家が，2,3haの耕地を所有する農家へ移行する。

(2) その後，耕地整理までのII～IV期は，とりわけ②が売却する耕地を，現在の上層・中層が購入し，規模拡大をはかる時期であった。とりわけIII～IV期にかけては，「借金をしても土

地を買え」といわれた時期で、その後、規模の縮小をはかった農家の中にも、この期に耕地の購入をしたものもみられる。

(3) これに対し、Ⅴ期以降になると両極への分解がすすむ。この期は、上層と中層の一部で引き続き購入による規模拡大が進むが、その一方で借地による規模拡大が、上層を中心に進展する。借地は、契約の解消という不安な面をもつが、購入に比べ大きな規模での拡大を可能にし、この期1～2haの借地をして、現在上層に位置する農家もみられる。

(4) こうした中で、購入による規模拡大は1977年を最後にここ5年間はみられず、また、借地についても1979年の中層④のケース以来、3年間は新たな契約は行なわれていない。すなわち、購入及び借地という規模拡大の2つの方向において、現在は頭打ちの状態にあるといえる。

(5) 一方、Ⅴ期以降、中層及び下層において新たに6戸の農家が規模の縮小を行ない、1戸の非農家を生みだしている。規模縮小は売却と売却+委託によって行なわれるが、とりわけ売却は、1反500万円ともいわれる地価の高騰に伴う部落内農家の購買力低下の中で、新潟市や燕市、あるいは町内他部落の農家との間で行なわれる場合が増えてきており、耕地の部落外への流出がみられる。

以上のような史的展開過程の中に位置づけてみると、現在は、購入及び借地の両面で規模拡大が停滞する一方で、耕地の売却による規模の縮小をはかる農家が生まれてきている段階にあるといえよう。すなわち、規模拡大が頭打ち状況の中で、下層への分解が進行しているのである。

第3節 S 部落における機械化の進展過程

第1項 機械化以前の農業生産

S 部落における機械化以前の本田作業は、“牛馬”と“舟”とを主要な労働手段として、営まれていた。

(1) まず、牛馬は、耕起・代かき過程における重要な労働手段であった。いま、その普及を、全水田面積に対する畜力耕比率からみると(表2-6)、旧漆山村の場合、大正初期に用いられ始め、1930年代には、ほぼ全耕地に普及していることがわかる⁴⁾。そして、戦前段階のこの牛馬の普及過程は、当然にも、階級・階層差を伴って進展している。すなわち、S 部落の場合、大正

表2-6 旧漆山村の畜力耕状況

	畜 力 耕 比 率	自動耕耘機耕比率
1916 (大正5)	21 %	-
1931 (昭和16)	93	8

資料：『西蒲原土地改良史』上巻表9-1-1より引用

から昭和初期にかけて、まず馬が普及するが、それらを購入できたのは、地主と3町歩前後の自作層に限られていた。そして、その後、馬と同時に、下層農家を中心に牛が普及していくことになる。それは、牛は、馬に比べて能率は悪いが、価格は馬の6割程度で、しかも、長期の飼育に堪え得たからである。ちなみに、土質が重粘質でぬかるため馬の消耗は激しく、平均2年程度で、買い換えが必要であったという⁵⁾。そこで、地主②などは、常時、馬2、3頭を備えて交互に使用していた。

ところで、こうした牛馬の普及は、耕起作業における大幅な労働の軽減をもたらした。それは、それまでの三本鋤を用いた耕起が、1日半反程度の能率であったのに対し、能率が悪いと言われる牛でさえも、1日1反程度の耕起を可能にしたのである。とはいえ牛馬を用いての耕起(あらおこし)や、そのあとの三本鋤を用いての“土こなし作業”が、農民層にとって、依然として重労働であったことには変わりなかった*。

が普及するが、それらを購入できたのは、地主と3町歩前後の自作層に限られていた。そして、その後、馬と同時に、下層農家を中心に牛が普及していくこと

* 畜力耕段階に到達し、労働が軽減されたとはいえ、牛馬を用いてさえ1反歩を耕起するには、田の中を約10km歩かなければならず、また両端の畦にくれば、方向転換のため、重い鋤を持って回らねばならなかった⁶⁾。そのうえ、重粘質の土質で、牛馬にさえもわらじをはかせて用いざるを得ないような圃場条件下にあったS部落の場合、畜力耕に達した段階でも、尚、耕起作業は重労働の1つであった。

(2) さて、こうした耕起・代かき作業に続くのが田植作業である。S部落の場合、機械化以前の手植段階には、田植作業は、部落の範囲を超えた農家との間で行なわれる「ユイ」「手間替え」によって遂行されていた。その際、「ユイ」「手間替え」が、部落の範囲を超えて結ばれるのは、この地域の水利条件の制約によるものであった。すなわち、同じ水利を利用する5つの部落が、適期に田植をするためには、用水の上にある部落から、順次、数日間で作業を終らせねばならなかった。従って、部落内の各農家は、同時期に田植をする必要があり、それゆえ、労働力を部落外へ求めざるを得なかったのである。

ところで、多くの場合、各「家」は、お互いを「田植親類」* と呼びあう数軒の農家を部落外に有していた。しかし、未整理田での田植は、1人1日5畝が限度で、2,3日の間に作業を終えるためには、2,3haの農家で1日20~30人程度の労働力が必要とされた。従って、「ユイ」「手間替え」では労働力を確保しきれず、足りない分は、賃金を支払って人を雇わねばならなかった(彼らは、そうした人々を、「日傭とり」と呼んでいた)。たとえば、2町8反5畝の田を所有する⑨は、田植親類と日傭を合せて25人工を確保し、2日で田植を終えていたという。

*「田植親類」と呼び合う家は、必ずしも親類関係にあるわけではなく、毎年、田植を繰り返すなかで、定着してきた呼名である。

(3) これに対し、秋作業は、基本的には、家族の範囲で行なわれていた。その際、重要な役割を果たしたのが“舟”である。とくに、耕地整理が遅れたここS部落にあっては、田と田の間を流れる幾筋もの川は、長い間、重要な通路の役割を果たしてきた。舟は、常に田への往来に用いられていたが、とりわけ、秋の稲刈りの際、刈りとった稲を稲架場^{はぎ}まで運搬するための重要な道具であった。この舟を用いての稲の運搬とは、川添いを歩く人間が、刈り取った稲を積んだ舟を縄で引っばって運ぶというもので、時間と労力を要した。

⑬の世帯主の事例：手で刈ると1日1反刈れる。1反、舟3杯分だった。舟にはよほど積んだ。舟は2艘あった。朝5時頃から妻と稲刈りを始め、午後3時半~4時頃やめ、2人で舟で運んでいってかける。8時頃に終わるといいなあとと思ったけど、11時頃までかかった。子供も小さかったし、一番つらい仕事だった。

⑭の世帯主の事例：舟といっても、泥の上を引っばるような状態だった。

⑮の妻の事例：刈取りの時、舟で稲とか運ぶ。わざわざ水を深くしてやる。舟が重くて沈むと稲が浮く。重くて困った。

各農家は、耕地面積にあわせて複数の舟を所有し、以上のような作業にあたっていたのである。そして、このような舟農業を1971年の耕地整理まで続けざるを得なかったS部落の農民層は、他地域に比してきわめて厳しい労働条件下におかれていたといえる。

以上のような重労働から、農民層を解放していくのが、1953, 54年以降本格化する農作業の機械化過程である。

第2項 S 部落における機械化の進展過程

(1) S 部落における本田作業の機械化の第1の画期は、耕耘機の導入にある(表2-7)。

耕耘機は、1953、54年（Ⅲ期）頃から、湿田用のキャタピラー式のもの普及し始めるが、当初は、主に、数戸共同で購入されていく。すなわち、個人購入を行なった農家は、当時3 ha前後の耕地を所有していた②③④⑤などだけで、他の農家では、⑤は⑧⑨と、⑬は⑭と、⑳は㉔㉕と、といった具合に、近隣農家2、3戸との共同購入が行なわれていた。それは、個人で購入するには

表2-7 農業機械の購入年次

		耕 耘 機	トラクター	田 植 機	バインダー	コンバイン
上 層	⑨	'53 (共)	'71	'71	'67	'71
	㉔	'54	'72	'72	×	'72
	③	?	'73 (生)	'73 (生)	?	'74
	㉓	'64 (共)	'73 (生)	'73 (生)	'64	?
	㉔	'54	'72	'79	×	'71
	㉕	'55	'65	'71	'59	'71
	㉖	?	'73 (生)	'73 (生)	'67	'71
	㉗	'53, 4	'71	?	?	'71
中 層	⑧	'53 (共)	'72	'75	'69	'74
	⑥	'55 (?)	'67	'76	'73	'74
	⑤	'53 (共)	'73 (生)	'73 (生)	'70	'72
	⑭	×	'73 (生)	'73 (生)	'69	'72
	㉑	'64 (共)	'66, 7 (共)	'74	?	'72
	⑬	'52, 3 (共)	'73	'72	'71	'73
	⑮	?	'72	'75	'69	'71, 2
	⑮	'52	'73 (生)	'71 (生)	'71, 2	'76
	⑯	'62, 3	'65	'71	'67	'70, 1
	①	?	'73 (生)	'73 (生)	?	'72
	㉒	'62	'73 (生)	'73 (生)	?	'72
	㉗	'55 (共)	'75	'72	'71	'74
	㉘	'58 (?)	'73 (生)	'73 (生)	'72	'74
	㉙	'55 (共)	'73 (生)	'73 (生)	'71	'74
	⑩	'60, 1	'71	'74	'67	'72
	㉚	'52, 3 (共)	'73 (生)	'73 (生)	'70	'74
	⑰	?	'73 (生)	'73 (生)	?	'72
下 層	④	×	'73 (生)	'73 (生)	'74	'76
	⑪	×	'73 (生)	'73 (生)	'72	'78
	㉕	'62	'72	'72	'67	'72
	㉖	'55 (共)	×	×	×	×

資料：実態調査より作成

注：(共)は共同所有、(生)は生産組合での共同所有、×は導入せず、?は不明、但し⑬⑭⑮について不明。

高価であったためである。それゆえ、当時1 ha前後層だった④⑪⑰は、この時点で、耕耘機の購入を見送っており、⑪は作業委託で、④⑰は賃借りで、この段階を乗り切っている。

しかし、このように、共同購入で始まる耕耘機の使用も、機械更新の過程のなかで、次第に個人所有へと移行していき、Ⅳ期の始めには、個人所有が一般化することになる。

こうして、Ⅲ期からⅣ期にかけて、畜力耕段階から、まず共同所有による耕耘機段階へ、そして、個人所有による耕耘機段階へと移行していくのである。

(2) ところで、この耕耘機の導入を本田作業の1つの画期とすれば、もう1つの画期は、耕地整理時点(Ⅴ期)にもとめられる。すなわち、「天地がえし」を思わせた耕地整理は、田圃を30 a区画に整理するとともに、農道整備も行ない、中・大型機械の導入を可能にした。従って、S部落では、これを機に“舟農業”が姿を消すと同時に、トラクター—田植機—コンバイン段階へ、一挙に到達することになる。そこで、これらの農業機械の導入過程についてみると、それは以下の如く進展していった。

まず、第1に、春作業への田植機、トラクターの導入過程の最大の特徴は、それが、全階層

表2-8 生産組合結成当時の経営耕地規模別農家数

(1972年)

	総 農 家	生 産 組 合 参 加 農 家
3.5 ha以上	3 戸 (8.8) %	③ 1 戸 (7.1) %
3.0 ~	3 (8.8)	
2.5 ~	11 (32.4)	②⑤ 2 (14.3)
2.0 ~	5 (14.7)	③⑬① 3 (21.4)
1.5 ~	7 (20.6)	③④⑩⑨⑬⑰ 5 (35.7)
1.0 ~	2 (5.9)	⑰④ 2 (14.3)
0.5 ~	2 (5.9)	⑪ 1 (7.1)
0.5 未満	1 (2.9)	
計	34 (100.0)	14 (100.0)

資料：実態調査より作成

表2-9 生産組合結成当時の家族構成

	父	母	世帯主	妻	後継者	嫁(娘)	そ の 他
③	-	66 歳	35	35	-	-	11・8・
②⑤	-	83	51	44	-	-	21 15・13
⑤	-	64	34	32	-	-	11 8 5・
③③	-	-	57	57	25	26	21 1
⑬⑥	-	?	40	41	19	-	17・13
①	-	75	48	45	-	-	18
③④	-	-	44	44	-	-	18・16・10
③⑩	?	-	44	43	21	-	
②⑨	-	-	45	39	19	-	13・
②③	80	-	52	50	-	24	18
⑰⑨	-	-	-	-	17	-	20
⑰⑦	-	-	47	47	-	-	18 15・
④①	-	-	-	49	-	-	16 14・
⑪	-	?	48	4?	-	21	17 15

資料：実態調査より作成

注：・は男性を表す。

で、V期の早い時期に、導入されていることである。すなわち、耕耘機の購入をみあわせた④⑪⑰も含め、ほとんどの農家が1971～73年頃までに、トラクター—田植機段階へ到達しているのである。この段階に到達しなかったのは、耕地整理を契機に委託経営へ移行した⑦⑱のみである。

ところで、小規模農家も含め、全階層的に、こうした早い時期でのトラクター—田植機段階への到達を可能にした背景には、1972年の「S部落生産組合」の結成がある。同組合は、新潟県農林水産開発事業*を導入し、育苗—耕起・代かき—田植過程の共同化をめざし、14戸の農家によって始められたものである。

* 総工事費1,035万円に対し、同事業による補助率は50%、残りは、制度資金と農協借入によってまかなわれた。なお、当初購入された主要な設備は、トラクター（35P S）2台、田植機（4条植）3台、育苗施設、格納庫等である⁷⁾。

いま、同組合結成当時の加入農家を経営耕地規模の点からみると（表2－8）、S部落総農家の経営耕地規模別分布に比べ、小規模農家の比重が高いことがわかる。しかも、加入農家の結成当時の家族構成をみると（表2－9）、労働力構成がきわめて脆弱な農家が多い。たとえば、⑨は両親の死亡により姉（20歳）と弟（17歳）のみの家、④は世帯主死亡、⑪は妻が重い病気等である。このように、「S部落生産組合」は、3ha前後の農家数戸と、労働力が不足する家をも含む、相対的に小規模農家を中心に結成されていることがわかる。それゆえ、同組合の存在が、こうした農家の田植機、トラクターの導入にとって大きな意味を有していたことは言うまでもない。すなわち、S部落では、同組合の結成を背景として、1971～73年頃、全階層的に、トラクター、田植機段階に到達するのである。

第2に、これに対し、共同化が行なわれなかった秋作業の機械化は、階層差を伴って進展する。すなわち、1～4年程度のバインダー段階を経てコンバイン段階へ到達するS部落では、上層で1971、72年、中層で1972～74年、そして下層で1976～78年と、2、3年の間隔をおいて各層へ普及していくのである。

そして、手刈り—舟運搬—稲架^{はぎ}かけという作業を一挙に省力化したこのコンバインの導入は、春作業の機械化以上に、S部落農民層にとって、大きな意味を有していた。それが、いかに画期的なことであったかは、「最も農作業を軽減した農業機械」として、このコンバインをあげる農民の数の多さからも知ることができよう（表2－10）。⑩の世帯主は、コンバインと乾燥機が同時に入って、秋作業が4分の1に軽減されたと語る。

さて、こうして、トラクター—田植機—コンバイン段階に到達し、本田作業の主要部分はほぼ機械化された。そして、このような機械化を軸とした省力化が急激に進み、1951年段階に223.1

表2－10 最も農作業を軽減した農業機械(M. A)

農 業 機 械	人 数
耕 耘 機	5
ト ラ ク タ ー	2
田 植 機	4
コ ン バ イ ン	21
乾 燥 機	1

資料：実態調査より作成

表2－11 西蒲原の稲作労働時間の推移

	10 a 当り 労働 時間	
	実 時 間	指 数
1951	223.1 時間	100
1955	206.4	93
1960	182.4	82
1965	144.2	65
1970	90.5	41
1975	60.3	27
1980	40.4	18

資料：新潟統計調査事務所調査資料

時間であった10a 当り平均労働時間は、1970年には90.5時間になり、さらに、1980年には40.4時間にまで短縮している（表2-11）*。

* こうした労働時間の短縮の一方で、農業機械の導入が新たに「機械化貧乏」という事態を生み出したことも事実である。たとえば、㊸の世帯主は「年賦でやっそこすっと。昔は、『弥彦山の雪なくなると農家のお金なくなる』と言われた。今は、秋に農家のお金なくなる。赤字続き」という。また、㊩の世帯主は、「出稼ぎ（兼業）したのはほとんど農機具のため。共同でやっている人だって秋は個人だから」と述べる。ただし、比較的安価な田植機については、「出費少なくて、人件費（食物代）も少なくて済む」（㊨の世帯主）、「田植機の購入で人を頼まなくてもよくなった。人の心配をしなくてもよくなった。手伝いに来てくれた人に、1人1万円支払い、40人工で40万円。1年分で田植機が買える」（㊨の

表2-12 農機具所有状況

階層	農家番号	トラクター	田 植 機	コンバイン	乾 燥 機
上 層	㊨	○	○	○	○
	㊴	○	○	○	○
	㊳	生	生	○	○
	㊻	生	生	○	○
	㊼	○	○	○	○
	㊽	○	○	○	○
	㊾	○	○	○	○
	㊿	生	生	○	○
	㊽	共	○	○	○
中 層	㊾	共	○	○	○
	㊿	○	○	○	○
	㊽	○	○	○	○
	㊼	○	○	○	○
	㊽	生	生	○	○
	㊿	生	生	○（古）	共
	㊽	○	○	○	×
	㊼	○	○	○	○
	㊽	○	○	○	○
	㊾	生	生	○	○
	㊿	○	○	○	○
	㊽	生	生	○	○
	㊼	○	○	○（古）	○
	㊽	○	○	○（古）	○
	㊾	○（古）	○	○	○
	㊿	生	生	○（古）	○
	㊽	○（古）	○（古）	○（古）	○（古）
	㊼	生	生	○（古）	○（古）
	㊽	×	○	○	○
下 層	㊼	生	生	○（古）	○（古）
	㊽	生	生	○（古）	○（古）
	㊾	×	×	×	×
	㊿	（耕）	×	×	○（古）

資料：実態調査及び農機車輻センター調べより作成

注：○は個人所有，○（古）は中古，生は生産組織による共同所有，共は生産組織以外の共同所有，×は所有していない，（耕）は耕耘機段階を意味する。

世帯主」という意見が一般的である。従って、「機械化貧乏」は、主要にはトラクター、コンバイン、そしてその後の循環型乾燥機の購入によってもたらされているといえよう。

(3) ところで、このように、⑦⑧を除く各農家が、トラクター—田植機—コンバイン段階に到達したとはいえ、それ以後現在までのおよそ10年の間に、すべての農家が、これらの機械を順調に更新してきたわけではない。その点を、循環型乾燥機を加えた現在の農機具所有状況との比較からみってみる(表2-12)。同表より指摘しうる第1の点は、1975年以降、農地の売却と委託により急速に経営規模を縮小した②が、いずれの農業機械も所有しなくなったということである。しかも、第2に、⑨⑩⑭が「S部落生産組合」を脱退したことにより、⑩⑭がトラクター、田植機の個人所有へ、⑨が田植機の個人所有(トラクターは購入せず)へ移行するという変化がみられる。そして、第3に、後継者確保の見通しがたない⑮は、乾燥機の更新を行っていない。すなわち、一旦、トラクター—田植機—コンバイン段階に達した農家の中から、新たにその一部ないしは全ての農機具を所有しない農家を生みだす過程がこの10年間に進行したのである。そして、それは、中層・下層における変化であり、この間の両極分解を一定反映したものとなっている。

それゆえ、「天地がえし」を思わせた耕地整理を経て、トラクター—田植機—コンバイン段階に到達したS部落各農家の現在までの10年間は、若干の脱落農家を伴っての機械更新の過程であった。そして、表2-12にみる如く、中層下位及び下層の農家の中には、中古による機械購入がめだち、その意味で、彼らにとってもギリギリの機械更新の過程として存在したといえよう。

第4節 ま と め

さて、以上本章では、土地所有の変化と機械化の過程から、S部落各農家の生産力基盤の形成と農民層分解の進展過程をみてきた。ここで、以上から明らかになった特徴点をまとめると以下の如くなる。

第1に、2,3ha程度の規模の大きな農家が厚い層をなすという現段階におけるS部落の特徴は、戦前段階にすでにその基盤を有していたということである。すなわち、水害常襲地帯に位置し、収穫が不安定なS部落において、各農家が農業で生活していくためには、2,3haの耕地が必要とされた。それゆえ、階級間格差は、最大8.7ha所有の手作り地主から、最小は無所有の小作人まで、明瞭に存したとはいえ、経営耕地面積の点では、全農家の75%が2.0~3.2haの間に集中して存在していた。その結果、農地改革で小作地が解放されると、半数以上が2,3ha程度の耕地を所有する農家へ移行し、戦後の農民層分解の基点を形成することになるのである。

第2に、以上のようなかたちで迎えた農地改革以後、機械化を軸とした生産力基盤の形成が進展するが、その過程における最大の画期は、S部落の場合、1971年の耕地整理にあったということである。耕地整理以前、農道がきわめて狭かったS部落では、川が重要な通路の役割を果たし、運搬手段として舟を用いる、所謂“舟農業”が行なわれていた。“舟農業”は、多くの時間と労力を必要とする非常に厳しい農業であり、それだけに、その克服を可能にした耕地整理は、S部落農民層にとって“天地がえし”を思わせる出来事であった。それと同時に、農道及び圃場の整備が行なわれたこの耕地整理は、それ以後のトラクター—田植機—コンバイン段階への到達を可能にする条件整備として、重要な役割を果たしたのである。

第3に、S部落において、農民層分解が活発に進展するのは、この耕地整理を経たV期以降である。農地改革以後のⅡ~Ⅳ期は、②が急激に耕地を売却していく以外、全体的に、購入による規模拡大が進む時期にあたる。しかし、V期になると、現在の上層農家が、この期に一般化す

る借地を中心に規模拡大を行なう一方で、下層と中層農家の一部が、耕地の売却ないし委託により、自らの経営規模の縮小をはかるのである。

一方、V期は機械化も急激に進む。その普及過程は、トラクターと田植機が、「S部落生産組合」の結成を背景に全階層で同時期に、また、コンバインが、導入時期の階層的差異を伴いつつ小規模農家にまで普及していくというものであった。そして、こうした機械化の進展は、一方で、稲作労働時間の大幅な短縮をもたらすとともに、他方で、V期における両極分解を押し進める大きな要因をなしていたのである。

第4に、以上の如く、V期に両極への分解が進んだとはいえ、「S部落生産組合」が結成されたS部落の場合、一般に言われるような、トラクター—田植機—コンバイン段階への到達を契機とした、小規模農家の農外への駆逐は、それほど激しく進まなかったということである。すなわち、S部落では、その導入、非導入が、「水田耕作農家と非耕作農家へ分化させる上で、決定的な役割を果たす」⁸⁾と言われるコンバインも、田植機、トラクターの共同購入による経費節減に助けられたかたちで、小規模農家にまで普及し得たのである。そして、このことは、一方で、十分な委託層が形成されないままに規模拡大が頭打ちになるなかで、多くの農家が、農業経営を継続したままで、兼業を深化させていく道を歩み始めることを意味している。

そこで、次章では、以上のような農民層分解の進展と生産力基盤の形成過程とともに進んできた、S部落における副業・兼業の史的展開過程をみていこう。

注

- 1) 東北地方の村落について、かかる点を明らかにしたものとしては、有賀喜左衛門「南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度」(『アチックミュージ엄彙報』43号, 1939年) 参照。
- 2) 当地域では、こうした奉公人分家のことを「やまがら分家」「やまがら家持ち」あるいは「よめもらい分家」と称した。S部落における奉公人分家は、⑥のみである。
- 3) 耕地整理においては、1反で15坪程度の耕地が増加している。また、S部落は、耕地整理以前に旧部落単位にあった3つの神社をこの期に旧O部落の神社に合併した。その際神社の跡地を、もともと個人の土地であった旧P部落の場合は所有者にもどし、また共有財産であった旧Q部落の場合は、当時の田の所有面積にあわせ比例配分している。両旧部落の場合は、この分もあわせて増田となった。
- 4) 梶井功によれば、「新潟県、なかんずく稲作中核地帯蒲原での農機具投資は、シェーマ的にいえば畜耕段階をとびこえてすすんだ」、また、「人力耕から機械耕への直進がみられた」(梶井功『農業生産力の展開構造』, 弘文堂, 1961年, p. 114) とされる。しかし、地域差はあり、ここ漆山地区の場合、戦前段階に、畜力耕は、ほぼ100%に達し、S部落の農家の場合も、人力耕から畜力耕を経て、機械耕へ到達している。
- 5) 巻町農業振興協議会『巻町の農業・社会編Ⅱ』1972年, pp. 26-29.
- 6) 拝野吉郎『新潟蒲原の農業』, 新潟日報事業社, 1980年, p. 39.
- 7) 『S部落生産組合議事録綴』1972年。
- 8) 宇佐美繁「稲作上層農の性格」(田代洋一・宇野忠義・宇佐美繁『農民層分解の構造』御茶の水書房, 1975年), p. 222.

第3章 副業の盛衰と兼業化の進展過程

本章では、第1に、副業としての蕪加工の隆盛と衰退の過程をおさえ、第2に、S部落の農外就労者の量的増大と、各家の多就労化の進展を階層とのかかわりでみていく。そして、第3に、農民層諸個人の現在までの職歴の変化を追いあげることで、S部落における兼業化の史的展開過

程をとりおさえる。

第1節 副業（藁加工）の隆盛と衰退

稲架木^{はぎ}を組んだり、舟を引くのに用いる縄、米を入れる俵、そして、家の中に敷く藁は、どれも農家生活の必需品であった。そして、戦前から戦後のある時期まで、農民たちは、農作業のない冬期間を、この縄ない、俵編み、藁織りの作業のためにあてていた。

そして、こうした藁加工の仕事は、戦前段階には、全て手作業で行なわれており、硬い藁をたたいて適当な柔らかさにした後、手によって加工されていた。当時、若者たちは、一軒の家に数名集まって、楽しみながらこうした作業を行っていた。

たとえば、②の世帯主は、「その頃（昭和10年頃まで）の若い者、1人で藁仕事していると退屈。藁をかついで友達同志一軒の家に集まって、茶菓子など買って、作業した」と、当時について語っている。

この藁加工に、藁揉み機、製縄機が持ち込まれて、機械生産が始まるのが、戦後1949年頃である。この機械の導入はとりわけ縄の大量生産を可能にし、かつ米の供出による生活の悪化の中で、縄は「自家用分をとって残りを売る」という段階から、次第に冬場の重要な現金収入源となっていく。とりわけ、第Ⅲ期の1950年代半ば頃にその重要性を増していったことは、漆山青年学級『つどい』第11号（1956年12月23日発行）に投稿された、隣部落（N部落）の一青年の文章から読みとることができる。そこには、「いつまで続くか藁モミ機の音」と題し、次のような内容が記されている。

「私たちの部落（N部落）は、農家戸数60戸、耕地面積〇〇町歩^{（不明）}の水田単作地帯です。

いつもの年なら、こんな事がないのですが、所^{（マフ）}が、今日この頃では、どこの家でも藁モミ機と製縄の音では、今では製縄が本業かのように思われます。どうして比^{（マフ）}の様にさかんになったか考えてみよう。

御存知の通り今年は、台風9号の冷害と病害・病虫害や土地改良による減収が加わって被害は大なるものになり、おまけに米価が下った、というような悪条件に依って、これからの農村生活の行き詰りが感じられます。

（中 略）

収穫の秋が終って、もう2ヶ月、朝から晩迄、毎日毎日製縄機の音が絶えることなく続いている。

俵編みや、むしろ織り仕事は後廻し、縄がどんどん業者へ売られて行く。今日も縄仕事、又今日も縄仕事と、縄、縄、縄……で明け暮れする。私達いつ迄続くか藁モミ機の音。」

こうした事情は、「縄などをなったりしてしのいできた」（④の妻）、「その頃、縄ないが主な現金収入源だった」（⑥の世帯主）という言葉にも明らかのように、S部落についても同じであった。しかし、この藁加工も、1960年前後には価格*の低下から次第に商品としての価値を失い、1963、64年頃には姿を消している（なお、自家用の製縄はコンバインの導入時期まで続く）。

そして、これ以降（Ⅳ期以降）、新たな現金収入を求めての農外就労者が量的に増大していくのである。

*1956年の縄の値段は、1貫（3.75kg）当り、35～40円程度であったり。

第2節 S部落における兼業化の進展過程

第1項 農外就労者の量的増大と多就労化の進展

ところで、S部落における戦後35年間の農外就労者数の推移をみると、Ⅱ期におけるほぼ皆無の状態から、藁加工が重要な現金収入源であったⅢ期には、すでに男性中心に、農外就労者が

現われることがわかる(表3-1)。しかし、その量的増加が本格化するの、やはりⅣ期とみてよいであろう。Ⅳ期には、総数で17人から54人へと3倍強の増加をとげており、とりわけ、女性の農外就労者が急増していくところに、この期の大きな特徴があるといえる。そして、こうした時期を経たⅤ期においても、その速度を鈍化させつつも、増加の方向で推移し、1982年には総数で73人、単純に計算しても1戸が平均2.4人の農外就労者をかかえる状況に至っている。

こうした兼業深化の過程が、各階層においていかに進展したのかをみたのが表3-2である。

同表より指摘しうる第1の点は、中層、下層に、Ⅱ期及びⅢ期の早い時期から、家族員1名(現在の世帯主)が農外就労に出ている農家が多いことである。すなわち、中層では、自営兼業(戦後分家した⑭が博労、戦前小作だった⑯が鍛冶屋一父、豆腐屋一世帯主)を含め、18ケース中10ケースが、下層では4ケース中2ケースが、この期に農外就労を開始しているのである。しかし、第2に、農外就労開始時期にこうした階層的差異があるとはいえ、Ⅳ期、とりわけⅤ期以降の家族員の多就労化傾向は、全階層的に進展していることを指摘しなければならない。それは、1家族当りの平均農外就労者数の次のような推移からも知ることができる。すなわち、Ⅲ期の終わりに、上層0.5人、中層0.8人、下層1.0人だった1戸平均農外就労者数は、Ⅳ期の終わりには、上層1.5人、中層1.8人、下層2.3人となり、それが、Ⅴ期の終わりには、ついに、上層、中層2.4人、下層2.5人と数的にはほとんど階層差のないものとなっているのである。そして、この期に兼業深化とは異なる道を選択した農家は、米での専業をめざした上層⑮*, ハウスキュウリを取り入れた中層⑯, そして、後継者の他出により老人専業で推移した⑰の3ケースにすぎない。

* ⑮は、S部落にあって、米での専業をめざし勢力的な規模拡大を行なった唯一の農家である。「篤農家中の篤農家」と言われた⑮の世帯主は、3年程の工場勤務を経験した後、農業一本にしぼることを決
表3-1 S部落における農外就労者数の推移

		男	女	総数	指数			男	女	総数	指数
Ⅱ期	1947	1		1	6	Ⅳ期	1965	21	4	25	139
	'48	2		2	11		'66	25	6	31	172
	'49	1		1	6		'67	28	8	36	200
	'50	2		2	11		'68	31	9	40	222
	'51	1		1	6		'69	32	13	45	250
Ⅲ期	'52	5		5	28	Ⅳ期	'70	35	12	47	261
	'53	5		5	28		'71	35	15	50	278
	'54	6		6	33		'72	36	18	54	300
	'55	6		6	33		'73	32	22	54	300
	'56	8		8	44	Ⅴ期	'74	36	28	64	356
	'57	9		9	50		'75	37	30	67	372
	'58	10		10	56		'76	38	30	68	378
	'59	9		9	50		'77	40	31	71	394
	'60	11		11	61		'78	41	29	70	389
	'61	12		12	67		'79	44	30	73	406
	'62	15		15	83		'80	45	29	74	411
	'63	15	2	17	94		'81	44	34	78	433
	'64	16	2	18	100		'82	43	32	73	417

資料：実態調査より作成

注：指数は1964年を100として計算。但し、自営兼業及び現在他出してしまったものについては除外した。

表 3-2 S 部落各農家の農外就労者の推移

		II 期					III 期										IV 期										V 期										
		1947	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
上層	⑨						世													→ 世・後						→ 後		→ 後・二男									
	②④																			後	→ 後・世・嫁								→ 後・世・嫁・妻	→ 後・世・嫁							
	③																									世	→										
	③③																																				
	③②																																				
	②①																																				
	②①																																				
中層	②②																																				
	⑧																																				
	⑥						世																														
	⑤							世																													
	①⑦																																				
	①③																																				
	①⑤																																				
下層	①⑥																																				
	①⑧																																				
	①④																																				
	①①																																				
	②⑦																																				
	②⑤																																				
	②③																																				
	②①																																				
	③①																																				
	③③																																				
	③⑤																																				
	③⑦																																				
	③⑨																																				
	④①																																				
	④③																																				
	④⑤																																				

資料：実態調査より作成

注：(i) 但し②④⑨については不明。(ii) 続柄は現段階のものであり、必ずしも兼業開始当時の続柄を表わすものではない。(iii) 続柄に () が付いているのは自営兼業。(iv) ⑨③④の妻は兼業の経験を有するが年次が不明。

意し、購入と借地で一時は5.3haまで規模拡大をした。しかし、1978年、病で倒れ、以後肉体的に農業労働が不可能となるにおよび、高卒の長男に農業を任せるとともに、借地部分を縮小し、4.2haの経営となっている。

こうしてみると、Ⅳ期以降本格化する兼業化は、若干の例外を含みながらも、ほぼ全階層を巻き込んで進展してきていることは明らかである。すなわち、全体的に規模拡大をとげるⅣ期を経て、両極分解が進むⅤ期以降も、規模拡大を続ける農家をも含め、兼業化は確実に深化してきているのである。ここでは、若干の事例から、多就労化過程をみておこう。

上層⑭の事例：⑭の兼業化は、1964年に通信高校を卒業した後継者の農外就労に始まる。その後、1967年には世帯主と嫁が、同時に農外就労を開始し、家族のうち3人が働きに出ることになる。この嫁の就労は、2人目の子供を出産した翌年、育児を姑にまかせたものであった。その姑も、孫が、小学校の高学年になり、手もかからなくなった1977～79年にかけて、農外就労の経験を有している。

中層⑯の事例：⑯の世帯主は、早くも1957年に、農外就労を開始している。その後、1969年には、中学校を卒業した長男が、1971年には妻が、そして、1977年には、高校を卒業した次男が、それぞれ勤め始めた。その上、1981年に長男が結婚し、嫁が結婚前の仕事を継続したため、現在は、家族員5名全員が、農業以外の仕事をもっている。このうち姑は、孫が生まれたら仕事をやめると語っている。

ところで、こうして農外就労を開始したS部落の農民層は、いかなる労働市場に吸収され、いかなる職歴を歩んで現在に至っているのだろうか。以下、男女別に、彼らが歩んできた職歴についてみていこう。

第2項 男性における農外就労開始年次と職歴の変化

S部落の男性のうち、現在までに兼業経験を有していないものは、上層⑬⑭の世帯主と中層①の世帯主の3名にすぎない。他の者は、それぞれの生活史の中に兼業歴を刻みながら現在に至っている。ここでは、農外就労を開始した時期と年齢に注目しながら、彼らの職歴の変化をみていく。

(1) Ⅲ期農外就労開始層

まず、Ⅲ期に農外就労を開始した男性についてみると(図3-1)、それは当時の年齢で30代と10代にはほぼ限定されていることがわかる。前者は、中層を中心とする、結婚後に就労を開始した50、60代層(現世帯主層)であり、後者は、この頃から全階層的に一般化する新規学卒者(中卒者)の就労で、現在の30、40代層(現世帯主又は後継者層)にあたる。彼らは、30代層がまず建設日雇労働市場へ、10代層が洋食器等の工場へ、それぞれ吸収されるという特徴を有している。それは、33歳で日雇労働を始めた中層⑥の世帯主の「牛馬にかわって、耕耘機が入った頃、農繁期以外の時に、土建屋へ月に10～15日位出るようになった。若い者は、燕の工場(へ勤め始めた)」という言葉にもあらわれている。

いま、農外就労開始時の年齢と職歴の変化に注目すると、Ⅲ期農外就労開始層は、(i)「結婚後就労建設日雇継続型」、(ii)「結婚後就労転職型」、(iii)「結婚後就労季節雇型」、(iv)「中学新卒就労型」の4つに区分される。

(i)～(iii)は結婚後に就労を開始した者であるが、(i)は建設日雇労働を一貫して継続したもの、(ii)は建設日雇労働に一定の期間従事した後に、洋食器工場などへの就労の経験を有するもの、(iii)は1つの職場に毎年季節的に就労したものを示す。しかし、(iii)は巻町内の自動車整備工場へ冬期間のみ10年間就労した⑮の世帯主だけであるから、ここでは(i)(ii)が

図3-1 第Ⅲ期に農外就労を開始した者の職歴（男性）

職歴の型	階層	農家番号	現在及び 年 齢	農開 外始 就年 齢	1945 ・職場 ・職種 ・雇用期間	50	55	60	65	70	75	80	82
						Ⅱ期		Ⅲ期		Ⅳ期		Ⅴ期	
結婚後就労建設日雇継続型	上層	⑨	60 (世)	30	52 ————— 71 建設日雇 (土工) (11~3月)								
	中層	⑩	60 (世)	38.9	60, 61 ————— 建設日雇 (土工)								
		⑮	59 (世)	39	62 ————— 75 建設日雇 (冬) I配管屋 (通年)								82
		⑥	60 (世)	33	55 ————— 建設日雇 (冬→通年)								82
	下層	⑳	62 (世)	32	52 ————— 70 76 建設日雇 (土工) (冬) N電設 (土工) (11~3日)								
結婚後就労転職型	中層	㉔	54 (世)	33	61 ————— 71 76 建設日雇 (冬) 洋食器 (夏・冬) 建設日雇 (土工・とび) (冬)								82
		㉑	55 (世)	30	57 ————— 66 68 72 建設日雇 (土工・雑役) (冬) M金属 (雑役) (夏・冬) Tクル (組立) (夏・冬) N研磨 (研磨工) (通年)								82
		⑬	50 (世)	23	55 57 ————— 74 A発電所工事 (土工) (冬) 建設日雇 (土工・雑役) (冬) T工業株式会社 (メッキ工) (通年)								82
季節後就労型	中層	㉒	51 (世)	31	62 ————— 72 自動車修理工場 (修理工) (10~3日)								
中学新卒就労型	上層	㉓	35 (後)	15	62 65 67 69 71 75 中卒 個人洋食器 Y組 K組 鉄工所 N洋食器 Y組 (プレス工) (土工) (土工) (夏・冬) (夏・冬) (土工) (夏・冬) (夏・冬) (夏・冬) (通年)								82
		㉑	35 (後)	15	62 66 70 72 74 75 中卒 建設日雇、燕の工場、運送屋、Y組、N電設、N興業 (土工) (冬) (重機工) (通年)								82
	中層	⑤	44 (世)	18	中卒 53 56 59 61 65 洋食器 運送屋 洋食器 建設日雇 (冬) (冬) (冬) (土工・とび) (冬)→(通年)								82
		⑧	47 (世)	17	中卒 50 52 57 64 69 76 81 マシン工場 建設日雇 土地改良の日雇 建設日雇 M鉄工所 (冬) (冬) (11~4月) (通年)								
	下層	㉑	41 (世)	15	中卒 56 ————— 78 建設日雇 出稼ぎ(東京) (土工・とび) (通年)								82

資料：実態調査より作成

主流とみてよいであろう。そこで、(i) 及び (ii) について若干の事例をとりあげてみよう。

(i) 「結婚後就労建設日雇継続型」—中層㊸の世帯主の事例

昭和20数年頃、土方で道路の仕事。その後、土地改良の仕事など。貧乏だったので11～3月の間に、ちょっとした仕事でもあればでた。1970～76年まで、N電設へ冬の間臨時で勤めたりもした。現在は、税金とられない程度に稼ぎに出ている。

(ii) 「結婚後就労転職型」—中層㊸の世帯主の事例

1957年30歳で冬期間の建設日雇に出始めた。「まわりの人も行きだしたし、遊んでもいられない」からである。屋根に油をぬったり、コンクリ仕事をしたりした。この建設日雇労働を10年間続けた後、1966年にM金属(200人規模)の人の勧誘で同社に雑役工として就職した。同社には、夏・冬勤めたが、農作業を理由に休暇をとることが多く「休んでばかりいるので、2年で首になった」。そこで、翌年は、部落の人の紹介でT工場(20人規模)へ行くことになった。そこで、組立工として働くが、会社が不況で暇になり、そこも2年後には解雇された。それから現在まで、N研磨(4人規模)に研磨工として就労している。雇用形態はいずれも臨時雇である。

一方、(iv) の「中学新卒就労型」は、中学卒業後10代で就労を開始したものであるが、彼らは、就労後、洋食器工場、鉄工場、運送屋、そして建設日雇仕事を小刻みに転々として現在に至っているという特徴を有している。

(iv) 「中学新卒就労型」—上層㊸の後継者の事例

中学卒業と同時に燕の洋食器工場(5,6人規模)へ知人の紹介で就職した。職種はプレス工であった。プレスは技術的に難しく、また当時は非常に危険な職種で手がもげるところを何回もみたという。しかし、その割に低賃金だったので3年間勤めてやめてしまった。4年間はY組、K組などで建設日雇仕事に従事するが、1969年、友人の紹介で鉄工所(30人規模)に就職した。しかし、2年後には、不景気になって首になっている。この鉄工所を解雇されたのち、職安を介してN洋食器工場(110人規模)に就職するが、そこも、同様の理由から解雇されてしまった。同社は、農家出身者が、従業員の半数を占めていたが、不況になると農家出身者からまず首を切られたという。この工場を解雇された後、再びY組に就労し、現在まで建設日雇仕事に従事している。

こうしてみると、「冬だけ仕事を捜して毎年毎年出た」という「結婚後就労建設日雇継続型」にしても、景気変動の波に洗われながら、建設日雇労働市場と洋食器工場等の間を行ったり来たりして現在に至った「結婚後就労転職型」「中学新卒就労型」にしても、その職歴は転職を繰り返すという意味において、きわめて不安定なものであったといえよう。

(2) IV期農外就労開始層

IV期に新たに農外就労を開始する者は18名であるが、彼らは、その就労開始時の年齢とその後の職歴から、5つの型に区分される。それは、(i)「結婚後就労建設日雇継続型」、(ii)「結婚後就労転職型」、(iii)「結婚後短期就労型」、(iv)「中学新卒就労型」、(v)「高校新卒就労型」の5つである(図3-2)。

(i)～(iii)は、Ⅲ期に農外就労を開始しなかった現在の世帯主層(現40～60代層)が、この期遅れて農外就労を開始したことを意味しており、就労開始時に、すでに40代半ばに達していたものが4名を数える。また、階層でみると7名中4名が上層で占められており、彼らが、中・下層に遅れて農外就労を開始した上層農家の世帯主であることがわかる。そして、こうした彼らが就労する職場は、Ⅲ期同様、建設日雇仕事や洋食器工場等の現業部門に限定されており、Ⅲ期の結婚後就労層の隊列に、新たに彼らが加わったものであるといえる。

(ii) 「結婚後就労転職型」—上層㊸の世帯主の事例

1967年、45歳で、親戚の人が行っていた洋食器工場に勤め始める。同工場は研磨の下請工場で、家

図3-2 第Ⅳ期に農外就労を開始したものの職歴(男)

職歴の型	階層	農家番号	現在及び 年令柄	農開外 始就年 労年齢	1965 70 75 80 82			
					Ⅳ期 ・職場 ・職種 ・雇用期間			
建設日雇継続型	上層	㉔	61 (世)	46	67 70 76 80	土地改良の日雇 (土工) (冬)	N建設 (土工)	
	中層	㉕	55 (世)	45.6	70 76.7 82	建設日雇 (土工) (冬)	Y組 (土工) (夏・冬)	
結婚後就労転職型	上層	㉔	60 (世)	45	67 72 74 76 82	T研磨 (研磨工)	Y洋食器 (メッキ工)	植木屋 (剪定) (年間70日)
	中層	㉔	51 (世)	34	65 74 76 81 82	タクシー会社 (運転手) (冬)	建設日雇、水道屋、商事 会社などを転々とする (冬)	F鉄工所 (製鐵工) (通年)
	下層	㉕	58 (世)	44	68 72 82	いろいろな工場 (冬)	S産業 (切断工) (通年)	
結婚後短期就労型	上層	③	45 (世)	33	70 72	S鋼材 (冬)		
	中層	⑬	51 (世)	38	70 71	土地改良の日雇 (土工) (冬)		
高校新卒就労型	中層	⑩	35 (後)	18	65 66 82	高卒 日雇	農協 (営農指導員) (通年)	
	中層	⑮	34 (後)	18	66 67.8 82	高卒? (営業) (冬)	T商店 (営業) (通年)	
	下層	㉕	35 (後)	18	65 82	高卒 日雇 (半年)	電々公社 (電気通信技術師) (通年)	
	中層	㉕	30 (後)	18	70 82	専門学校卒	Nプリンス (整備工) (通年)	
中学新卒就労型	上層	㉔	38 (後)	19	64 65 69 82	中卒 自動車整備工場、ガソリンスタンド、 (修理補助工) (11~3月) (6~8,10~3月)	Y鉄工所 (溶接組立工) (通年)	
	中層	㉕	32 (後)	15	65 66 67 70 77 82	中 測量工事、耕地整理 T物産 卒 (とび) (とび、大工)	M金属 (検査工) (通年)	
	中層	⑥	31 (後)	17	67 82	高校中退 鉄骨屋、ガソリンスタンド、重機屋など様々 現在はNけんじょう (土工)		
	中層	⑩	31 (後)	15	66 82	中卒 Y組 (製材・土工) 通年		
	中層	㉕	29 (後)	15	69 74 82	農機具屋 個人洋食器工場 (販売・修理工) (自動研磨工) (通年) (通年)		
	中層	⑬	28 (後)	15	70 81 82	中卒 板金、鉄骨、土方等 20ぐらいの仕事をした (通年)		

資料：実態調査より作成

族従業員も含めて4,5人規模だった。そこで研磨工として4年程勤めるが息子が学校を卒業し、勤め始めたのでやめた。それ以後、2年間は農業に専念するが、再び1974年に、「手が足りないので来てくれないか」と言われ、同級生が経営する工場へ勤めることになる。そこには、20人位の規模のスパナなどの機械工具をつくる工場で、めっき工として5年間勤めた。現在は、隣部落にある植木屋(15,6人)で剪定の仕事をしており、年間70日程度働く。

一方、(iv)「中学新卒就労型」と(v)「高校新卒就労型」は、ともに新規学卒者の就職であり、現在の30代層(後継者層)を構成する。階層的には、前者が上・中層の子弟であるのに対し、後者は、中・下層の子弟であり、高校への進学が中・下層の方から次第に広がりがつつあることがわかる。そして、この期あらたにあらわれた「高校新卒就労型」は、それ以前のどの「型」とも大きく異なる職歴を歩んで現在に至っている。すなわち、「中学新卒就労型」が、Ⅲ期同様に、建設日雇や洋食器工場等を転々としているのに対し、「高校新卒就労型」には転職はほとんどみられず、職業階層も相対的に安定しているのである。

(v)「高校新卒就労型」(1)一下層㉔の後継者の事例

1959年、漆山中学卒業後、巻農業高校へ進学する。「本当は普通科に行きたかったが、進学者は少なく、家業を継ぐという条件で農業高校への進学」を許してもらう(㉔は当時は2.1ha所有の農家)。しかし、高校卒業時、公務員を志望し、電々公社の試験を受ける。この試験の合格通知がくるまでの半年間、土建のアルバイトをした経験を有するが、電々公社に採用後は、現在まで電気通信技術師として電々公社

に勤めている。

(v) 「高校新卒就労型」(2)―中層⑩の後継者の事例

1965年, 巻農業高校卒業後, 1年半程, 農業を手伝う傍ら建設日雇仕事をする。その後, 農協への採用が決まり, 農協職員となる。現在は営農指導員を勤め, 係長に昇進している。

こうしてみると, この期の大きな特徴は, Ⅲ, Ⅳ期の農外就労開始層の多くが, 主要には建設日雇労働市場や洋食器工場等の現業部門に吸収されているのに対し, 産業, 職種の点で, それらとは大きく異なる「高校新卒就労型」が, 中・下層農家の子弟の中にあらわれてきた点にあるといえる。

(3) V期農外就労開始層

さて, 現在の世帯主層の農外就労がⅣ期までに出つくし, また, 全階層的に高校進学が一般化してくるなかで, V期に農外就労を開始する者は, 「高校新卒就労型」と「結婚前就労転入型」

図3-3 第V期に農外就労を開始した者の職歴 (男性Ⅰ)

職歴の型	階層	農家番号	現年齢と続柄	農開外始就労年齢	1970 75 80 82			
					・職場 ・職種 ・雇用期間			
高校新卒就労型	上層	⑨	29 (後)	18	71	74	82	高卒 (他出) 長岡整備 B運送 (運転手) (通年)
		③	21 (後)	18	79	82		高卒 スイカの出荷 (出荷検査) (7,8月)
		⑭	25 (後)	18	75	82		高卒 M食品
	中層	⑧	22 (後)	18	78	82		高卒 N道路サービス (ライン引き)
		⑮	21 (後)	18	79	82		高卒 F環境安全センター (水質検査工) (通年)
		⑬	21 (後)	18	80	82		高卒 E電気商会 (電気工技師) (通年)
		⑭	28 (後)	18	71	73 74		高卒 M建設菓子店 (土工) 味付工 (通年) (通年)
		⑯	29 (後)	18	72	76.7 80 82		高卒 T金属, B運送, 金物卸 (運転手) (店員) (通年)
		⑯	27 (二男)	18	74	77 78 79		定時高卒 E製作所, スーパー, 洋品店, 宅急便 (運転手) (通年)
		⑰	25 (後)	18	75	82		高卒 N酪農 (配達, 検査工) (通年)
	下層	④	24 (後)	18	76	82		高卒 K農機 (販売, 修理工) (通年)

資料: 実態調査より作成

の2つの型に限定されるようになる。前者は新規学卒者の就労であり, 後者は農業以外の職に就いている者が, S部落へ婿養子として転入したケースである(図3-3, 図3-4)。

このうち「高校新卒就労型」は, 現在20代の後継者層にあたるが, 彼らの中で⑭の後継者のみが, 3年間勤めに出た後, 施設園芸(きゅうり)を手掛けるために農業専業へ移行している。いま, ⑭を除く「高校新卒就労型」の職歴をみると, そこには以下のような特徴がみとれる。

第1に, この期には, 上層も含めて高校進学が一般化するが, Ⅳ期の「高校新卒就労型」とは異なり, そのすべてが安定した職場に就労しているわけではない。すなわち, すでに転職を経験した者も4名を数えるし, 継続している場合でも, B運送会社の運転手(上層⑨の後継者), スイカの出荷検査のアルバイト(上層③の後継者), N道路サービスのライン引き(中層⑧の後継者)等の職業階層的には不安定なものも多いのである。

しかし, 第2に, V期以前に多かった建設日雇労働者や洋食器工場就労者は, 確実に姿を消してきている。すなわち, Ⅳ期「高校新卒就労型」同様, こうした職業が彼らの職場としては位置づかなくなってきているのである。

一方, 「結婚前就労転入型」に属する者は, この期4名を数える。しかし, S部落における農外就労開始年次がV期であるとはいえ, 彼らの就労はすでにⅢ, Ⅳ期に始まっており, それだけに多様な職歴を経て現在に至っている。

「結婚前就労転入型」(1)—中層㉔の後継者の事例

農家の三男として生まれた㉔は、中学を卒業すると、弥彦町のI包帯工場(200人規模)へ住込みで就職した。仕事は、商品・原料の配達の運転助手である。しかし、そこは、低賃金(時給200円)のうえ学歴差別もあるため、10年間勤めて、友達4人でいっしょにやめた。その後、建設日雇労働市場に入り、以後、結婚をはさんで現在まで、土建運転関係の仕事をしている。

「結婚前就労転入型」(2)—中層㉑の後継者の事例

佐渡の両津で漁師の家の二男として生まれた㉑は、高校卒業後、東京の夜間大学に進学、T測機に勤めながら大学を卒業した。その後、東京でO商会→T製薬と2度の転職を経験した後、高校時代のテニスクラブのコーチの紹介で燕市のE製作所(200人規模)に就職した。現在は、同社で課長代理を勤める。

このように、「結婚前就労転入型」の職歴は、初職についた年次や彼らの出身地・出身階層によって様々であり、また彼らが自家の後継者ではなかったという点でも、S部落の農民層の職歴とは異ならざるを得ないものであった。

さて、以上みてくるならば、S部落の男性の農外就労は、以下の如く進展してきたといえよう。すなわち、現在50, 60代の世帯主層が、Ⅲ期中、下層を中心に、Ⅳ期に上層を中心に、農外就労を開始し、「結婚後就労建設日雇継続型」と「結婚後就労転職型」をとって現在に至っている。他方、中学新卒で就労することが全階層的に一般化し、現在の30, 40代層が、Ⅲ, Ⅳ期に「中学新卒就労型」をとって農外就労に始める。そして、以上の3つの職歴を歩んできた農民層は、その職歴の「型」こそ違え、主要には、西蒲原「地域労働市場」に豊富に存在する建設日雇仕事や金属洋食器工場を職場としてきた者たちである。しかし、こうした中で、Ⅳ期に、中・下層の子弟から「高校新卒就労型」があらわれ、それが高校進学全般化を背景として、Ⅴ期の主流をなすようになる。彼らは現在の20, 30代層を構成するが、その職場は、産業及び職種の中で、

図3-4 第Ⅴ期にS部落部に転入し農外就労を開始した者の職歴(男性Ⅱ)

職歴の型	階層	農家番号	現在続在の年令及び柄	農開外始就年労令	1960	65	70	75	80	82
					Ⅲ期		Ⅳ期		Ⅴ期	
結婚後就労転入型	中層	㉔	才38(後)	才15	中卒	59	70	77	81	82
						I包帯工場		建設日雇(重機工)		T基礎工業(重機工)
						(住入)		(6~8, 11~1月)		(通年)
	下層	㉑	35(後)	18	高卒(定時制大卒)	67	69	70	71	78
						T測機(東京)		O商店(東京)		T電器(東京)
	中層	㉒	29(後)	15	中卒	69	74	82		
						Y農機具(販売・修理工)		(通年)		
	下層	㉓	34(後)	?		NA		79	82	大工
										(通年)

資料：実態調査より作成

図3-5 第IV期に農外就労を開始した者の職歴の変化(女性)

職歴の型	階層	農家番号	現在の年齢	結婚年齢	農開外始就労年齢	1960	65	70	75	80	82年
						IV期		V期			
結婚後就労転職型	上層	②④	36 (嫁)	21	21	67 71 74 82 I 化学 (メッキ工) P ゴルフ (組立工) (通年) M 鉄工所 (機械工) (通年)					
	中層	①⑦	57 (妻)	23	43	68 75 W 鍛冶→S G 金属→M 金属→S 金属→C 金属					
	層	⑤	44 (妻)	21	27	65 71 73 82 S 精密機械 (組立工) (冬) H メッキ (冬) S 金属					
	下層	②⑤	40 (妻)	21	21	63 66 65 70 75 82 E 製作所 (組立工) (10~3月) T 物産 (包装・検査工) (10~3月) T タイツ (縫製工) (10~3月) F 工業 (雑役工) (通年) Y 製作所 (包装工) (通年)					
結婚後就労型	上層	③⑨	61 (妻)	22	34	65 77.8 79 N 惣菜 土方 (10~3月)					
結婚後就労型	中層	⑧	46 (妻)	22	33	69 82 P ゴルフ (組立工) (通年)					
結婚後就労型	中層	⑩	58 (妻)	22	30	63 73 建設日雇 (冬)					
中学新卒就労型	中層	③⑩	34 (嫁)	25	15	中卒 68 69 71 73 76 82 S 内外帳 (検査工) (通年) M 倉 (店員) (通年) U 呉服 (店員) (通年)					
	層	②⑦	35 (娘)	21	19	中卒 67 68 69 73 74 75 82 みかんもぎ (静岡) (冬) M 器物 (包装工) (4ヵ月間) (冬) N 製作所 (包装工) (通年) T 製作所 (包装工) (通年)					
	層	②③	34 (長女)	—	18	中卒 66 70.1 82 観光ホテル (事務) (通年) E 工業 (事務) (通年)					
	下層	⑪	31 (嫁)	23	15	中卒 66 67 70 81 M 呉服 (店員) (8ヵ月間) H 製作所 (冬) K 食品 (通年)					
結婚前就労転入型	上層	③②	34 (嫁)	21	15	中卒 64 69 72.3 82 燕の工場 ■ S 製作所 (運搬・検査工) (10~3月) A 製作所 (通年)					
	下層	②⑧	35 (嫁)	22	18	高卒 69 82 ■ F 食品 (事務) (通年)					

資料：実態調査より作成

注：■印は結婚年を表わす。「結婚前就労転入型」の場合は、S 部落において就労を開始したのは■印の年から。

それ以前と大きく異なり、1970年前後から西蒲原「地域労働市場」で漸増し始める第3次産業への就労が増加する。これに、「結婚後就労転入型」が加わって、S 部落における男性の兼業化が進展してくるのである。

第3項 女性における農外就労開始年次と職歴の変化

女性の農外就労は、男性より1期遅れ、IV期に始まるが*、IV・V期を通じ兼業経験を有していないのは、上層③③の妻、中層①①⑤②⑦③⑩の妻、下層②⑧の妻の7名である。他の者はいずれも農業以外の仕事に携わりながら現在に至っている。

* 女性の農外就労が、男性に遅れIV期に開始された1つの要因として、耐久消費財(洗濯機、冷蔵庫等)や水道・ガスなどが、1960年前後、すなわちⅢ期の終わりにかけて導入され、女性の家事労働が大幅に軽減されたということにある。このうち、とりわけ水道と洗濯機の果たした役割は大きかった。上水道が普及する以前はポンプ井戸が使用されていたが、この井戸による作業は重いポンプを上下に動かす重労働

働であり、また汲み上げた水には砂がまざり、かつ鉄分を多く含む赤水であったため、濾し桶で濾して使用しなければならなかった。一方、洗濯は農作業の合い間に、朝晩川で洗濯板を用いて行なわれ、特に水の冷たい冬場はつらい仕事だった。水道と洗濯機の普及は、こうした重労働を解消し、農外就労を始める前提条件をつくりだした。

(1) IV期農外就労開始層

IV期に農外就労を開始した者は13名を数えるが、彼女たちの職歴は、結婚後に就労を開始した者と、結婚前に就労を開始した者とは大きく異なる。

前者は、ほとんどが、農外就労開始時に20、30代だった現在の世帯主の妻（現在40、50代）たちで、出身階層は全階層にわたっている。そして、その職歴は、(i)「結婚後就労転職型」、(ii)「結婚後就労季節雇型」、(iii)「結婚後就労継続型」、(iv)「結婚後就労建設日雇継続型」の4つに区分される。(i)は洋食器工場を中心に、各種工場を転々としたもの、(ii)はきまった工場に毎年季節的に就労したもの、(iii)は1つの工場に通年で継続して就労したもの、(iv)は建設日雇労働を一貫して継続したものを示すが、この期を代表するのは、7ケース中4ケースを占める「結婚後就労転職型」である。この「結婚後就労転職型」に属する4ケースは、いずれも2～4回の転職を経験してきている。

(1)「結婚後就労転職型」—中層⑦の妻の事例

1968年に勤めた⑦の妻は、1975年50歳で農外就労をやめるまでの7年間に、W鍛造→S G金属→M金属→S金属→C金属と4回の転職を経験する。この間の状況は、農繁休暇明けに、農作業の都合で数日遅れて出勤したりすると、自分の代わりにすでに別の人が採用されており、数年勤めて、秋1カ月休んで転職、そんなことの繰り返しであったという。

一方、結婚前、10代で農外就労を開始した者たちは、現在30代の後継者の嫁たちで、その職歴の型は、(v)「中学新卒就労型」と(vi)「結婚前就労転入型」の2つに分れる。前者は中学卒業後、10代で農外就労を開始したS部落出身者で、後者はこの期にS部落へ嫁いだ者のうち、結婚前から農外就労の経験を有する者である。

まず、(v)「中学新卒就労型」4ケースの場合、彼女たちが一様に転職を経験し、かつ最初の職場が地元の工場でない点では、彼女たちの職歴は共通点を有している。しかし、その他の点に関しては、彼女たちは実に様々な職歴を経て、現在に至っている。

(v)「中学新卒就労型」(1)—中層⑩の嫁の事例

S部落⑩の三女として生まれた⑩の嫁は1968年中学卒業と同時に学校の紹介で、岐阜の紡績工場へ就職した。しかし、学校・職場すべてがいやになり、父親の病氣も重なり2年でやめてS部落へ戻った。それから2年程農業を手伝ったり、洋裁を習ったりした後、M堂という本屋に店員として勤めた。1973年、結婚を契機にそこを退職し、⑩へ嫁ぎ、3年程してから今のU呉服パートに出始めた。やはり、店員である。

(v)「中学新卒就労型」(2)—中層⑫の長女の事例

⑫の後継ぎだった長女は、「一度は親元を離れてみたい」と思い、1967、68年の冬1カ月程、静岡へみかんもぎの季節出稼ぎに出た。その後「まわりが皆勤め、まとまったお金もほしかった」ので、M器物へ結婚まで勤め、さらに2人目の子供を生んだ後、職安を通してN製作所に勤めた。しかし、3人目の子供を生む時、不景気でやめさせられた。今はT製作所に勤めている。職種はすべて包装工である。

このように、「中学新卒就労型」は、転職を繰り返すという点では、先にみた「結婚後就労転職型」と共通する。しかし、後者が近隣工場の現業部門に限定された転職であるのに対し、「中学新卒就労型」に属するケースは、県外への就職を経験する者、店員、事務員で推移するものなど、各自が様々な職歴を経て現在に至っており、そこに大きな特徴があるといえる。

さて、もう1つの(vi)「結婚前就労転入型」は、この期2ケースを数える。結婚前にすで

に農業以外の仕事に就いていた彼女たちの職歴は、やはり、就労開始年次、及び出身地・出身層によって異なったものとなっている。

(vi) 「結婚前就労転入型」一下層㉔の嫁の事例

㉔は、吉田町で農協職員である父と和裁の教師をする母の間に生まれた。㉔は、中学を卒業すると、吉田商業高校へ進学、卒業後はF食器(150人規模)へ事務員として勤めた。その後、結婚→出産をはさみ、現在まで17年間、同工場に事務員として勤めている。

このようにIV期農外就労開始層は、主要には「結婚後就労転職型」「中学新卒就労型」「結婚前就労転入型」に属しており、その多くは、就労先の所在地及び職種を異にしつつも、幾度かの転職を繰り返しながら、現在に至っているのである。

(2) V期農外就労開始層

図3-6 第V期に農外就労を開始した者の職歴(女性)

職歴の型	階層	農家番号	現在及び続柄 の年齢	結婚年齢	農開 外始 就年 年齢	1970				1965							
						75	80	82	職場・職種・雇用期間	70	75	80	82				
結婚後就労転職型	上層	㉑	46 (妻)	23	37	73	75	77	79	82	高卒 77			82			
	中層	㉒	49 (妻)	24	41.2	73				82			専子販売店 (店員) (通年)				
結婚後就労季節型	上層	㉓	61 (妻)	25	53	74	77				高卒 81		82				
	中層	㉔	54 (妻)	21	46	72	76						Pゴルフ (事務) (通年)				
		㉕	60 (妻)	21	56	74					72	74	76	82			
		㉖	51 (妻)	22	41	72					F工業 (事務) (通年)	井田屋 (通年)	Y県立病院 (栄養士) (通年)				
	中層	㉗	49 (妻)	19	41	72					高卒 71	75	81				
		㉘	49 (妻)	18	39	71	77				製作所 (事務) (通年)	H屋 (事務) (通年)	同原: Iロン (通年)				
結婚後就労継続型	中層	㉙	53 (妻)	19	45	74	77				高卒 82		チェーン店 (通年)				
	上層	㉚	37 (嫁)	25	29	74					中卒 71	75	82				
結婚後就労継続型	中層	㉛	70 (母)	21	60	72					66	69	71	74	75	81	82
		㉜	28 (嫁)	20	20	72					中卒 池田会社 T食器 F食器 K製作所 E製作所 (通年) (通年) (通年) (通年)	中卒 池田会社 T食器 F食器 K製作所 E製作所 (通年) (通年) (通年) (通年)	中卒 池田会社 T食器 F食器 K製作所 E製作所 (通年) (通年) (通年) (通年)	中卒 池田会社 T食器 F食器 K製作所 E製作所 (通年) (通年) (通年) (通年)			
	上層	㉝	28 (嫁)	20	20	74					高卒 洋食器組合 燕の工場 M職工所 Nスワッチ産業 (事務) (事務) (通年) (通年)	高卒 洋食器組合 燕の工場 M職工所 Nスワッチ産業 (事務) (事務) (通年) (通年)	高卒 洋食器組合 燕の工場 M職工所 Nスワッチ産業 (事務) (事務) (通年) (通年)	高卒 洋食器組合 燕の工場 M職工所 Nスワッチ産業 (事務) (事務) (通年) (通年)			
		㉞	27 (嫁)	26	23	78					看護学校卒 県立病院 Y県立病院 (看護婦) (通年)	看護学校卒 県立病院 Y県立病院 (看護婦) (通年)	看護学校卒 県立病院 Y県立病院 (看護婦) (通年)	看護学校卒 県立病院 Y県立病院 (看護婦) (通年)			
結婚後就労継続型	中層	㉟	27 (嫁)	22	?	N.A.	75				N.A.	75				82	
		㊱	27 (嫁)	22	?	N.A.	81				N.A.	81				82	
結婚後就労継続型	下層	㊲	27 (嫁)	22	?	N.A.	81				N.A.	81				82	
		㊳	27 (嫁)	22	?	N.A.	81				N.A.	81				82	

資料：実態調査より作成

注：■印は、結婚した年を表わす。従ってS部

資料：実態調査より作成

注：■印は、結婚した年を表わす。従ってS部
落における兼業開始年次は■印の年から。

さて、Ⅴ期に新たに農外就労を開始する者は、その就労開始年齢と職歴から、次の6つの型に区分される。それらは、(i)「結婚後就労転職型」、(ii)「結婚後就労季節雇型」、(iii)「結婚後短期就労型」、(iv)「結婚後就労継続型」、(v)「高校新卒就労型」、(vi)「結婚前就労転入型」である(図3-6)。

(i)~(iii)は、Ⅳ期に農外就労を開始しなかった上・中層の妻たち(現40代後半~60代前半)が、この期、遅れて農外就労に出始めたもので、開始当時すでに40、50代に達しているものがほとんどである。また、当時は洋食器も不況期に入っており、彼女たちが通年で工場に就労することを困難にしていた。その結果、Ⅴ期には(ii)「結婚後就労季節雇型」が増加し、10ケース中7ケースを占めるに至る。このⅤ期の結婚後就労層を代表する(ii)「結婚後就労季節雇型」とは、同じ職場に毎年季節的に就労するものであるが、この地域には、こうした中高年主婦の季節的な労働力を必要とする工場として、N惣菜とM食品があった。N惣菜はつけもの工場、M食品は餅の製造・販売を行っており、ともに冬場に繁忙期をむかえる工場であり、この期の40、50代層は、両工場へ季節雇として就労している者が多い。また、この「結婚後就労季節雇型」のもう1つの特徴は、こうした冬場の工場労働に、夏場のスイカの出荷・包装のアルバイトを組み合わせる者が多いということである。このスイカの出荷・包装の仕事は、⑯の妻が親方からの電話を受け、部落の奥さん連中を集めて行くというかたちで、1974年頃から始まっている。

(ii)「結婚後就労季節雇型」―中層⑯の妻の例

⑯の妻は、1971年39歳の時、⑯の妻の紹介で冬10~3月の間N惣菜に勤め始める。仕事は白菜を漬けたり、漬けあがったものを小袋に入れたりするというものであった。しかし、S部落から行っていた人たちが次第にやめ、車の送り迎えがなくなったため1977年にやめ、翌年から部落の人が5、6人行っていたM食品へ働きに行き始める。期間は、10~12月で、昨年の仕事内容は餅の包装であった。こうした冬場の工場労働に出る一方で、⑯の妻は1976年より、毎年、夏7~8月初めに、農協のスイカの出荷・包装のアルバイトに行っている。

一方、この期、結婚前に農外就労を開始した者は、(v)「高校新卒就労型」と(vi)「結婚前就労転入型」に分れる。前者は、⑰を除き現在10、20代の未婚の子供であり、後者は、20、30代の後継者の嫁たちである。

Ⅴ期になると、女性の場合も、全階層的に、高校進学が一般化し、新規学卒者は、すべて「高校新卒就労型」となるが、それに伴い彼女たちの職業選択にも変化がみられるようになる。すなわち、事務職が多くなり、また、栄養士のような資格を必要とする職業に就く者もあらわれてくるのである。一方、こうした傾向は、近年になると、「結婚前就労転入型」にもみられるようになり、この期の後半には、事務員、美容師、看護婦等の職に就く嫁たちが、S部落にとついできている。

(v)「高校新卒就労型」―中層⑰の三女の事例

⑰の三女は、巻農業高校卒業時、調理師学校へ進み栄養士の資格の取得を希望していた。しかし、家庭の事情で断念、F工業へ事務員として勤めた。しかし、2年後には退職し新潟市へ出て、Y食品(弁当屋)でアルバイトをするかわら、栄養士をめざして調理師学校へ通い始める。2年間通い、資格を取った後、1977年4月から県立Y病院に栄養士として勤めている。

(vi)「結婚前就労転入型」―中層⑱の嫁の事例

十日町の農家の長女として生まれた⑱は、高校卒業後、看護学校へ4年通い、1978年、県立I病院に看護婦として勤めた。その後、結婚を契機に、S部落から通勤可能な県立Y病院に移り、現在も看護婦を続けている。

このように、結婚後就労層が、より不安定な「結婚後就労季節雇型」を余儀なくされてきている一方で、結婚前就労層が、事務職や栄養士、看護婦、美容師等の資格を有する、相対的に安定した職業を選択するようになってきている点に、Ⅴ期農外就労開始層の特徴があるといえよう。

さて、以上みてくるならば、Ⅳ期に始まる女性の農外就労は、以下の如く進展してきたことがわかる。すなわち、現在40～60代の世帯主の妻たちが、Ⅳ・Ⅴ期を通じて、全階層的に同時期に農外就労を開始する。彼女たちの職歴は、Ⅳ期が「結婚後就労転職型」に代表されるのに対し、Ⅴ期はより不安定な「結婚後就労季節雇型」が増加する。それは、Ⅴ期における洋食器工場の不況を背景としてのものであった。一方、結婚前就労層は、Ⅳ期の「中学新卒就労型」（現30代層）から、Ⅴ期の「高校新卒就労型」（現20代層）へ移行する。後者には、男性同様第3次産業に就労する者が増加し、職種の中でも事務職や資格を有する職への就労が多くなる。これに、Ⅳ・Ⅴ期を通じて「結婚前就労転入型」が加わり、女性の兼業化が進展してくるのである。

第3節 ま と め

本章では、S部落における副業としての薬加工の盛衰と兼業化の進展過程をみてきた。ここで、本章で明らかになった諸点をまとめると以下の如くなる。

第1に、S部落における兼業化は、第Ⅲ期、薬加工の衰退に伴う現金収入源の喪失のなかで、次第に進展してきたということである。そして、この期、中・下層の男性を中心に開始された兼業化は、Ⅳ期以降、女性をも含めて全階層的な深化をとげることになる。すなわち、農外就労開始時期に階層差を伴いながらも、Ⅳ・Ⅴ期における兼業化は、上層をも巻き込んで進展してきているのである。

第2に、農民層の現在までの職歴が、西蒲原「地域労働市場」の展開に大きく規定されながら、世代を経るなかで大きく変容してきているということである（表3-3）*。すなわち、男性の場合は、現在の50、60代層が「結婚後就労建設日雇継続型」と「結婚後就労転職型」、現在の30、40代層が「中学新卒就労型」、そして、30代の一部と20代層が「高校新卒就労型」をそれぞれとっており、女性の場合は、現在の40～60代層が「結婚後就労転職型」と「結婚後就労季節雇型」、現在の30代層が「中学新卒就労型」と「結婚前就労転入型」、そして、20代層が「高校新卒就労型」と「結婚前就労転入型」をとってそれぞれ現在に至っているのである。

表3-3 世代別にみた職歴の「型」

		Ⅲ 期	Ⅳ 期	Ⅴ 期
男	現50代, 60代	「結婚後就労転職型」「結婚後就労建設日雇継続型」		
	現30代, 40代	「中学新卒就労型」		
	現30代一部, 20代	「高校新卒就労型」		
	現30代, 20代一部	「結婚前就労転入型」		
女	現40～60代	「結婚後就労転職型」→「結婚後就労季節雇型」		
	現30代	「中学新卒就労型」		
	現20代	「高校新卒就労型」		
	現20, 30代	「結婚前就労転入型」		

資料：実態調査より作成

* ここで、世帯主の農外就労開始時期に階層差があるとはいえ、全体的にみれば、世代的に異なる職歴の“型”を歩んで現在に至っているという事実は、あくまでも、建設日雇の仕事や金属洋食器工場が集積するという当地域の労働市場の特性に負っているものである。たとえば、私たちが、以前行なった秋田県井川町N部落の場合、下層Ⅰには、はやくから兼業化し、地元で、公務、協同組合、教員等々の安定した職をもつものが多いのに対し、下層Ⅱと中層は、1960年以降、誘致工場を中心に農外就労を開始し、さらに、上層の場合は、1970年前後から世帯主が建設日雇に出るというかたちで兼業化しており、明らかに階層的な差異を伴った職歴を歩んできていた²⁾。

このことは、燕市に隣接する巻町の場合は、年間で2,3カ月の農繁休暇をとる上層農でさえも、常雇として雇い入れてくれる職場が近くに数多くあるのに対し、中小零細な誘致工場が、数社あるにすぎない井川町の場合は、上層農が就労する職場は、建設日雇に限定されてしまうということに由来しているのである。

第3に、現在の30代以上層にとって、西蒲原「地域労働市場」に豊富な建設日雇仕事（男）や金属洋食器工場（男・女）が、主要な職場となってきたということである。そして、それだけに彼らの職歴は、転職を繰り返すという意味において不安定にならざるを得なかった。とりわけ、燕市に集積する金属洋食器工場は、きわめて景気の変動を受けやすく、かつ、不況の際には農民層がまず人員整理の対象になったため、彼らの多くは、いくつかの職場を転々としながら現在に至っている。その上、V期の不況期に就労を開始した妻たちは、こうした洋食器工場にさえ通年で就労することができず、より不安定な「結婚後就労季節雇型」を余儀なくされているのである。

第4に、農民層の職歴は、とりわけ、教育水準の上昇に伴って「高校新卒就労型」があらわれるなかで、大きく変容してくるということである。すなわち、「中学新卒就労型」の場合、金属洋食器工場や建設日雇仕事を主要な職場とした職歴の「型」を歩んできたという意味においては、結婚後就労層の職歴の「型」を継承してきたともいえる。それに対し、「高校新卒就労型」になると、それ以前の農民層の職歴とは大きく異なり、産業の点では、1970年前後から西蒲原「地域労働市場」の中に漸次広がってくる第3次産業への就労が多くなってくるとともに、とりわけ、女性の中に、資格を有する職種や事務職に就労する者が増加してくるのである*。

* ただし、先に第1章第3節で示した西蒲原「地域労働市場」で、必要とされてきている職種のうち、とりわけ男性の側の求人に多かった販売外交員（営業・セールスマン）や自動車運転手は、S部落をみる限り、いまだ農民層が選ぶ職種とはなりえていないのも事実である。

以上、S部落各農家の生産基盤の歴史的変化を、第1に、農業生産力基盤の形成と農民層分解の進展過程から（第2章）、第2に、副業の盛衰と兼業化の史的展開過程から（第3章）みてきた。そこで以下、このような歴史的推移の上に展開される、現実の兼業農民層の生産・労働—生活過程についてみていこう。

注

1) 巻町公民館『青年学級研究集録・ともしび』2号、1957年、p. 31.

2) 布施鉄治・西尾純子『工業化と東北村落社会の構造的変質』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書、第21号、1982年、参照。

第4章 S部落農家の就業構造と農業生産の営み

本章では、まず第1に、S部落各農家の家族構成上の諸特徴と農家経済の現状をおさえ、第2に、各農家の就業構造についてみる。そしてその上で、兼業農民層が営む農業生産上の諸特徴についてみていく。

第1節 家族構成と農家経済

第1項 家族構成上の諸特徴

現在、S部落の各農家は、表4-1にみるような家族構成をなしている。

同表より、まず指摘しうる家族構成上の特徴は、その家族員の多さである。非農家を除く32戸の平均家族員数は5.5人、階層別にみても、上層5.8人、中層5.4人、下層5.8人と、中層で若干減少するものの、全階層で5人を上回っていることがわかる。1980年の全国平均の農家世帯人員は4.8人であるから、S部落農家は、それより0.6~1.0人程度多い家族員をかかえていることになる¹⁾。

ところで、こうした家族員数の多さは、階層の如何を問わず直系家族形態をとる家が多いことに基づいている。すなわち、現在、S部落の農家32戸のうち、直系家族形態をとるものが28戸に対し、夫婦家族形態をとるものは4戸にすぎない(表4-2)。

しかも、家族周期段階*でみた場合(表4-3)、この夫婦家族形態をとる4ケース中3ケース(⑨⑩⑭)は、後継者が嫁を迎えると直系家族形態へ移行するⅣ段階(第1子=後継者が高校卒業後、結婚までの段階)にあり、また残る⑪も第1子が乳幼児期にあるⅡ段階に属しており、いずれも「家」の断絶を意味するものではない。逆に、現在直系家族形態をとるものの中で、このまま推移した場合「家」の継承が危ぶまれるのは、後継者が他出してしまったⅠ*段階にある①のみである。すなわち、S部落のほとんどの「家」では、階層の如何を問わず、少なくとも現段階において、「家」それ自体の継承は確保されていることがわかる。

*ここでは、各「家」の家族周期段階を、表4-1の世帯主を軸とし、以下の如く設定した。

第Ⅰ段階……夫婦2人のみでまだ子供のいない段階。

第Ⅱ段階……第1子が乳幼児(小学校入学以前)までの段階。

第Ⅲ段階……第1子が小学校入学から高校卒業までの段階。

第Ⅳ段階……第1子が高校卒業後結婚までの段階。

そして、表4-1における後継者が結婚して以降の家族周期段階をⅠ'、Ⅱ'、Ⅲ'、Ⅳ'とおいた。また、Ⅰ*は、後継者が他出してしまった場合を示している。

なお、ここでは、現在における労働力構成を、もっとも的確に表わすために、世帯主を軸としての家族周期段階の設定を試みた²⁾。

第2項 農家経済の現状

さて、以上のような家族構成上の諸特徴を有する各農家は、一方で、農業を営みながら、他方で、先に第3章でみた如く平均2.4人の家族員を農外へ送り出している。従って、各農家の農家経済は、農業所得と農外所得からなり立っており、それを農業可処分所得と農外所得(手取年収)*からみたのが表4-4である。また、表4-5は、それを階層別に示したものである。

表4-1 階層別家族構成

階層	農家 番号	家族周 期段階	父	母	世帯主	妻	後継者	嫁(娘)	そ の 他
上 層	⑨	IV	- 歳	-	60	63	29	-	30・
	②4	III'	82	-	60	60	38	36	16. 14・
	③	IV	-	76	45	45	21	-	18・
	③3	III'	-	-	67	67	35	36	11. 8・
	③2	III'	-	75	-	60	35	34	13. 11
	⑫	III'	75	76	33	38	-	-	14. 10・
	⑪	IV	-	80	51	46	-	21	19. 16
	⑩	I'	-	-	61	54	25	23	23
	⑩	II'	-	-	61	61	32	29	6. 4・ 1
中 層	②6	IV	77	75	55	49	21	-	-
	⑧	IV	75	70	47	46	22	-	18
	⑥	II'	-	81	60	58	31	32	5・
	⑭	IV	68	68	51	45	25	-	18
	⑤	III	-	74	44	42	-	-	18. 15・
	⑪7	IV	-	-	57	57	25	-	-
	③1	II'	75	-	51	-	35	30	6・ 3
	⑬	IV	76	-	50	49	21	-	18
	⑮	III'	-	-	59	58	34	31	10. 8. 4.
	⑮	I'	-	-	50	51	29	27	27・
	⑮	II'	79	-	54	53	29	28	1・
	①	I×	-	85	58	55	-	-	-
	③4	IV	-	-	54	47	28	-	20
	②7	III'	-	-	65	57	38	34	11. 9・ 8
	③0	III'	-	-	54	53	31	29	8. 6・ 3
	②9	I'	-	-	55	49	29	27	23・
	⑩	III'	-	91	60	58	35	32	10・ 7. 3
	②3	IV	90	-	62	60	-	28	34
	⑮	II	-	-	28	2?	-	-	1
下 層	④	I'	-	-	-	59	24	27	-
	⑪	III'	-	-	58	57	34	31	7. 3・
	②5	IV	68	70	41	40	19	-	30. 15
	②8	III'	-	-	58	59	35	35	13. 10・ 7
非 農家	②	II'	-	85	57	55	33	31	6・ 4・
	⑦	III'	-	-	-	61	31	30	8・ 6・

資料：役場資料及び実態調査より作成

注：・は男性を表わす。

* ここで、手取年収を用いたのは、私たちの聴き取り調査の際、農外所得を手取で答えるものが多かったためである。従って、農外所得と農業所得を比較するために、農業所得も、公租公課を差し引いた農業可処分所得を用いている。

まず、表4-5より、各階層の農家経済の平均像を描くならば、上層は、農業可処分所得336.7万円に、農外所得270.4万円（1人平均113.6万円）を加え、607.1万円の農家所得を確保、中層は、農業可処分所得222.9万円に、農外所得295.5万円（1人平均118.2万円）を加え、518.4万円を確保、下層は、農業可処分所得91.8万円に、農外所得556.5万円（1人平均222.6万円）を

表4-4 各農家の農業収入と農外収入

階層	農家番号	経営耕地面積	所有耕地面積	受委託面積	1981年推計農業収入(米)			備考	総農外収入 B(手取年収)	内 訳					総収入 (A+B)
					農業粗収入	農業所得	A可処分所得			世帯主	妻	後継者	嫁(娘)	その他の家族成員	
上層	⑨	5.0ha	3.0ha	2.0ha	712.4万円	424.6万円	360.3万円		?	-	-	?		(長男)?	360.3+?
	②④	4.4	4.1	0.3	783.6	467.0	396.3		378.1	38.5	-	198.3	141.3		774.4
	③	4.2	4.2	-	778.8	464.2	393.8		50	-	-	50			443.8
	③③	3.67	2.27	1.4	530.2	316.0	268.1		230	-	-	90	140		498.1
	③②	3.61	3.5	0.11	657.6	391.9	332.5		248	-	-	108	140		580.5
	②①	3.4	3.4	-	630.4	375.7	318.8		504.3	137.5	94.2		150	(次女) 122.6	823.1
	②②	3.35	3.2	0.15	621.1	370.2	314.1		223	-	33	120	-	(次女) 70	537.1
	②②	3.3	3.3	-	611.9	364.7	309.4		297.3	-	-	188.5	108.8		606.7
中層	②⑥	2.9	2.9	-	537.7	320.5	271.9		248	80	39	116.2			519.9
	⑧	2.85	2.85	-	528.4	315.0	267.2		206 *	-	112	?		(母) 94. (長女)?	473.2 *
	⑥	2.8	2.8	-	519.2	309.4	262.6		160~170	-	-	80~90	80		422.6~436.6
	⑤	2.8	2.8	-	519.2	309.4	262.6		350	200	150				612.6
	①⑦	2.8	1.2	1.6	347.4	207.1	175.7		180	-	-	180			355.7
	③①	2.6	2.6	-	482.1	287.3	243.8		?	-	-	?	-		243.8+?
	⑬	2.5	2.5	-	463.6	276.3	234.4		303.7	60~70	111.2	127.5			538.1
	⑮	2.5	2.5	-	463.6	276.3	234.4		696	240	-	336	120		930.4
	⑮	2.5	2.5	-	463.6	276.3	234.4		?	-	29.3	?	?	(次男)?	234.4+?
	⑮	2.5	2.5	-	463.6	276.3	234.4		252.5	15~20	-	160	70~80		486.9
	①	2.3	2.3	-	426.5	254.2	215.7		0	-	-	-			215.7
	③④	2.16	1.68	0.48	400.5	238.7	202.5	ハウスきゅうりの 農業粗収入300万円	163.9	40	-	-		(長女) 123.9	516.2
	②⑦	2.1	2.1	-	389.4	232.1	196.9		190	-	-	78	112		386.9
	③⑩	2.1	1.9	0.2	367.9	219.3	186.1	家族 農業粗収入180.4万円 農業所得100.5万円	247.2	84	-	96.1	67.1		533.8
	②⑨	1.6	1.6	-	296.7	176.8	150.0		685.1	90	50.3	174.0	240.8	(次男) 130	835.1
	⑩	1.5	1.5	-	278.1	165.8	140.6		470	30~40	-	300	135		610.6
	②③	1.43	1.3	0.13	251.1	149.7	127.0		328.5	30	-	-	148.5	(長女) 150	455.5
	⑮	1.3	1.3	-	241.0	143.6	121.9		?	?	-	-			121.9+?
下層	④	0.9	0.9	-	166.9	99.5	84.4		200 **	-	-	200	?		284.4 **
	⑪	0.9	0.9	-	166.9	99.5	84.4		200	-	-	200	-		284.4
	②⑤	0.5	1.2	△0.7	167.8	100.0	84.9		483	360	123	?		(世の弟)?	567.9 *
	②⑧	0.4	1.8	△1.4	224.5	133.8	113.5		674.9 *	157.5	-	306	211.4		770.4

資料：漆山地区生産費調査及び実態調査より作成

注：(1)1981年の推計所得の求め方：農業粗収入は反収9.5俵、委託料4俵とし、経営面積当りの収量を算出。それに漆山地区の1981年の生産費調査結果から1kg当りの平均単価325.3円を掛けて求めた。また農業所得は、その値に農業所得率59.6%を、可処分所得は可処分所得率50.57%を掛けて求めた。従ってきわめて大雑把な数値となっている。注：(2)*のついた農家⑧⑨については、未婚の子女の所得は含まれていない。**のついた農家④については嫁の所得は含まれていない。

これに妻が加わり2人になる(⑤)。そして、Ⅳ段階になり、高校を卒業した第1子(=後継者)が働き始めると、世帯主と妻と後継者の3人になり(⑬②⑥)、これにその他子女(後継者以外の未婚の子女)が加わった場合は4人になる(⑳㉔㉕)。さらに、後継者が嫁を迎えると、その嫁も加わり3～5人の家族員が農外就労にできるようになる(⑬②㉔㉕)。しかし、後継者に子供ができるⅡ'段階になると、嫁に替って育児に専念する世帯主の妻の就労はまったくみられなくなり、また、後継者の未婚の子女も、この段階にはすべて他出してしまう。この嫁に子供ができて以降のⅡ'段階、Ⅲ'段階は、世帯主と後継者と嫁(⑩⑬⑬②㉔㉕)というかたちか、後継者と嫁(⑥㉔㉔㉔㉔㉔)というかたちで、2,3人の家族員が農外就労を継続することになる。つまり、各「家」の兼業化は、階層の如何を問わず、それぞれの家族周期段階に即し、「家族構成員のうち、農外就労に出られるものはすべて出る」というかたちですすめられていることがわかる。従って、各

表4-6 家族周期段階別にみた家族内の農外就労者

家族周期段階 農外就労にで ている家族構成員	Ⅱ 第1子が乳 幼児(小学 校入学以前) までの段階	Ⅲ 第1子が小 学校入学か ら高校卒業 までの段階	Ⅳ 第1子が高 校卒業後、 結婚までの 段階	Ⅰ' 後継者が結 婚してまだ 子供のいな い段階	Ⅱ' 後継者に子 供ができ、 その子が乳 幼児段階	Ⅲ' 後継者の第 1子が小学 校入学から 高校卒業ま での段階
(a) 世帯主	⑬ ^中					
(b) 世帯主+その他子女			③④ ^中			
(c) 世帯主夫婦		⑤ ^中				
(d) 世帯主+妻+後継者			⑬ ^中 ②⑥ ^中			
(e) 世+妻+後+その他子女			②① ^上 ②⑤ ^下			
(f) 世+妻+後+その他子女			⑧ ^中			
(g) 世+後+その他子女			②③ ^中			
(h) 後継者			③ ^上 ①⑦ ^中		③① ^中	⑪ ^下
(i) 後継者+その他子女			⑨ ^上			
(j) 世+妻+後+嫁+その他女				②⑨ ^中		
(k) 妻+後継者+その他子女				②⑩ ^上		
(l) 妻+後+嫁+その他子女				①⑥ ^中		
(m) 世帯主+後継者+嫁					①⑧ ^中	②④ ^上 ⑩ ^中 ①⑤ ^中 ③⑩ ^中 ②⑧ ^下
(n) 後継者+嫁				④ ^下	②② ^上 ⑥ ^中	③② ^上 ③③ ^上 ②⑦ ^中

資料：実態調査より作成

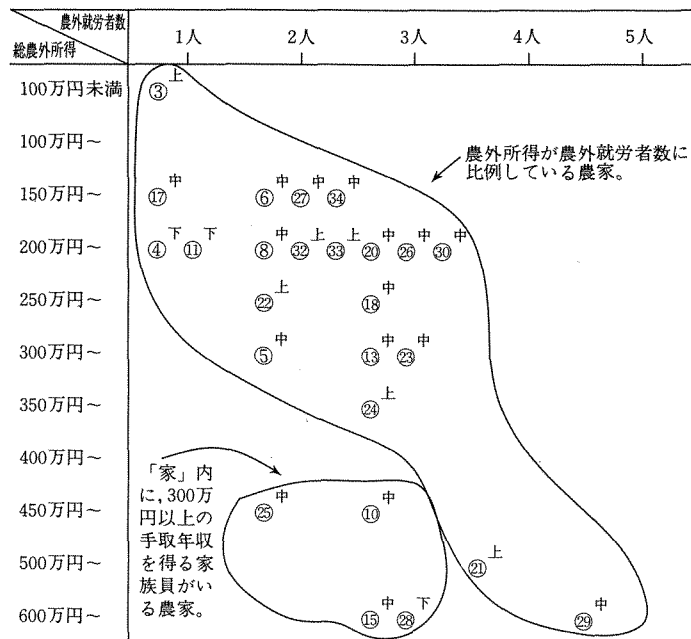
注：家族周期段階は表4-1の世帯主を中心に作成したもの。右上の上, 中, 下は階層を示す。なお「その他子女」とは、未婚の子女のうち、後継者以外のものをさす。

表4-7 農外所得(手取年収)別人数

	上 層	中 層	下 層
300万円以上		2 (5.3)	2 (28.6) ^人
250万円～			
200万円～		3 (7.9)	3 (42.9)
150万円～	3 (17.7) [%]	5 (13.2)	1 (14.3)
100万円～	8 (47.1)	10 (26.3)	1 (14.3)
50万円～	4 (23.5)	12 (31.6)	
50万円未満	2 (11.8)	6 (15.8)	
計	17 (100.0) ^人	38 (100.0) ^人	7 (100.0) ^人

資料：実態調査より作成

図4-1 「家」内の農外就労者数と総農外所得



資料：実態調査より作成

注：農家番号の右上の上・中・下は階層をあらわす。

「家」の農外所得は、このように家族周期段階に即して異なる農外就労者数に規定されている側面をもつのである。

さて、農外所得の相違をもたらす第2の点としては、農外就労先の賃金水準の相違が指摘される。いま、階層別に各個人の農外所得（手取年収）をみると（表4-7）、その多くが100万円前後にとどまるなかで、300万円以上の手取年収を得る者が4名いることがわかる。それは、中層⑩⑮、下層⑳の後継者（いずれもⅣ期の「高校新卒就労型」）と㉔の世帯主であり、⑩が農協（係長）、⑮がT商店（営業部長）、㉔が電々公社に勤務、㉔は地元での仕事の失敗から東京へ通年で出稼ぎにでているケースである。そして、こうした家族員をかかえる「家」は、農外就労者数が2,3名でありながら450万円から700万円程度の農外所得を確保しており、農外就労者数に比して、相対的に高い農外所得を得ていることがわかる*。

* 上・中層農家の1人平均農外所得が100万円強であるのに対し、下層農家の1人平均農外所得が200万円強を示すのは（表4-4参照）、下層4ケース中2ケースに含まれている、㉔の世帯主と㉔の後継者の手取年収（300万円以上）に負うところが大きい。

つまり、各「家」の農外所得は、家族員の農外就労先の賃金水準に規定されている側面を当然にもつ。

このように、同一階層内にあっても、(1)家族周期段階によって異なる農外就労者数と、(2)家族員の農外就労先の賃金水準によって、各「家」の農外所得の額は大きく異なるといえる。とはいえ、S部落の場合、個人が300万円程度の手取年収を得ている場合がきわめて少なく、その多くが100万円前後の手取年収にとどまっている。従って、先の比較的高い農外所得を得ている家族員がいる4ケースを除いたほとんどの「家」の農外所得は、各「家」の農外就労者数に規定されている側面がより強いといわざるを得ない。それゆえ、S部落の各「家」の農家所得は、ほと

んどの場合、農業所得に、それぞれの家族周期段階にみあった数の農外就労者がもちよる、1人当り100万円前後の農外所得を寄せ集めて確保されているものとして性格づけることができる。

ところで、以上のような農家経済は、具体的に如何なる家族構成員の生産・労働によって支えられているのであろうか。いまそれを各農家の就業構造からみると以下の如くである。

第2節 S 部落各農家の就業構造

(1) 各農家の兼業化は、先に第1節第2項でみた如く、それぞれの家族周期段階に即し、「農外就労に出られるものはすべて出る」という形で進められていた。しかも、農外就労に出るもののほとんどは、通年就労で、季節的就労は、男性5人(50~60歳)、女性4人(45~55歳)を数えるのみである(表4-8)。

(2) このように各農家の農外就労者が、大きくは家族周期段階に規定されているのに対し、各農家の農作業の担い手は、以下にみるように階層毎に大きく異なっている。

まず、上層の場合、1,2名の主担者に、補助者が加わって農業が営まれている。その際、第1に、家族員2名が農作業主担者となるケースが多く、8ケース中5ケースを占めている。しかも、第2に、そうした主担者には男性になる場合が多く、とりわけ家族周期IV段階(第1子=後継者が高校卒業後、結婚までの段階)に達すると、後継者は必ず農作業主担者に加わるという特徴を有している。そして、第3に、補助者としては、嫁(娘)が参与するケースが多い。

これに対し、中層の場合は、家族内に農作業主担者が2名いるケースは少なく、18ケース中13ケースは、主担者が1名という農家によって占められている。農作業主担者には、上層同様男性になる場合がほとんどであるが、家族周期IV段階に達しても、後継者が主担者となるとは限らず、上層に比べ、世帯主が農作業主担者であり続ける期間が長い。しかも、嫁(娘)が農作業にまったく従事しないケースがふえ、補助者としての役割は妻が担うようになる。また、中層には、主担者1名で農作業の全過程を担う、所謂「ワン・マン・ファーム型」の農家も3戸(⑥⑩⑳)存在している。

一方、下層の場合は様々であるが、全面作業委託をし、家族内に農作業主担者が存在しない㊸をはじめ、全体的に家族員が農作業に従事する割合が増々低下する。そして、そうした傾向は、後継者や嫁により顕著にみられた。

従って、以上より、上層では、主に後継者を中心に、後継者夫婦と世帯主が担う農業、中層では、世帯主ないし後継者を中心に、世帯主夫婦と後継者が担う農業、そして、下層では、世帯主と妻、あるいは家族以外の人や機関へ依存した農業が展開されていることがわかる。すなわち、上層→中層→下層へといくに従い、各農家では、次第に中・高齢者に比重を移した農業が営まれており、さらに下層では、家族の外部へ頼らざるを得ない状況さえ生まれてきているのである。

(3) さて、以上の諸点をふまえ、各階層毎に各農家の就業構造の特徴を簡潔に示すならば以下の如くなるよう。

上層の場合、農作業は、通年就労する後継者を含む家族員2名によって主担される。これに補助者として加わるのは、通年就労する嫁(娘)である。

これに対し、中層の場合、通年就労する後継者、あるいは通年・季節就労、非就労の世帯主1名が、農作業主担者となる場合が多い。農作業補助者としての役割は妻が担い、嫁(娘)は農外就労のみに従事するのが一般的である。

また、下層の場合は、農外就労が中心であり、可能な限りの家族員が通年就労し、農業は、

表4-8 各農家の就業構造

階層	農家番号	父	母	世帯主	妻	後継者	嫁(娘)	その他未婚者
上層	⑨	—	—	(病 気)	補 助	主 担	—	補 助
	24	—	—	()		主 担	主 担	—
	③	—	—	(病 気)	主 担	(主 担)	—	—
	33	—	—			主 担	補 助	—
	32	—	—	—		主 担	補 助	—
	21	—	—	主 担	主 担	—	補 助	補 助
	20	—	—	主 担	(補 助)	主 担	補 助	
	22	—	—	主 担		主 担	補 助	—
中層	26			主 担	(補 助)	主 担	—	—
	⑧			主 担	補 助		—	
	⑥	—		()		主 担		—
	⑤	—		主 担	補 助	—	—	—
	17	—	—	主 担	補 助	補 助	—	—
	31	—	—	主 担	—			—
	13	—	—	主 担	主 担	補 助	—	—
	15	—	—		補 助	主 担	補 助	—
	16	—	—	主 担	(補 助)	補 助		
	18	—	—	(主 担)	補 助	補 助	補 助	—
	①	—	—	主 担	補 助	—	—	—
	34	—	—	(補 助)	補 助	主 担	—	補 助
	27	—	—			主 担		—
	30	—	—	補 助	補 助	主 担	主 担	—
	29	—	—	補 助	()	主 担		—
	10	—	—	主 担	補 助	主 担		—
	23	—	—	(主 担)		—		—
	19	—	—	主 担		—	—	—
下層	④	—	—	—	主 担	主 担		—
	11	—	—	主 担	(病 気)			—
	25	—	—		補 助		—	
	28	—	—	主 担	補 助	補 助	補 助	—

資料：実態調査より作成

注：(1) 主担……農作業主担者，補助……農作業補助者表わす。

2. (2) ……通年雇用，()……季節雇用を表わす。

世帯主や妻、あるいは家族外の機関ないし人に依存しながら営まれている。

こうしてみると、S部落各農家の就業構造は、明らかに階層差を伴ったものとして存在している。しかし、このように階層毎に多様なかたちをとりつつも、それが、いずれも「家族総働き」的な就業構造をとることには変わりがない。しかも、どの階層においても、「ある家族員が農作業を担当し、他の家族員が農外就労に出る」という意味での分業が、家族内で成立しているケースはほとんどない。多くの場合、男性が農業以外の仕事に従事しつつ農作業を主担し、これを農外就労に出ている他の家族員や、育児担当の妻たちが補助するというかたちでの「家族総働き」が行なわれているのである。そして、こうした傾向がより顕著にみられるのは、他階層と同程度の家族員を農外へ出しつつ、3 ha以上の耕地を経営している上層農家であることは言うまでもない。

第3節 農業生産上の諸特徴

第1項 農業生産上の役割分担

さて、以下のような就業構造のもとで、S部落の兼業農民層は、どのような農業生産を営んでいるのだろうか。

(1) まず、先にみた農作業の主担者と補助者が、稲作生産において、具体的に如何なる役割を担っているのか、という点についてみると(表4-9)、上層の場合は、農作業主担者2名が育苗から乾燥までの全過程と、そこにおける農業機械の運転を担い、農作業補助者が、育苗、田植、稲刈作業を中心に、それに加わるというかたちが一般的であることがわかる。家族内における2人の農作業主担者の間で、農作業の過程別に役割分担が行なわれている場合は少なく、役割を分担しているのは②のみである。②では農外就労の関係上、帰宅の遅い後継者のかわりに、世帯主が育苗、防除、施肥(以上は、後継者との共同作業)の外、水管理と乾燥作業を担っている。また、8戸中3戸が、育苗から田植作業までを、S部落生産組合での共同作業によって遂行している。

一方、中層農家の場合、農業生産上の役割構造は、上層と同様、主担者が、農作業の全過程と農業機械の運転を担い、補助者が、育苗、田植、稲刈過程に加わるというかたちをとる農家が多い。そして、S部落生産組合には、現在、18戸中6戸が加入している。

ところで、先に第2章第2節で指摘した如く、中層には複合経営を行なう農家が2戸(⑩-養豚、⑭-施設園芸)あるが、⑩では、後継者夫婦が稲作と肉豚の飼育を担当、世帯主夫婦が種豚の飼育を担当するというかたちで役割を分担しており、⑭では、世帯主と後継者が稲作を主担、妻と後継者が施設園芸を主担するという役割分担が成立している。このように複合経営の場合は、家族構成員間で、比較的明瞭に経営間の役割分担が行なわれていることがわかる。

さて、下層4戸は、家族の事情に即し様々な対応を行なう。このうち⑮と⑯は委託を行なうが、⑮は、全作業を委託し、妻が簡単な草取りと経営を担うというかたちをとるのに対し、⑯は、一部の耕地を経営委託し、残った耕地についても秋作業は委託し、秋作業を除く作業を家族協業で行なっている。一方、④⑪は、S部落生産組合に参加し、育苗から田植作業を共同で行ない、それ以外の作業は、世帯主(⑪)、あるいは世帯主と後継者(④)によって担われている。

(2) ところで、こうした稲作生産の他に、各農家は、転作作物の栽培も行なっている*。

* 転作率は、巻町方式といって、「農業委員会土地台帳に記載されている水田保有農家のうち、保有米農家を除いた全農家数で、巻町に対する減反を割当面積を除く」という方法で求められる。この転作率は、

表4-9 農作業における家族協業の実態

階層	農家番号	家族周期段階	育 苗	耕起・代かき	田 植	水 管 理	防 除	除 草	施 肥	稲刈・脱穀	乾燥・もみおり	機械運転手
上 層	⑨	Ⅳ	妻・後・長男	後	後	妻・後・長男	後	妻・後・長男	後	後	後	後
	②①	Ⅳ	世・妻	世・妻	世・妻・長女・次女・三女	世	世・妻	世・妻	世・妻	世・妻・長女・次女・三女	世・妻	世・長女
	③	Ⅳ	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	妻・後	妻・後	妻・後	妻・後	妻・後	妻・後	妻・後
	②②	Ⅰ'	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世	世・妻	世・後	世	世・後・妻・嫁	世・後	世・後
	②②	Ⅱ'	世・後	後	後・嫁	世	世・後	世・後	世・後	後・嫁	世	後
	②④	Ⅲ'	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁
	③③	Ⅲ'	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	後	後	後・嫁	後	後・嫁	後・嫁	後
	③②	Ⅲ'	世(妻)・後・嫁	後・嫁	後・嫁	後	後	後	後	後・嫁	後	後
中 層	⑤	Ⅲ	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世	世	世	世	世・妻	世	世
	③④	Ⅳ	後	後	世・後	世・後	—	—	世・後	世・後	世・後	後
	②⑥	Ⅳ	世・妻・後	世・妻・後	世・妻・後	世	世・後	世・妻	世	世・妻・後	世・妻・後	後
	①③	Ⅳ	世・妻	世	世・妻・後	世	世・妻	世・妻	世	世・妻・後	世・妻	世
	⑧	Ⅳ	世	世	世・妻	世	世	世	世	世・妻	世	世
	①⑦	Ⅳ	世・妻・後	世・妻・後	世・妻・後	世	世	世	世	世・妻・後	世・妻・後	世・後
	①	Ⅰ×	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世	世・妻	世	世	世・妻	世	世
	②⑨	Ⅰ'	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世	—	世・後	世	後	後	後
	①⑥	Ⅰ'	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世・妻	世・妻	世	世	世・妻・後	世・後	後
	①⑧	Ⅱ'	世	世・妻・後or嫁	世・後or嫁	世	世	世	世	世・後or嫁	世	世
	①⑤	Ⅲ'	後	後	後・嫁	妻・後	妻・後	後	妻・後	後・嫁	後	後
	③⑩	Ⅲ'	世・妻・後・嫁	後	世・妻・後・嫁	後・嫁	後・嫁	後・嫁	後	妻・後・嫁	世・後・嫁	後
	①⑩	Ⅲ'	妻・後	後	世・妻・後・嫁	世・妻・後	妻・後・嫁	妻	世・後	世・妻・後・嫁	世・後	世
下 層	④	Ⅰ'	(生産組合)	(生産組合)	(生産組合)	世(妻)	後	世(妻)	世(妻)	後	後	後
	②⑧	Ⅲ'	世・妻・後・嫁	世・後	世・妻・後	世	後	後	世	(作業委託)	世	—

資料：実態調査より作成

注：但し、農作業における家族協業がなされている農家のみをとりあげている。一印は担い手なし。なお、③⑩②④については、この他に養豚及びハウスの作業が加わるがここでは省略した。世は世帯主、後は後継者、世(妻)は世帯主が女の場合。

1982年現在、16.7%に達しており、町は、この転作率を各農家単位におろし、その実施を部落に管理させるという方式をとっている。

いま、1981年度の各戸の転作総面積と作目別内分けをみると（表4-10）、多くの農家が大麦を中心に、青刈稲、野菜（自家用）等への転作を行なっていることがわかる。部落全体でみても、大麦が67.9%と圧倒的に多く、続いて青刈稲が16.1%、野菜が12.6%となっている。大麦が多いのは、奨励金が高く、手間がかからないうえに、農協が奨励しているからである。

ここで、最も多い大麦の生産過程についてみると、ほとんどの農家が、比較的天数を要する刈取—脱穀—乾燥作業を、農協へ委託しているという特徴が指摘される*。すなわち、大麦生産に関しては、各階層で、外部の機関に大幅に依存した農業が展開されているのである。そして、その委託料が10a当り2万円と高いにもかかわらず、農協へ委託する農家が多いのは、農業

表4-10 転作内分けと転作奨励金（1981年）

階層	農家番号	転作総面積	転 作 内 分 け					転作奨励金 万円
			大 麦	大 豆	青刈稲	野 菜	その他	
上 層	⑨	25 ^a	○ ^a		○			44. 6
	②④	65	53		. 6	6		
	③③	40	40					30万強 41. 7
	③②	58	58					
	②①	56	○		○			55
	②⑦	55						
	②③	55	46			9		
中 層	②⑥	40	31		2. 5	6. 3		32. 2
	⑧	46	○		○	○		
	⑥	44	35			9		26. 35
	⑤	47	30			17		
	①⑦	23			18		5	26. 3
	①③	40	22		18			
	①⑤	30	23		6			16. 7
	①⑥	35	10		25			
	①⑧	40	40					19. 2
	①	30	○		○			
	③④	27				27		10. 8
	③①	45	○			○		
	②⑦	33	13		20			16. 8
	③⑦	32	25				7	
	②⑨	20	○		○			6
	①⑩	20		7	7			
	②③	N・A	○	○	○			
下 層	④	15	○		○	○		10. 5
	①①	14. 5		4. 3	5. 7	4. 5		
	②⑤	16	11		5			21. 0
	②⑧	30	20	○		○		
総計	実 数	678 ^a	457	11. 3	108. 2	84. 8	12	
	比 率	100. 0 %	67. 9	1. 7	16. 1	12. 6	1. 8	

資料：実態調査より作成

注：○印は、転作作目がわかっていても転作面積がわからないもの。

表4-11 1981年生産組合への参加面積

	参 加 面 積		
	員内(自作地)	員外(受託地)	計
③	4.01 ha	-	4.01
③③	2.17	1.27	3.44
②⑩	2.99	0.16	3.15
⑤	2.86	-	2.86
③④	1.61	1.00	2.61
①⑦	2.11	0.49	2.60
①	2.27	0.04	2.31
③⑩	2.11	-	2.11
①⑥	2.04	-	2.04
②③	1.46	0.23	1.69
②⑨	1.56	-	1.56
①⑨	1.33	-	1.33
④	1.02	-	1.02
①①	0.82	0.02	0.84
計	28.36	3.21	31.57

資料：『昭和56年度作業料金等決算書』

注：員内(自作地)や員外(受託地)面積については私たちの聞き取り調査と若干異なる点もあるがそのまま用いた。

作にしろ、家族内だけでは完結し得ない兼業農家の農業生産の現状をみる事ができた。そして、そうした各農家の農業生産を支える必要不可欠な協働関係として、S部落には、現在「S部落機械共同利用組合」(以下「S部落生産組合」とする)と受委託関係が存している。

(1) このうち、「S部落生産組合」については、すでに第2章第3節でみたように、1972年に新潟県農林水産開発事業を導入し、上層農家数戸と、労働力が不足する「家」をも含む、相対

所得率の低い麦の作業のために、職場を休むのは割に合わないという、農民自身の判断によるものである。たとえば、それは、②⑨の世帯主の「日当5,000円の仕事を休んで、麦の出荷までするのはばかばかしい。米みたいにある程度収入あればいいが」という言葉に端的に示されている。

* 漆山地区にある生産組合に、農協を介して委託している。ただし、S部落生産組合では、麦の受託は行っていない。

第2項 S部落生産組合と受委託関係

これまで各農家の農業生産上の役割分担をみてきたわけだが、そこでは、稲作にしろ、麦

表4-12 1981年労務費賃金(1時間当)

	男	女
育 苗	600 円	570 円
耕 起・代かき	710	-
田 植	620	570

資料：『昭和56年度作業料金決算書』

表4-14 10a当り利用徴収料(1981)

	員内(自作地)	員外(受託地)
育 苗	7,230	11,250
耕 起	902	4,000
代 か き	1,000	5,000
田 植	2,580	4,200
共 通 費	1,590	
近代化資金返済負担金	757	
計	14,059	24,450

資料：『昭和56年度作業料金等決算書』

表4-13 1981年S生産組合支出内訳

項 目	内 訳
組 合 運 営 費	481,789円 (10.8) %
労 務 費	1,990,800 (44.6)
減 価 償 却 費	519,679 (11.6)
燃 料 費	149,862 (3.4)
光・熱・水 費	153,838 (3.4)
諸 材 料 費	621,009 (13.9)
修 繕 費	20,340 (0.5)
借 損 費	441,126 (9.9)
保 險 費	4,800 (0.1)
公 租 公 課	4,350 (0.1)
管 理 費	80,890 (1.8)
計	4,468,480 (100.0)

資料：『昭和56年度作業料金等決算書』

的に小規模農家を中心に14戸で結成されたもので、育苗から田植までの共同作業を行なっている。その後、同生産組合は、1979年に地域農政特別対策事業を導入し、設備の更新をはかりつつ、1981年まで推移したが、同年末に、3戸（中層⑩⑪⑫）の農家が脱退し、現在11戸（上層3戸、中層6戸、下層2戸）の農家によって運営されている。

いま、『昭和56年度作業料金決算書』からみてみると、同生産組合は、以下のように運営されていることがわかる。まず同生産組合が、1981年に経営した面積は、組合員の自作地分（員内分28.36ha）と組合員が個人的に請負った受託地分（員外分3.21ha）を合わせた31.57haである（表4-11）。この総経営面積は、結成当初から大きく変動することなく、1981年まで推移している（但し、3戸の脱退により、1982年には25.6haとなる）。「S部落生産組合」では、この31.57haの水田作業を、育苗は各戸2名の出役によって、耕起・代かきは3人のオペレーター主体に、また、田植は3人のオペレーターと各戸から出る2名の家族員によって行なうという作業編成をとっている。この段階でのオペレーターは、⑩の世帯主（27歳）、⑪の後継者（31歳）、⑫の後継者（28歳）の3人で、若い世代によって担われていることがわかる。

さて、同生産組合では、1日の作業時間を9時間と定めており、作業に出た場合は、性別、作業別に表4-12にみるような時間給が支払われるようになっている。男性の時間給は女性より若干高く、また、オペレーター（耕起・代かき作業）には、他の作業に比べて相対的に高い時間給が支払われている。それを、男性を例にとって、建設日雇土工賃金（5,000～6,000円）と比較してみると、8時間労働に換算して、育苗・田植作業ではほぼ同水準、耕起・代かき作業で若干それを上回る程度の水準を確保していることがわかる。

ところで、収支の面から「S部落生産組合」の運営状況をみると（表4-13）、支出面では、この作業労賃（労務費）199.0万円を最高に、減価償却費、諸材料費、役員手当（組合長2.5万円、副組合長、会計、機械班長各2万円）等、総額で446.8万円の支出がなされていることがわかる。同組合は、この支出から逆算して求められた利用料を、各戸から反別に徴収するかたちで運営されている。

いま、1981年の10a当り利用徴収料をみてみると（表4-14）、組合員の自作地分については、育苗、耕起・代かき、田植までの利用料金11,712円に、共通費（組合運営費）1,590円と近代化資金返済負担金757円を加えた14,059円が10a当りの利用徴収料となっている。一方、個人的に請負っている受託地については、漆山地区連絡協議会が定めた作業委託料金をそのまま適用し、10a当り24,450円となっている。従って、自作地分については、当地域で定められた作業委託料金よりも、総額で10a当り、1万円程度の割安になっていることがわかる。そして、各家は、それぞれの参加面積別に算出された利用徴収料から、各戸へ支払われる役員報酬、作業労賃等を差し引いた額を、秋の収穫後に、一括して支払うという方法をとっている。

ところで、このように運営されているS部落生産組合が、耕地整理直後の、大型農業機械が一斉に導入される時期に、しかも、多くの相対的に小規模な農家を取りこんで結成されたことは、それらの小規模農家の脱農化を、一定阻止する役目を果たしてきたといえる。しかしながら、現在この生産組合が、いくつかの諸問題を内包していることも事実である。その一端は、1981年末の3戸（⑩⑪⑫）の農家の脱退にも示されている。ここでは、その3戸の農家の脱退理由を中心に、同生産組合の問題点を指摘しておこう。

第1に、脱退した3戸が、いずれもオペレーターが出ている農家であったことにも明らかのように、オペレーターへの労働過重の問題がある。すなわち、育苗作業は、各戸から2人の家族

表4-15 経営・作業委託者の委託理由

農家番号	委託当時の面積	委託理由
⑦	0.7 ^{ha}	田んぼ少ないから会社勤めをしやすいように。
②⑤	2.3	賭事の失敗と兼業仕事の失敗で多額の借金をかかえ東京へ出稼ぎ。一部土地を売却し、残りを委託。
②⑧	1.8	高校卒業後、電々公社へ勤めた後継者が農業後継を拒否。機械投資をやめて委託へ。
③①	2.6	子供全員他出。1979年に長女夫婦がUターン。しかし、長女の夫は農業経験がなく、またE製作所で課長補佐をしており、農業後継は不可能。そこで、世帯主は、乾燥機を更新することをやめ、乾燥作業をDセンターへ作業委託した。

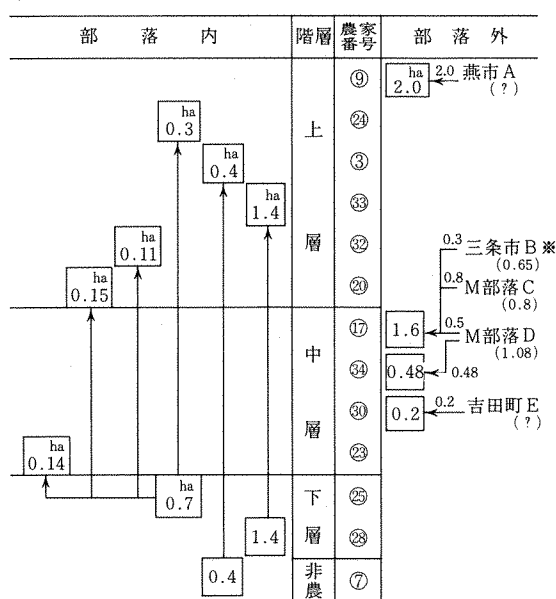
資料：実態調査より作成

員が出て行なわれるが、耕起・代かき作業は、ほとんど3人のオペレーターで遂行せざるを得ない。従って、「オペレーターの仕事がきつい」（③①の後継者）、「オペレーターに労働力の負担がかかる」（②④の後継者）と指摘される状況にあることである。

第2に、生産組合への参加と農外就労との関連の問題がある。S部落生産組合では、先に指摘したように、9時間労働制をとっており、このこと自体は、集中的な長時間労働を排除したという点で大きな意味を有している。しかし、それは一方で、それだけ長期間にわたって、組合員を生産組合に拘束することを意味しており、彼らの農外就労をより不安定なものにする要因となっている。とりわけ、2カ月間*拘束される役員層とオペレーターにとって、このことはより大きな問題としてある。③①の世帯主が、生産組合を脱退した最大の理由は、この点にあるといえる。すなわち、彼は、これまで20以上の職場を転々としてきたが、1981年の結婚を契機に、定職に就

くために脱退したのである。

図4-2 S部落における経営受委託関係（1981年）

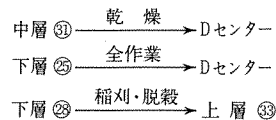


資料：実態調査より作成

注：（ ）内は委託者の所有面積

*たとえば、1980年のS部落生産組合の年間の作業計画は、(i) 3月20日を目安に床土づくり、(ii) 電気接続3月20日～5月15日まで、(iii) 水道の開栓は3月20日より、(iv) 播種予定日1回目を4月10日頃、(v) 耕起予定日4月20日まで、天気次第、(vi) 代かき5月3日予定、(vii) 田植5月5日となっている⁴⁾。この間、農業以外に仕事をもっているものは、その仕事にでることはできない。

図4-3 S部落における作業受委託関係



資料：実態調査より作成

注：Dセンターとは隣部落の生産組織のこと。

第3に、生産組合所有の農業機械を個人的に使用することが、大きく制限されているという問題点を指摘しなければならない。すなわち、組合員の中には、水稻作業以外に、トラクターの使用を必要とする複合経営を行なう農家(⑩⑭)や、転作作物の栽培にあたって、トラクターの使用を希望する農家もある。しかし、今のところ、生産組合は農業機械を貸し出さない方針をとっており、そのために、たとえば養豚をしている⑩では、よその家からトラクターを借りてきて、養豚に関する作業にあたっているのである。この点は、脱退した⑩⑭の後継者が、共に指摘している問題点である。

さて、以上のような理由により、1981年末、S部落生産組合から3戸の農家が脱退した。この3戸の脱退に伴い、同組合は、本年度から、③の後継者(21歳)、⑩の後継者(25歳)、⑬の後継者(29歳)が、新しいオペレーターとなって再スタートしている。しかし、先に指摘したような問題点は、基本的には解決しておらず、それは、同様の問題点に突き当たる危険性をはらんだ再スタートであるといえよう。

(2) ところで、各「家」の農業生産を支えるもう1つの協働関係は受委託関係である。一方で、多くの小規模農家をかかえ込んだかたちでS部落生産組合が結成されているが、他方で、こうした受委託関係が形成されてきた背景には、委託農家がかかえる後継者問題があった。すなわち、現在S部落において、農業経営あるいは農作業の一部を委託に出している農家の委託理由についてみると(表4-15)、当時、部落で、70aという最小の耕地を経営していた⑦の場合は、小規模ゆえに農外就労を選択しているが、⑩⑭については、それが後継者を確保することができなかったことに基づいている。たとえば、⑩の場合、高校卒業後、電々公社に勤めた後継者に農業継続の意志がなかったために、農業生産を飯米分の40aに縮小し、残りを委託に出したのである。従って、S部落における委託層は、単に耕地規模の問題のみではなく、それにそれぞれの「家」がかかえる諸問題がからみあったなかで形成されてきているといえよう。

さて、現在、S部落の農家は、部落内外の農家及び機関との間に、図4-2にみるような経営受委託関係と図4-3にみるような作業受託関係を結んでいる。

表4-16 受託者と委託者との関係

階層	受託農家	委託農家	委託者との関係
上層	⑨	燕市A	⑬の紹介 分家 世帯主の姉の長女の婚家
	③	⑦	
	③③	⑩	
	②④	⑤	相別家
	③②	⑤	
	②①	⑤	
中層	②③	⑤	旧部落内の友人 妻の実家の長女の婚家 博労の得意先 肥料屋の斡旋 親戚 世帯主の姉の婚家
	①⑦	三条市B	
	①⑦	M部落C	
	①⑦	M部落D	
	②④	M部落D	
	③①	吉田町E	

資料：実態調査より作成

まず、経営受委託関係についてみると、部落内の農家間での貸借が6ケース、部落外の農家からの受託が6ケースと、S部落の場合は、部落内と部落外が、半々となっている。

このうち、部落内についてみると、その多くは、下層・非農家から上層農家への委託であることがわかる。しかし、受託農家と委託農家の関係の根底には、親族関係が存していることが一般的で(表4-16)、あくまでも、こうした親族関係の上に立っての下層・非農家から上層農家への耕作権の移動であるといえる。

一方、部落外の農家からの受託は、

中層に多いが、この場合も、委託農家は1 ha前後の下層が主流である。そのうち、⑨⑭について、委託農家と親族関係にあることがわかる。それに対し、部落外の3戸の農家から受託している⑮の場合、委託者との関係は、世帯主の職歴に規定されている側面が強い。すなわち、1951年に分家して以降、1965年まで博労をしていた⑮の世帯主は、早くから部落を越えた社会関係を有しており、それを基底としての受委託関係を形成しているのである。⑨の受託は、この⑮を介したものである*。

*⑮が、仲介を行なうのは、単に受委託にとどまらず、農地の売買の仲介でも大きな役割を果たしている。たとえば、②③の農地は、⑮を介して、三条市や燕市の農家へ売却されたものである。

このようにみえてくると、S部落を中心とした経営受委託関係は、親族関係、あるいは自らが生活史の中で築いてきた社会関係を基底においており、その上にたって、耕作権が、部落内・外の下層・非農家から、部落内の上層・中層農家へ移動しているものであることがわかる。

なお、作業受委託は3ケースのみで、②が③へ、稲刈・脱穀作業を、⑤と⑪がDセンター（隣部落の生産組織）へ、それぞれ、全作業と乾燥作業を委託している。

ところで、経営を含めた耕作権をすべて委託してしまう経営受委託の場合、その契約が農業委員会の農用地利用増進法に基づいて成立しているものは、現在、S部落にはみられず、多くは所謂「ヤミ小作」というかたちをとっている。そして、その際、受託農家と委託農家の間で、ほぼ次のような契約がとりかわされている。すなわち、委託料は、反収平均9、10俵に対し4俵*、また、諸経費の負担区分は、土地改良費、公租公課、部落費が委託者負担、肥料代、農薬代、航空防除費は受託者負担となっている。また、米の販売名義、減反名義は、委託者側にあることが一般的である。

*この地域は、土地改良費が高いため、10 a当りの土地改良費1.1万円、基盤整備費7千円の他に固定資産税を支払ったら委託者側の取り分は、2俵前後にすぎない。

ただし、契約期間や契約書をとりかわしているかという点では、各ケース様々な対応がなされており（表4-17）、複数の農家から受託している場合、委託農家毎に異なった契約がとりかわされているケースもある。たとえば、3戸の農家から受託している⑮の場合、契約期間は、1

表4-17 受託農家と委託農家の間の契約内容

階層	受託農家	委託農家	契約期間	契約書の有無	委託料
上層	⑨	燕市A	1年	無	4俵
	③	⑦	?	?	?
	③③	②③	3年	有	4俵
	②④	②⑤	1年	無	4俵
	③②	②⑤	1年	無	4俵
	②⑥	②⑤	3年	有	4俵
中層	②③	②⑤	1年	無	4俵
	①⑦	三条市B	半永久的	無	4俵
	①⑦	M部落C	3年	有	4俵
	①⑦	M部落D	1年	有	4俵
	③④	M部落D	1年	無	4俵
	③⑥	吉田町E	?	?	4俵

資料：実態調査より作成

年、3年、半永久的とそれぞれ異なり、契約書も2戸はとりかわしているが、他の1戸とは口頭で済ませている。全体的には、1年毎に契約を更新し、契約書はとりかわさないというものの方が多い。

ところで、彼らが農業委員会を通さず、このようにヤミ小作というかたちで受委託を行なう理由は、委託者側の意向に負うところが大きい。農民の中には、戦後35年を経た現在も、なお、農地改革で耕作者が土地所有者となった事実が生きているのである。たとえば、㊸の世帯主は、「委託していると土地がなくなるのでは、耕作権が優先してしまうのではという心配がある」と語る。彼らが、委託していることを行政に対して公けにすることを拒み、親族関係を頼り、しかも1年毎に契約を更新するかたちをとっていることの背景には、こうした事実が存するのである。

それゆえ、受委託関係に関する諸問題も、こうした現実とのかかわりの中で生まれてくる。すなわち、受委託が進むなかでの最大の問題点は、やはり、「ヤミ小作」というかたちでの契約が、受託側の経営の安定を保障しないという点にあるのである⁵⁾。つまり、短期間の契約に基づいて、受託側が設備投資や土地改良を行なっても、契約が更新されなかった場合、その投資に対する保障はなにもないということである。この地域においても、「契約期間が過ぎて返す時、田の改良に力をいれたのをパッととられてもめることもある」(㊹の世帯主)という。また、㊺は、3年間契約で、契約書を取りかわしていたにもかかわらず、2年間で契約を解消された経験も有している。

しかしながら、現段階におけるこうした受委託関係をめぐる諸問題は、多くの場合、顕在化しないことが多い。それは、受委託関係の基底には、親族関係や自らの生活史の中で築いてきた社会関係が存し、その網の目の中に、それらの諸矛盾が吸収されてしまうからである。

第4節 ま と め

さて、以上、各農家の経済状況と就業構造をみたうえで、兼業農家の農業生産の営みについてみてきた。本章で明らかになった諸点をまとめると、以下の如くなる。

第1に、農家経済の問題があった。まず、階層別に、農家の経済状態を農家所得(農業可処分所得+農外所得)からみた場合、上層・下層と中層の間には、総額で100万円程度の格差があり、農業所得では上層に及ばず、農外所得では下層をはるかに下回る中層が、最も低位に位置している。

しかし、こうした各階層の平均像とは異なり、個別農家毎にはかなりのバラツキがみられる。そして、それは、主に、農外所得の相違に基づくものであり、そうした農外所得の高低は、(i) 家族周期段階によって異なる農外就労者数の違いと、(ii) 家族員の農外就労先の賃金水準の相違によってもたらされていた。とはいえ、S部落の場合、300万円以上の農外所得(手取年収)を得ている家族員がいる農家は4戸にすぎず、その多くは100万円程度にとどまっており、各「家」の農外所得の相違は、農外就労者数の違いに規定される側面の方が強かった。従って、S部落の各「家」の農家経済は、農業所得に、それぞれの家族周期段階にみあった数の農外就労者がもちよる、1人当たり100万円前後の農外所得を寄せ集めて維持されているものとして性格づけることができる。

第2に、こうした農家経済を支えているのは、「家族総働き」的な就業構造である。まず、農外就労については、家族周期段階に即し、可能な限りの家族員が、通年雇用というかたちで農外就労している。

一方、このように多くの家族員が農外就労していくなかで、各「家」の農業生産は、上層では、後継者和其他の家族員の2名が農作業主担者となり、それに補助者として嫁が加わるかたちで、中層では、世帯主ないし後継者1名に、妻が補助者として参与するかたちで、そして、下層では、世帯主や妻を中心に、家族以外の人や機関に依存するかたちで営まれている。

ここで、各「家」の農外就労者と農作業従事者を重ね合わせてみると、そこには、可能な限りの家族員が農外就労に出、また、そうした人々も含めた家族構成員によって農作業を行なう、という「家族総働き」的な就業構造がみてとれる。そして、それは、上層にいくほど顕著にみられる傾向であった。

第3に、こうした就業構造のもとに展開される農業生産の営みは、主要には家族構成員によって担われつつも、他方で、「家」を超える協働関係による補完を必要としている。そして、S部落においてそうした役割を担うのは、「S部落生産組合」と受委託関係である。このうち、受委託関係は、親族関係を基底におき、部落内・外の下層農家から、部落内の上・中層農家への耕作権の移動としてあり、それゆえ、ここにおける委託農家は農業生産の縮小をはかる農家としてあった。これに対し、「S部落生産組合」への参加農家は、兼業に傾斜しつつも、農業の継続を志向する農家であり、それだけに兼業深化の過程で、諸矛盾も鋭くたちあらわれてくる。たとえば、春2カ月間にわたる生産組合への拘束は、彼らに「安定」した職場を保障し得ないという大きな問題を内包していた。

第4に、転作への対応がある。転作率は、現在16.7%に達するが、S部落には、これを契機に、積極的な複合経営を目指した者は、ほとんどいない。彼らの多くは、主に、奨励金が高く、省力化が進む大麦への転作を行なっている。この大麦生産で特徴的なことは、稲の収穫作業の際には農繁休暇をとる彼らも、麦の収穫作業のためには職場を休んだりせず、農協へ作業委託していることである。それは、大麦の農業所得率は、米に比べはるかに低いため、職場を休んで作業にあたることは割に合わないとする、農民層自身の考えによるものである。そこには、明らかに、生活水準向上への志向を土台において、現実を生きぬく兼業農民層の姿をみてとることができる。

それでは、以下、農家経済をもう一方で支えている兼業先の職場生活の実態についてみていこう。

注

- 1) 巻町全体でみても、農家の家族員数は5.5人であり、S部落は家族員数の点では、平均的な部落である。
- 2) 直系家族の世代的発展における周期的律動を指摘したのは鈴木栄太郎である（鈴木栄太郎「日本人家族の世代的発展に於ける周期的律動性について」、1942年、『鈴木栄太郎著作集』第Ⅲ巻、未来社、1969年）。その後、森岡清美は、鈴木が、周期的律動の指摘にとどまり、段階の設定をしなかった点を批判し、Ⅰ．2世代の夫婦が重なるが、家長権は親の方にある段階、Ⅱ．父親の隠居あるいは死亡によって、若いほうに家長権が移っている段階、Ⅲ．母親も死んで若い世代の核家族のみの段階の3つの家族周期段階を設定した（森岡清美『家族周期論』、培風館、1973年）。私たちは、従来、さらにこの家族周期段階に改良を加え、夫婦家族から直系家族への家族周期段階の展開を念頭におき、次のような設定を行ってきた。Ⅰ．夫婦2人のみでまだ子供のいない段階、Ⅱ．第1子が乳幼児（小学校以前）までの段階、Ⅲ．第1子が小学校入学から旧制高等科又は新制中学卒業（ほぼ15歳）までの段階、Ⅳ．第1子が旧制高等科又は新制中学校を卒業した段階、Ⅴ．後継者が結婚してまだ子供のいない段階、この段階で直系家族へ移行する、Ⅵ．後継者に子供が生まれてから、二・三男や娘が全部他出してしまうまでの段階、とし、Ⅴで直系家族へ移行して以降をⅠ'、Ⅱ'、Ⅲ'、Ⅳ'とおいた（小林甫『「家」の生活史・ライフステージと日本資本主義発展への『家族協業体』』、布施鉄治他『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』、北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書12、1977年）。本

稿では、小林の家族周期段階を土台とし、先に本論で述べたように、現段階における労働構成をもっとも的確に表わすという視点から、若干改良を加えて設定した。従って、本稿で用いた家族周期段階Ⅱ～Ⅳは、必ずしも夫婦家族形態を意味するものではない。

- 3) 梶井功『小企業農の存立条件』（東京大学出版会，1973年，p. 202）。
- 4) S部落機械施設共同利用組合『昭和54年度議事録綴』，3月3日，役員会資料より。
- 5) 受託側の経営の安定性を保障しようとする立場から，用益権（耕作権）の擁護を積極的に主張する者に，梶井功がいる（梶井功『農地法的土地所有の崩壊』農林統計協会，1977年，p. 88）。

第5章 兼業農民層の職場生活

小 序

すでに，第3章でみた如く，S部落の農民層の職歴は，西蒲原「地域労働市場」の展開過程を基底において，世代を経るなかで大きく変容してきていた。そして，産業の点では，金属洋食器に代表される製造業や建設業から第3次産業へという変化を，そこからよみとることができた。従って，現時点においても，40代以上層の就労が，男性の場合建設業と製造業，女性の場合製造業への特化傾向を示すのに対し，20代層になるに従い第3次産業へ就労する者が多くなっていることがわかる（表5-1，及び第1章第3節参照）。

本章では，こうした全体的な傾向をおさえたうえで，第1に，建設業従事者の職場，第2に，製造業従事者の職場，第3に，第3次産業従事者の職場の労働条件をみることを通して，彼らが，現在，如何なる職場生活を送っているのかをみていく。その際，労働条件としては，(i) 賃金水準，(ii) 雇用形態，(iii) 社会保障制度の有無，(iv) 作業の危険・強度，(v) 労働組合の有無に，特に注目していく¹⁾。

第1節 建設業従事者の職場の労働条件

現在，S部落において，建設業に就労する者は，「結婚後就労建設日雇継続型」と「中学新

表5-1 S部落における年令別・産業別就業者数

		建設業	製造業	第3次産業			計
				金属 洋食 器	洋食器 以外 (通年)	洋食器 以外 (季節)	
男 性	20代	1 ¹⁾ (7.7)%	3 (23.1)	1	2	-	13 (100.0)
	30代	7 (50.0)	2 (14.3)	1	1	-	14 (100.0)
	40代	2 (100.0)	-	-	-	-	2 (100.0)
	50以上	7 (63.6)	4 (36.4)	3	1	-	11 (100.0)
	計	17 (42.5)	9 (22.5)	5	4	-	40 (100.0)
女 性	10,20代	-	4 (33.3)	1	3	-	12 (100.0)
	30代	-	7 (77.8)	5	2	-	9 (22.2)
	40代	-	7 (100.0)	3	3	1	7 (100.0)
	50代	-	3 (100.0)	-	1	2	3 (100.0)
	計	-	21 (67.7)	9	9	9	31 (100.0)
総 計		17 (23.9)	30 (42.3)	14	13	3	71 (100.0)

資料：実態調査より作成

表5-2 建設業従事者の職場の労働条件

職歴 の型	階層	農家 番号	年令	職 場	所在地	規模	勤続 年数	期間	雇用 形態	職種	労働時間	早出 残業	休日	休日 出勤	賃金 形態	賃 金	諸 手 当	賞与	社会 保険	労働 組合
結婚後 就労継続型	中層	㉔ 世帯主	62	不定	—	—	—	随時	日雇	土工	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	なし
	中層	⑩ 世帯主	60	不定	—	—	—	随時	日雇	土工	—	—	—	—	日給	年30~40万	—	—	なし	なし
	中層	㉔ 世帯主	55	Y組	吉田町	夏 5.6人 冬 15.6人	5.6年	通年	日雇	土工	8~17時	仕事によ っては早 い遅い がある	日・祭	なし	日給	5,000円/日	早出・残 業手当 なし	なし	なし	なし
	中層	⑮ 世帯主	54	N組	巻 町	75人	5.6年	随時	日雇	土工	—	—	—	—	日給	5,000円/日	なし	なし	なし	なし
	中層	⑳ 世帯主	54	Y組	吉田町	夏 5.6人 冬 15.6人	7年	通年	常雇	土工	8~17時	なし	日・祭	なし	月給	7万円/月	なし	なし	なし	なし
結婚後 就職型	中層	㉔ 世帯主	54	?	吉田町	30人	5年	12~ 3月	日雇	土工 とび工	8~17時	—	—	—	日給	?	なし	なし	労災	なし
中学 新卒就 労型	中層	⑤ 世帯主	44	M砂利(不定)	巻 町	—	—	通年	日雇	土工 とび工	—	—	—	—	—	年200万円	なし	なし	なし	なし
	上層	㉔ 後継者	35	N興業	—	—	7年	5~8月 10~3月	日雇	重機工	8~17時	あり	—	—	日給	6,000円/日	残業手 当(運 転手 当昨 年で なく なる)	なし	なし	なし
	上層	㉔ 後継者	35	Y組	吉田町	夏 5.6人 冬 15.6人	7年	通年	日雇	土工	8~17時	なし	日・祭	なし	日給	5,000円/日	なし	なし	なし	なし
	中層	⑥ 後継者	31	Nけんじょう	—	—	—	通年	日雇	土工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中層	㉔ 後継者	31	Y組	吉田町	夏 5.6人 冬 15.6人	17年	通年	日雇	土工 製材工	8~17時	なし	日・祭	なし	日給	5,000円/日	なし	なし	なし	なし
	下層	㉔ 世帯主	42	Tボーリング (不定)	東 京	—	—	通年	日雇	土工 とび工	8~17時	あり	なし (雨の日)	—	日給	5,000~ 1万円/日	残業手 当は 早く 行っ ても なし	なし	労災	なし
結婚前 入就型	中層	㉔ 後継主	38	T基礎工業	新潟市	12.3人	2年	通年	日雇	重機工	8~17時	なし	日	なし	日給	5,500円/日	なし	なし	労災, 健康	なし

資料：実態調査より作成

卒就労型」の職歴を歩んできた、30代以上の世帯主ないし後継者層である。いま、彼らの就労する職場の労働条件をみると（表5-2）、転職を繰り返してきたその職歴に規定され、現在の職場の労働条件も、きわめて不安定なものになっていることがわかる。

すなわち、土工、とび工、製材工の場合、雇用形態は日雇、賃金形態は日給月給で、その賃金は5,000円程度、諸手当なし、賞与なし、有給休暇なし、社会保険なし、労働組合なし、というのが、彼らの一般的な労働条件である。これに対し、機械の運転資格を有する重機工（㉗㉘の後継者）の場合は、これより若干、恵まれた労働条件下にあり、㉗の後継者は、労災保険、健康保険に加入しており、㉘の後継者には、残業手当が支給されている（しかし、昨年まで支給されていた運転手当は今年打ち切られた）。また、日給も5,500～6,000円と、前者を若干上回っている。しかし、この重機工においても、社会保険は不十分なものであるし、また、雇用形態、労働者の組織化という面で、その労働条件が満足いくものでないことには変わりがない。

そのうえ、今時の不況は、彼らのこうした労働条件をより不安定なものにしている。すなわち、すでに第1章で、1969～72年にかけて激増した建設業関係の事業所が、近年急激に減少してきている事実を指摘したが、S部落の兼業農民が就労する職場でも、ここ数年の間に、仕事量が確実に減少してきているのである。

たとえば、S部落から4人（㉖㉗の世帯主、㉘㉙の後継者）が就労しているY組を例にとると、それが以下のような状況にあることがわかる。

隣部落にあり、㉘の世帯主の姉の婚家でもあるY組は、製材と土建関係の仕事をする下請会社である。ほとんど全員が農家出身者であるため、従業員は、冬期間15,6人であるのに対し、夏期間は5,6人と3分の1程度になるという。しかし、㉘の世帯主によると、「耕地整理時には、どこの業者でも人手が足りない状況で、当時はY組にも相当の数（の労働者）がいた」という。その後、仕事量が減るなかで、徐々に、労働者数が減少してきたのである。とりわけ、近年の仕事量の変化について、㉘の後継者は、「大きな建物の仕事が、なくなってきている」と述べている。

さらにまた、作業の危険・強度という点からみても、建設日雇作業が危険を伴う仕事であることは言うまでもない。現に、㉙の世帯主は、今年の6月、コンクリートのパイルをくたく作業をしていた人が、あやまって、彼の足に、直径30cm、長さ5mのパイルを落し、1ヵ月程度入院している*。

* S部落には、地元における兼業仕事の失敗から、東京へ通年の出稼ぎに出て、建設日雇の仕事をする㉘の世帯主がいる。当地域で、出稼ぎをする者はきわめて少なく、1980年センサスでも、巻町全体で5名にすぎない。この㉘の世帯主は、東京における建設日雇仕事の危険性について、「危険、危いと思った時には入院している。去年5m位のパイルの間に、手をはさんで、右手の平をつぶした人もいる」と述べている。但し、彼の場合は、日給8千～1万円程度を得ており、それは、当地域の建設日雇の賃金水準を大きく上回るものとなっている。

このように、建設業従事者は、現在、雇用形態、賃金水準、社会保障制度、作業の危険・強度、および労働者の組織化という、そのどれをとっても十分とは言えない労働条件下にあり、しかも、彼らの存立基盤は、今時の不況の下で、増々不安定なものになってきているのである。

第2節 製造業従事者の職場の労働条件

女性を中心に、S部落における農民層が、最も多く就労するのが、製造業関係の工場であった。その中心をなすのが、金属洋食器関係の工場であるが、その他にも、男性の場合は、鉄工所、

女性の場合は、一般機械や食料品製造業関係等の工場へ勤める者もみられる。ここでは、(1)金属洋食器工場、(2)金属洋食器以外で、S部落農民層が通年就労する工場、(3)金属洋食器以外で、S部落農民層が季節就労する工場に分けて、それぞれの労働条件をみていく(表5-3)。

(1) 金属洋食器関係の工場

女性の30、40代層、男性の50代層を中心に、S部落農民層の多くが就労する金属洋食器工場は、燕市を中心に、その周辺町村に広がるかたちで集積している。いま、燕市にある工場について、それを規模別にみると(表5-4)、その9割は、10人未満規模の工場で占められており、50人以上規模のものは、わずか22社にすぎない。とりわけ、金属研磨の場合は、その9割までが、1〜3人規模となっている。全体的には、100人以上規模の工場数社を頂点に、その下に30〜50人未満規模の工場が存し、さらに、その下に、小零細工場が厚い層をなして存在するというかたちをなしている。

そこで、まず第1に、S部落農民層が、如何なる規模の工場に就労しているのかをみると、男性の場合、小零細工場に就労する者が多いのに対し、女性は、そのほとんどが、50〜200人規模の工場に就労していることがわかる。すなわち、男性よりも女性の方が、規模の大きな工場に就労しているのである。

第2に、雇用形態についてみると、その多くが、常雇として就労していることがわかる。常雇以外の就労は、50代の男性2人が、小零細工場へ臨時雇として勤めているのにすぎない。従って、彼らの多くが、雇用形態の上では、安定した地位にあるといえる。

第3に、彼らの職場の労働条件を特徴づけるものとして、賃金の問題がある。賃金形態は、農作業の関係で休み*をとりがちな農民層の実態に即し、常雇・臨時雇を問わず、また男女を問わず、日給月給ないし時間給で支払われている。そして、その賃金水準は、日給に換算して、男性の常雇が5,000円前後、臨時雇が4,000円前後、女性の常雇が3,300〜3,900円と、性別、雇用形態別に格差が存している。もちろん、こうした基本給は、勤続年数を経るなかで、徐々にではあるが上っており、たとえば、㊸の世帯主の時間給は、年1、2回の昇給によって、この10年間に225円から595円になっている(表5-5)。

また、この基本給の外に、諸手当として、皆勤手当、残業手当、夏期・年末手当等**が支給される場合が多い。皆勤手当は、皆勤した場合で3日分、1日休んだら2日分、2日休んだら1日分の日給が支給されるというかたちが一般的である。従って、皆勤すると、月に1〜1.5万円前後が加算されることになり、ここからは、この皆勤手当を支給することにより、休みをとることが多い農民たちの欠勤を、最小限にいとめようとする工場側の意図を読みとることができる。また、残業した場合には、基本給の25%増の残業手当が支給され、さらに、常雇の場合には、夏期と年末にあわせて2、3カ月分の手当がつく。なお、家族手当の支給は、男女を問わず一切行なわれていない。

* 農繁休暇は、上層の場合、農作業主担者が、春と秋それぞれ1カ月程度、補助者が春1週間〜10日、秋2週間〜1カ月程度とる。中層の場合は、上層より若干短かく、主担者、補助者とも、春1週間〜10日、秋2週間〜20日程度とる。これに対し、下層農は農繁休暇をとることは少ない。なお、こうした農繁休暇をとることに關しては、採用の際に、工場側との間で話し合いが成立している場合が多い。

** この他に、洋食器工場があつまって共同で経営している給食センターを昼食に利用した場合、その費用の一部を工場側が負担する給食手当がある工場もある。

ところで、先に、基本給における性別、雇用形態別の格差について指摘したが、以上みてき

表5-3 製造業従事者の職場の労働条件

職場の型		階層	農家番号 年令	職 場	所在地	規模	勤続 年数	期 間	雇用 形態	職 種	労働時間	早出・残業	休 日	休日出動	有給休日	賃金形態	賃 金	諸 手 当	賞 与	社会保険	労働組合	
男 性	洋食器関係	結婚後就職型	下層 ②世帯主58	S産業株式会社	燕 市	34	12年	通 年	常雇	切断工	8半～17半	以前30h/月 今はなし	4.5日/月 (産業カレンダー)	なし	13日	時間給	595円/時	皆勤3日分、 給食費1食100 円補助	2回(2,4カ月)	雇用・厚生・ 健康	なし	
		結婚後就職型	中層 ②世帯主55	N研磨	燕 市	4	10年	通 年	臨時	研磨工	8半～18時	なし	日・祭	なし	なし	日給月給	4,000円/日	—	なし	なし		
		結婚後就職型	中層 ②世帯主50	T工業株式会社	三条市	8	8年	通 年	臨時	メッキ工	—	—	—	—	なし	日給月給	4,200～4,300/日	—	—	未加入		
	性 鉄工所	中学新卒就職型	中層 ②後継者29	個人洋食器工場	燕 市	4.5	7年	通 年	常雇	自動研磨工	8～18時	30h/日(常態に)	産業カレンダー	祭日はよくする	—	日給月給	5,000円 強/日	—	—	厚生・雇用・ 健康・労災	なし	
		結婚前就職型	中層 ②後継者34	E製作所	燕 市	210	11年	通 年	常雇	プレス工 (課長補佐)	8半～17半	ノルマ達成まで 残る	産業カレンダー	?	有(次年度6日)	日給月給	?	職務給5万円 残業手当なし	2回	厚生・雇用・ 健康・労災	なし	
		結婚後就職型	上層 ②世帯主51	F鉄工所	西川町	10人位	2年	通 年	常雇	製罐工	—	—	—	—	—	日給月給	5,200円/日	—	—	未加入		
	性 鉄工所	中学新卒就職型	上層 ②後継者38	F鉄工所	吉田町	25	12年	通 年	常雇	溶接工	8～18時	30h/月	日祭(年間74日)	祭日、その他 に月1回	7日(昨年)	日給月給	6,500円/日	家族手当なし (農家以外の人あり)	—	厚生・雇用・ 健康・労災	なし	
		洋食器関係	結婚後就職型	中層 ⑤妻42	S金属	燕 市	55	9年	通 年	常雇	?	8:20～17:20	—	産業カレンダー	—	—	時間給	3,200～3,600円/日	皆勤3,000円 給食2,500円 皆勤3,000円 給食1,357円	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	なし
			結婚後就職型	下層 ②妻40	Y製作所	吉田町	120	7年	通 年	常雇	包装工	8半～17半	なし	産業カレンダー	なし	有(次年度6日)	日給月給	8万数千/月	—	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	未加入
	結婚後就職型		中層 ③嫁36	M技研	燕 町	41	9年	通 年	常雇	包装工	—	—	—	—	有(次年度6日)	時間給	480円/時 (3,840円/日)	皆勤3日分	—	労・厚・健	加入	
女 性	性 工場	結婚前就職型	上層 ③嫁34	A製作所	吉田町	36	10年	通 年	常雇	運搬・検査 工	—	25時間/月	—	2カ月に1回	なし	日給月給	10万円/月	—	2回(2カ月分)	雇用・労災・ 厚生・健康	なし	
		結婚前就職型	中層 ③嫁31	E製作所	燕 市	210	1年	通 年	常雇	包装工	8半～17半	2時間/月	産業カレンダー	なし	有(次年度6日)	日給月給	8万円/月	—	2回(2カ月分)	雇用・労災・ 厚生・健康	なし	
		結婚前就職型	上層 ②嫁29	T物産	燕 市	152	11年	通 年	常雇	包装工	8半～17半	めったにない	産業カレンダー	なし	有(次年度6日)	時間給	480円ちょっと/時	—	2回(3カ月チャット)	雇用・健康・ 厚生・労災 及び私的労災	加入	
	性 工場	結婚前就職型	下層 ②嫁35	F食器	燕 市	125	17年	通 年	常雇	事 務	8:15～5:20	10時間/月	産業カレンダー	有(代体制)	有(次年度6日)	日給月給	14万円/月	皆勤1～3日分 時間外520円/時	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	加入	
		中学新卒就職型	中層 ②長女34	E工業	燕 市	200	11.2年	通 年	常雇	事 務	8半～17:15	—	産業カレンダー	—	有(次年度6日)	?	10万円/月	—	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	—	
		洋食器関係	結婚前就職型	中層 ③妻49	E金属	吉田町	37	5年	通 年	常雇	旋盤工	8～17時	ほとんどなし	日・祭	なし	—	日給月給	3,300円/日	—	2回(2カ月以上)	雇用・労災・ 厚生・健康	なし
	結婚前就職型		上層 ②妻46	N商店	吉田町	37	3年	通 年	常雇	難役工	8～17時	—	日	—	—	時間給	400円/時	—	2回(10～12万)	有(?)	なし	
	結婚前就職型		上層 ②嫁36	M鉄工所	燕 市	188	8年	通 年	常雇	旋盤工	7:50～4:35	なし	産業カレンダー	—	有(次年度6日)	日給月給	3,980円/日	—	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	加入	
	性 洋食器関係	結婚後就職型	中層 ③妻46	Pゴルフ	吉田町	50	14年	通 年	常雇	組立工	8～17時	20時間/月	日	なし	有(25日)	日給月給	8万円/月	—	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	なし	
		結婚後就職型	中層 ③娘28	N製作所	吉田町	58	8年	通 年	臨時	組立工	—	—	—	—	—	日給月給	3,100円/日	—	—	—	—	
中学新卒就職型		中層 ③娘34	T製作所	燕 市	36	7年	通 年	常雇	包装工	8～17時	時々	産業カレンダー	7年間に2,3回	有(次年度6日)	日給月給	3,700円/日	皆勤3日分、 給食補助	2回	雇用・労災・ 厚生・健康	なし		
外 の 工 場	高就校新卒者	上層 ②次長19	Pゴルフ	吉田町	50	2年	通 年	常雇	事 務	8～17時	—	日	なし	有(次年度6日)	月給	8.5～8.6万円/月	—	2回(20万円)	雇用・労災・ 厚生・健康	なし		
		上層 ②長女21	K食品	巻 町	1,300	3年	通 年	常雇	事 務	8～17時	—	日・祭・特定休日	—	有(次年度6日)	日給月給	9,10万円/月	皆勤3,500円	2回(36万円)	雇用・労災・ 厚生・健康	従業員組 合有(?)		
	性 洋食器関係	結婚後就職型	中層 ④妻51	M食品	吉田町	140	10年	11～12月	季節	包装工	8～17時	忙しい時2h/日	日・祭	11月初～12月 未まで忙しく なると日曜日 なくなる	なし	日給月給	3,300円/日	皆勤3,000円	なし	なし	なし	
		結婚後就職型	中層 ④妻49	M食品	吉田町	140	3年	10～12月	季節	包装工	8～17時	〃	日・祭	—	なし	日給月給	3,300円/日	皆勤3,000円	なし	なし	なし	
		結婚後就職型	上層 ④妻54	M食品	吉田町	140	7年	9～12月	季節	?	8～17時	〃	日・祭	—	なし	日給月給	3,300円/日	皆勤3,000円	なし	なし	なし	

資料：実態調査より作成。但し、巻公共職業安定所求人カード及び「つばめ・にしんの職場」によって1部補足。

注：社会保険、労働組合の項の未加入とは、同工場に存する社会保険、労働組合に本人が加入していない場合を示す。産業カレンダーとは、洋食器工場関係の職場で用いているもので、年間で74日の休日を繁忙期、閑散期にあわせてつくってあるもの。

表5-4 金属洋食器, 金属器物, 金属研磨の規模別工場数

	金属洋食器	金属器物	金属研磨
1～3人	193 (43.5) %	142 (45.2)	1,089 (88.7)
4～9	152 (34.2)	106 (33.8)	128 (10.4)
10～19	46 (10.4)	31 (9.9)	11 (0.9)
20～29	29 (6.5)	16 (5.1)	-
30～49	13 (2.9)	8 (2.5)	-
50人以上	11 (2.5)	11 (3.5)	-
計	444 (100.0)	314 (100.0)	1,228 (100.0)

資料：『燕市の工業—1980年工業統計調査結果より』

表5-5 ㊸の世帯主の時間給の変化

昇給年・月	時間給	昇給年・月	時間給
1972年5月	225円	1976年4月	390円
11月	230	1977年4月	413
1973年4月	245	1978年5月	438
11月	255	1979年5月	469
1974年4月	310	1980年5月	516
11月	325	1981年4月	552
1975年11月	345	1982年?	595

資料：㊸世帯主の賃金明細書

表5-6 全国平均月別現金・所定内給与額（企業規模10～99人）

	製 造 業		金 属 製 品	
	現金給与額	所定内給与額	現金給与額	所定内給与額
男	24.1 万円	22.8 万円	25.6 万円	24.2 万円
女	10.5	10.1	11.7	11.3

資料：『賃金センサス，—1981—』

た諸手当も含めた月別現金給与額（月収手取）を全国との比較においてみると（表5-6），男女を問わず，S部落農民層の職場は，きわめて低賃金であることを指摘しなければならない。すなわち，金属製品製造で，男性の場合，全国が25.6万円に対して，S部落は10～12.3万円，女性の場合，全国が11.7万円に対して，S部落は8～9万円と，男女とも，全国水準を下回っていることがわかる。とりわけ，男性の賃金は，全国水準のそれを大きく下回り，実に，平均月別現金給与額の半分程度にすぎないのである。そこには，女性の低賃金を基底とした男性の低賃金構造をみてとることができる。

第4に，社会保険や有給休暇についてみると，常雇に関しては，そうした面での労働条件は，一応整備されてきている。すなわち，ほとんどの工場で，厚生年金，労災保険，雇用保険を設けており，また，有給休暇も，労基法通り設定している工場が多い。但し，臨時雇の場合は，一般に，こうした諸制度の適応外におかれており，常雇に比べて，不安定な労働条件下にあるといえる。

第5に，作業の危険・強度の問題がある（表5-7）。まず，金属洋食器関係の工場に就労する者について，その職種をみると，男性の場合，研磨工2人，切断工1人，めっき工1人，プレス工1人となり，女性の場合，包装工4人，事務員2人，運搬・検査工1人となる。このうち，

表5-7 職種及び職場全体に関する問題点

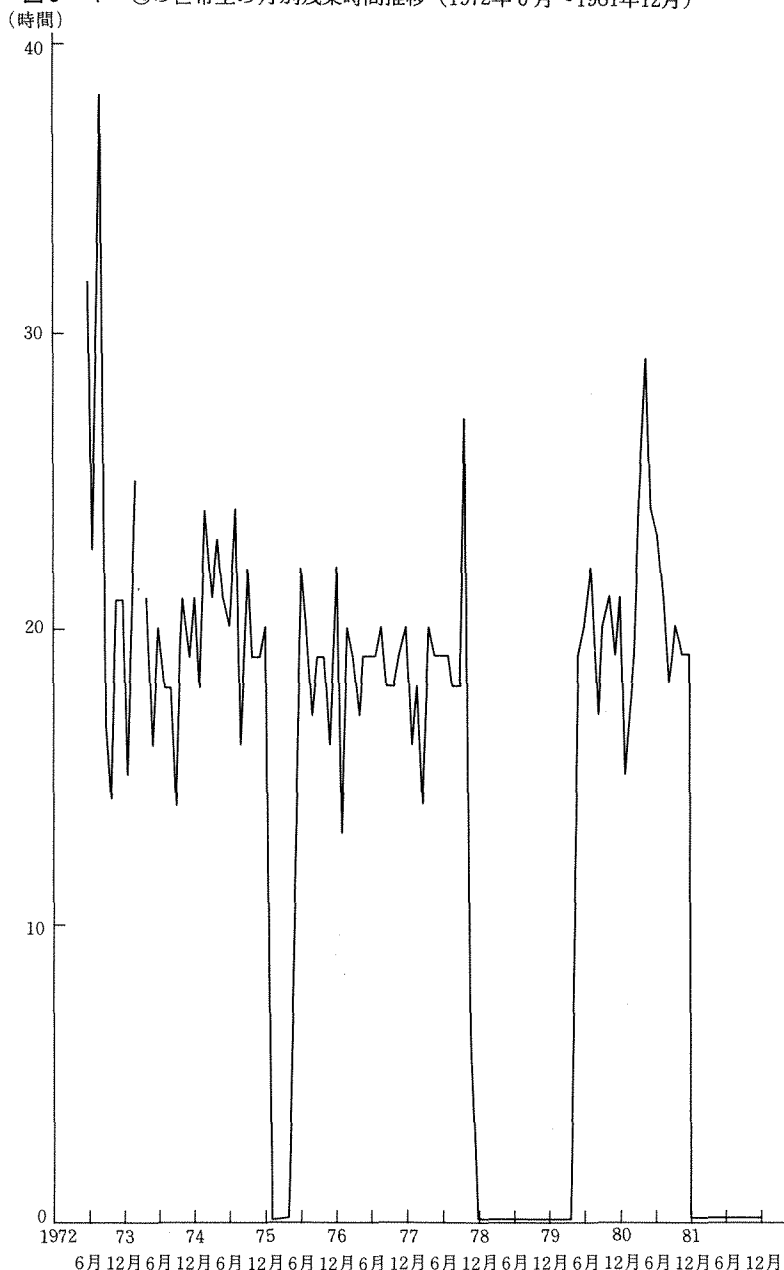
	性別	農家番号・続柄	年令	職 場	職種(雇用形態)	職種に用する問題点(危険, きつさ)	職 場 全 体 に 関 す る 問 題 点
金属 洋 食 器 関 係	男	㉔ 世 帯 主	58 ^才	S産業株式会社	切断工 (常)	なし。	なし。
		㉕ 世 帯 主	50	N研磨	研磨工 (臨)	危険はない。	仕事がない時に休まされる。このごろは数カ月に1回。
		⑬ 世 帯 主	50	T工業株式会社	メッキ工 (臨)	薬品が体に良くない。	N・A。
		㉕ 後 継 者	29	個人洋食器工場	自動研磨工(常)	危険はない。	今は不景気, 仕事が少ない。5時にやめたり。普通の日も休みだったり, 景気の繰り返しがある。
	女	㉕ 妻	40	Y製作所	包装工 (常)	危険はない。運搬する時重い。人員削減されていて人が減った分だけ難儀。	なし。今までのうちで一番自分に適している。人間関係面で。ただここ半年位の間に仕事が減った。
		⑬ 嫁	36	M技研	包装工 (常)	危険はない。腰がいたいくらい。流れ作業になって楽になった。	なし。
		⑬ 嫁	34	A製作所	運搬・検査工(常)	危険, きつさはない。	特にない。人間関係が難しい。
		⑮ 嫁	31	E製作所	包装工 (常)	危険はない。	なし。
		㉔ 嫁	29	T物産	包装工 (常)	下請が忙しくなったらそっちへ行ったりすること。	仕事の量が少なくなっている。秋から冬にかけて特に少ない。
		㉔ 嫁	35	F食器	事 務 (常)	なし。	労働条件は大変良くなってきた。不況による影響は今のところない。
洋食器以外の工場 (通年)	男	㉔ 後	38	Y鉄工所	溶接工 (常)	夏場はあつい。風いれられないし, 作業環境よくない。粉塵あがるし。高所作業は危険。	不況ということが影響して, 工期が短い。それで残業, 休日出勤して体がきつい。会社が仕事を能力以上にもちこむ。
	女	⑬ 妻	49	E金属	旋盤工 (常)	仕事がきたない。鉄をけずって粉塵あがる。排塵機も機能していない。	女ばかりで人間関係がうるさい。機械みってくれる人いないと困る。こわれた時責任もっている人いない。
		㉔ 娘	34	T製作所	包装工 (常)	重いものを運ぶ時つらい。	なし。今でも景気はいい。
(季節)	女	㉔ 妻	49	M食品	包装工 (季節)	危険はない。残業, 休日出勤が続くこと。	なし。

資料: 実態調査より作成

作業の危険性を指摘するのは、めっき工の㊸の世帯主であり、彼は、めっきに用いる薬品の害を指摘している。また、近年は、その安全性が向上してきてはいるものの、プレス工は、かつて最も危険な職種であった*。

* 例えば、S部落をみても、㊶の母は、1976年にプレスで指を2本切断しているし、㊸の妻も、1977年に、やはりプレスで指を切断している。また、燕市の工場へ勤めた経験がある㊸の後継者は、「手がもげた人を何回もみた。指の1本もないくらいでなければ1人前になれないと言われていた」と述べている。

図5—1 ㊸の世帯主の月別残業時間推移（1972年6月～1981年12月）



資料：㊸の世帯主の賃金明細書より作成

一方、休日出勤や残業等による作業のきつさを指摘するものもない。むしろ、彼らにとって、現在、より大きな問題としてあるのは、建設業と同様に、不況下での仕事量の減少の問題である。とりわけ、3,4人規模の個人の洋食器工場へ就労する㊸の世帯主と㊹の後継者の場合、平日にも仕事が休みになるという状況も生まれてきている。また、残業時間の増減は、好不況の波を一定表わすものであるが、㊸の世帯主の10年間の月別残業時間の推移をみても（図5-1）、勤めて以来3度目の残業時間ゼロという事態が、1980年12月以降続いており、不況期における仕事の減少を知ることができる。そして、こうした事態は小零細工場に就労する男性にとって、より深刻なものであることは言うまでもない。

第6に、労働組合の有無の問題がある。現在、S部落の農民層が就労する、金属洋食器関係の工場のうち、労働組合が存するのは、Y製作所（120人）、M技研（41人）、T物産（152人）、F食器（125人）に限られており、労働組合は、100人以上規模の工場を中心に結成されていることがわかる。そして、S部落の場合、先に指摘した如く、100人規模以上の工場へ就労するのが女性に限られているため、労働組合が存する職場に就労するものも、また女性のみということになる。

(2) 金属洋食器以外の工場（通年就労）

さて、S部落で、金属洋食器以外の工場へ通年で就労する者のうち、男性2名は鉄工所へ、女性9名は、一般機械や食料品製造業関係等、各種工場へ就労している（表5-8）。工場の規模は、男性が、10～25人程度の小零細工場への就労であるのに対し、女性は、35～60人程度を中心に、188人規模のM鉄工所や、1,300人規模のK食品に就労しており、やはり、女性の方が、規模の大きな工場に就労していることがわかる。また、職種は様々であるが、女性の「高校新卒就労型」2名が事務職に従事している以外は、現業部門への就労であり、製罐工1人、溶接工1人（以上男性）、旋盤工2人、組立工2人、包装工1人、雑役工1人（以上女性）となっている。

このように、S部落の農民層が就労する、金属洋食器以外の工場の業種及び彼らの職種は様々

表5-8 女性が就労する製造業関係工場の生産内容

	工場名	規模	生産内容
金属洋食器関係	E金属	37 ^人	金属製品
	S金属	55	器物製造、販売
	Y製作所	120	金属洋食器、金属器物、厨房用品、住宅機器
	M技研	41	器物、キッチン・ツール、厨房用品
	A製作所	36	金属洋食器、器物
	E製作所	210	調理用品、厨房用品、ゴルフ用品、ミシン部品
	T物産	152	金属洋食器、卓上器物、厨房用品、銀食器
	F食器	125	金属洋食器、器物、ケルト鍋
	F工業	200	金属洋食器、工作機械、産業機械、フロアコンディショナー
金属洋食器以外の工場	N商店	37	豆腐・油揚げ
	M鉄工所	188	各種産業ポンプ、プラスチック成型機、油圧シャーリング、ブレーキプレス
	Pゴルフ	50	ゴルフクラブ
	N製作所	58	電話交換機部分品
	T製作所	36	プラスチック製品
	K食品	50	ビスケット、クッキー、米菓
	M食品	1,300	包装餅、鏡餅、白玉粉

資料：『つばめ、にしかんの職場』、巻公共職業安定所求人カードより作成

であるが、賃金の面やその他の労働条件については、先にみた金属洋食器工場にほぼ準じたかたちになっている(表5-3)。すなわち、ほとんどが常雇で就労しながら、賃金は日給月給、ないし時間給で支払われており、これに諸手当として、皆勤手当や年2回の賞与が支給されている。賃金水準(日給換算)は、男性常雇で5,000~6,500円^{*}、女性常雇で3,000円代と、性別の格差が存している。また、社会保険や有給休暇制度は、ほぼとり入れられており、さらに、労働組合は、やはり女性が就労する大手のK食品^{**}(1,300人)とM鉄工所(188人)にのみ存しているという状況にある。

^{*} ㊸の後継者の日給は6,500円と、工場労働者及び地元の建設業従事者のうちで、最高の額である。これは、彼が、溶接工として、(i) アーク溶接、(ii) 半自動溶接、(iii) 玉掛け、(iv) 工場内クレーン運転の資格をもっていることも関係していると思われる。

^{**} ただし、K食品は、従業員組合と称し、同盟系の上部団体にさえ加盟せず、また他の企業との交流も一切しておらず、きわめて御用組合的な色彩が強い。

また、こうした工場のなかには、㊸の妻が就労するPゴルフのように、有給休暇を設けていながら、農繁期にとる休暇は、有休と認めていない企業や、㊸の後継者が就労するF鉄工所のように、農家以外の人には、月給制で、しかも家族手当を支給している企業など、農家出身者と農家以外の者を明確に区別しているケースもみられる。

ところで、彼らの中で、作業の危険・強度を指摘するものは、溶接工や旋盤工に多い(表5-7)。例えば、溶接工である㊸の後継者は、「風をいれられないので、夏場はあつい。粉塵あがるし、作業環境よくない。高所作業は危険である」という問題を指摘している。と同時に、彼の場合は、残業が月30時間あり、その上月1回程度の休日出勤もあるため、身体的にきついという問題もかかえている。また、旋盤工として就労する㊸の妻は、「職場の仕事はきたない。鉄を削って粉塵あがる。排塵機も機能していない」という点を指摘している。

(3) 金属洋食器以外の工場(季節的就労)

さて、第3章でみたように、V期に40、50代で農外就労に出始めた女性には、「結婚後就労季節雇型」をとるものが多く、その職場としては、N惣菜(つけもの工場)とM食品(餅・白玉粉製造工場)があった。しかし、その後勤めをやめたものもあり、現在は、N惣菜へ就労する者はおらず、M食品へ3人の女性(㊶㊸㊹の妻)が、季節雇として就労しているのみである(表5-3)。

この季節雇の場合も、賃金形態は日給月給で、日給3,300円、その他に皆勤した場合には、皆勤手当が3,000円支給されている。ただし、こうした中高年の女性を多く雇うM食品では、年齢によって日給に格差をつけており、40歳以下→41~55歳→56歳以上と、年齢階梯があがるとに、日給は100~200円位ずつ低下していくことになっている。また、季節的就労であるがゆえに、社会保険、有給休暇、賞与等はない。その上、彼女たちは、M食品の繁忙期に採用されるため、長時間労働がいられている。すなわち、とりわけ忙しい11月の始めから12月末までの2カ月間は、毎日2時間の残業が行なわれ、かつ、休日は1日もない状況が続くのである。これは、彼女たちが包装という比較的軽度の作業に従事しているとはいえ、その年齢を考えあわせるならば、かなり厳しい労働条件であるといえよう。そして、こうした労働条件を改善していく労働組合は、M食品には存在していない^{*}。

^{*} M食品へ、冬期間季節雇として就労する妻たちは、夏場のスイカの出荷のアルバイトをこれに組み合わせる場合が多い。スイカの出荷作業も夏場に集中的に忙しい時期を迎えるため、1975年頃、㊸の妻が

働きに行っていた時分は、帰宅が夜の10時頃になったという。今は、ベルトコンベアーを用いているため作業量が減少し、朝7時15分頃マイクロバスで仕事場へ向い、3～4時には帰宅している。日給は、4,200～4,300円と比較的高い。

第3節 第3次産業従事者の職場の労働条件

「高校新卒就労型」を中心とした、20、30代層の職場として、近年、大きな位置を占めてきたのが、第3次産業である。ここでは、彼らの職場の労働条件を、(1)国・公共企業体、地方公共団体従事者と、(2)その他の第3次産業従事者にわけてみていく(表5-9)。両者の労働条件は、大きく異なったものとして存している。

(1) 国・公共企業体、地方公共団体従事者の職場の労働条件

S部落には、こうした諸機関へ就労する者として、農協に勤める⑩の後継者(営農指導員)、電々公社に勤める⑪の後継者(電気通信技術師)、県立病院に勤める⑫の嫁(看護婦)と⑬の三女(栄養士)がいる。雇用形態は、⑩⑪⑫は常雇であるが、⑬は勤続5年でお臨時雇である。常雇の場合は、月給制で、賃金水準も、月給(手取)で、⑩の後継者が16万円強、⑪の後継者が18万円、⑫の嫁が15万円と、製造業従事者の賃金水準(男性常雇10～12.3万円、女性常雇8～9万円)を、男性で5～8万円、女性で6.7万円程度上回っている。これに対し、臨時雇の⑬の三女は、時間給で月給(手取)に換算して9万円と、女子製造業従事者並にとどまっている。

ただし、社会保険、有給休暇、賞与等は、常雇については言うまでもなく、臨時雇にも適応されており、労働組合も各職場にあり、臨時雇の⑬も、臨時職員労働組合(臨職労)に加入している。

また、作業の強度という面では、看護婦の⑫の嫁が、夜勤を月8回行なうなど、同職種特有の労働条件下におかれており、職業病とも言うべき、神経痛、下痢症、胃潰瘍といった症状を訴えている。

(2) その他第3次産業従事者の職場の労働条件

さて、(1)の国・公共企業体、地方公共団体以外の第3次産業従事者についてみると、雇用形態は、その多くが常雇としての就労であることがわかる。常雇でないのは、U呉服店(従業員規模4人)にパートとして就労する⑭の嫁のみである。賃金形態は、製造業従事者の場合と異なり、月給制が多く、日給月給は、F環境保全センター(同上14人)に就労する⑮の後継者と、先のパートの⑭の嫁のみである。しかし、月給制をとるとはいえ、(1)の国・公共企業体、地方公共団体従事者(常雇)のように、製造業従事者の賃金水準を大きく上回っているわけではない。月収(手取)21万円を得ている⑮の後継者(営業部長)と日給2,500円(7時間労働)にとどまる⑭の嫁以外は、男女とも、ほぼ製造業従事者並の賃金水準である。

また、常雇については、社会保険や有給休暇の面での労働条件は整備されているものの、労働組合についてはいずれの職場にも存在していない。そのことは、第3次産業従事者の職場がすべて、50人未満規模であることにも関連している。

ところで、彼らの職種についてみると、男性の場合、販売外交員1人、検査工2人、販売・修理工1人となり、女性の場合、店員が2人となる。このうち、M金属(金物卸問屋)に検査工として就労する⑯の後継者が、作業の強度の問題を指摘している。

⑯の後継者の仕事は、小売店におろす金属洋食器の傷や変色を検査することであり、その疲労からくる目の疲れを訴える。その背景には、長時間労働の問題が存している。すなわち、その日の客の注文分が終わ

表5-9 第3次産業従事者の職場の労働条件

性別	産業	職歴の型	階層	農家番号 統 柄	年齢	職 場	所在地	規模	勤続年数	期間	雇用形態	職 種	労 働 時 間	早出・残業	休 日
男	国・企・業・公・共・体	高校新卒 就 労 型	中層	⑩後継者	35歳	農協	巻 町	-人	15.6年	通年	常 雇	営農指導(係長)	-	-	日・祭
			下層	⑳後継者	35	電々公社	吉田町	-	17年	通年	常 雇	電気通信技術師	-	-	週休2回
	卸売店	中学新卒	中層	⑮後継者	34	T商店	吉田町	14	14年	通年	常 雇	営業(営業部長)	8半～17半	な し	日・祭・その他社の規定日
			上層	㉒後継者	32	M金属	燕 市	49	4年	通年	常 雇	検査工	8～19半	ピーク24～30h/月 普 通10～15h/月	日・祭
	その他	高校新卒	中層	㉔後継者	21	E環境保全センター	燕 市	14	3年	通年	常 雇	水質検査工	8～17	な し	日・祭
		結婚前就労	中層	⑮後継者	29	Y農機具	弥彦村	-	11年	通年	常 雇	販売修理工	-	-	-
女	病院	高校新卒	中層	㉓三 女	28	Y県立病院	吉田町	350	5年	通年	臨 時	栄養士	早番・中番・遅番あり	早出10h/月 残業10h/月	月4日 (日曜以外)
		結婚前就労	中層	㉔ 嫁	27	Y県立病院	吉田町	350	4年	通年	常 雇	看護婦	早番・中番・遅番あり	月8回夜勤	不定
	小売店	中学新卒	中層	⑩ 嫁	29	U呉服店	巻 町	4	7年	通年	パート	店員	9～17	7.5～9h/月	日
		高校新卒	中層	㉔次 女	20	O菓子店	吉田町	3	2年	通年	常 雇	店員	8～16 10半～19半 9半～18半	-	月5回
性別	産業	農家番号 統 柄	階層	休 日 出 勤		有 給 休 日	賃金形態	賃 金	諸 手 当		賞 与	社会保険	労働組合		
男	国・企・業・公・共・体	⑩後継者	中層	-		有	月給	16万円チョット	-		有(6.5カ月)	有(?)	有(?)		
		㉔後継者	下層	-		有	月給	18万円/月	-		有	有(?)	加入		
	卸売店	⑮後継者	中層	-		有	月給	21万円/月	皆勤6千円, 出張1万円		有(2回4カ月)	厚・雇・健	なし		
		㉒後継者	上層	なし		有	月給	14,5万円/月	-		2 回	厚生・雇用・健康・労災	なし		
	その他	㉔後継者	中層	1日		有	日給月給	8.3万円/月	皆勤8千円		有(2回3カ月)	厚・雇・保・労	なし		
		⑮後継者	中層	-		-	月給	10万円/月	-		有(2回40万円)	-	-		
女	病院	㉓三 女	中層	なし		有	時 間 給	9万円/月	早番手当, 時間外手当		2 回	雇・労・厚・健	加入		
		㉔ 嫁	中層	-		有	月給	15万円/月	夜勤手当 2,500～2,600円×8回		2 回	雇・労・厚・健	加入		
	小売店	㉔ 嫁	中層	なし		なし	日給月給	2,500 円/日	なし		な し	なし	なし		
		㉔次 女	中層	なし		-	月給	8.8～8.9万円/月	遅番手当・販売手当・皆勤手当		2 回	有(?)	なし		

資料：実態調査より作成、但し、巻公共職業安定所求人カード及び『つばめ・にしかんの職場』によって1部補足。(注)なお、月給は手取りである、但し不明は除いてある。

るまで続く問屋の仕事は、普段の日で、その労働時間が8時から19時30分まで（11時間半拘束）に及び、ピーク時には、さらにそれが1時間半延長されるからである。

こうしてみると、国・公共企業体等従事者と、その他第3次産業従事者とでは、その職場の労働条件は大きく異なり、その他第3次産業従事者の職場の労働条件は、製造業従事者並にとどまることが、明らかとなった。このことは、近年、若年層を中心に増加している第3次産業への就労が、必ずしもすべての労働者の労働条件の向上を意味するものではないことを示している。

第4節 ま と め

以上、S部落農民層が就労する職場の労働条件を、建設業従事者の職場、製造業従事者の職場、第3次産業従事者の職場に分けて、それぞれみてきた。その際、労働条件としては、(i) 賃金水準、(ii) 雇用形態、(iii) 社会保障制度の有無、(iv) 作業の危険・強度、(v) 労働組合の有無、に特に注目してきた。ここで、簡単に小括すると、以下の如くだろう。

(1) 第1に、雇用形態の問題である。雇用形態では、建設業従事者のほとんどが日雇であるが、製造業及び第3次産業従事者の多くは常雇で就労しており、臨時雇、季節雇、パートとして就労するものは少数である。従って、雇用形態の上では、比較的安定している兼業農民が多いといえる。

第2に、賃金の問題である。まず、賃金形態は、建設業は言うまでもなく、常雇が多い製造業においても、日給月給、場合によっては、時間給で支払われている。さらに、製造業については、多くの職場で皆勤手当を支給し、農民層の欠勤に歯止めをかけるとともに、農業からも収入を得ている農民層には家族手当を支給しないなど、その賃金体系はきわめて農村の実態にあわせてたかたちとなっている。

これに対し、20、30代が就労している第3次産業の職場は、月給制をとるところが多い。しかし、月給制であるとはいえ、製造業従事者の賃金水準を大きく上回るのは、国・公共企業体、地方公共団体に常雇として就労する者と一部役職層に限られている。いま、月収（手取）で、賃金の序列を示すと、この(i) 国・公共企業体、地方公共団体常雇及び一部役職層を筆頭に、(ii) 建設日雇重機工、(iii) 製造業、第3次産業（民営）男性常雇及び建設日雇土工、(iv) 製造業男性臨時雇、(v) 製造業・第3次産業（民営）女性常雇・季節雇、(vi) 小売店女性パート、となる。しかし、こうした序列が存するとはいえ、(ii)～(vi) までは、いずれも低賃金である点では共通しており、とりわけ、全国水準に比して、女性の低賃金を基底とした男性の低賃金構造が特徴的であった。なお、各産業の常雇に対しては、この他に年2回の賞与が支給されているとともに、有給休暇も認められている。

第3に、社会保障制度についてみると、各産業の常雇については、厚生年金、労災保険、健康保険及び雇用保険のすべてないし3つ程度が、各職場で設けられている。これに対し、建設日雇については、一部の者が労災保険に加入している程度で、多くの者が、まったく加入していないという状況にある。また、小零細工場に勤める臨時雇及び小売店パートもこうした制度の適応外におかれている。

第4に、作業の危険・強度の問題がある。この点に関しては、労災保険にも加入していない建設日雇が、もっとも危険を伴う作業に従事しており、その他に、作業環境の悪さを指摘するのは、製造業従事者のうち、旋盤工や溶接工として就労する者に多かった。また、長時間労働か

らくる作業のきつさという点では、やはり、繁忙期に季節雇として雇われる中・高年主婦がその最たるものであり、その他は、卸問屋に勤める検査工及び鉄工所に勤める溶接工が、残業や休日出勤からくる身体の疲労を指摘していた。

一方、建設業従事者や金属洋食器工場へ就労する者は、現在、こうした長時間労働の問題をかかえてはいないが、その背景には、不況下での仕事量の減少があり、彼らが常に「解雇」の危険性をはらんだ状況にあることを忘れてはならない。

第5に、労働組合の有無の問題である。現在、S部落の農民層が就労する職場のうち、労働組合が存するのは、第3次産業における国・公共企業体及び地方公共団体と100人以上規模の大手の工場に限られている。従って、現在、S部落で労働組合がある職場に就労するのは10名にすぎず、また、大手の工場に勤めるのは女性であるため、うち8名は女性によって占められている。それゆえ、国・公共企業体及び地方公共団体に就労する男女4人と大手工場に就労する女性6人以外は、すでにみたような数々の諸問題をかかえていながら、未組織のまま、農外就労を継続していることになる。

(2) さて、これまでの分析を通じ、所謂「安定的」職場に就労する者は、国・公共企業体及び地方公共団体従事者（常雇3名）と一部役職層（1名）に限られており、他の者は、程度の差こそあれ不安定就労を余儀なくされていることが明らかとなった。

そして、そこでとりわけ特徴的なことは、女性よりもむしろ男性に、より不安定な労働条件下にある者が、多いということがある。すなわち、女性は、社会保険制度も整い、労働組合もある、相対的に安定した100～200人規模の工場に、包装工として勤めるものが多いのに対し、男性には、手取年収でも、女性工場労働者に及ばない、建設日雇土工や小零細工場へ臨時雇として勤めるものが多いのである。こうした事実は、燕市や吉田町に、女性労働者を必要とする、100～200人規模程度の工場が集積するという、当地域の労働市場の特性に負うところが大きいと同時に、第2に、先にみたように、男性が各「家」の農作業の担当者であり、また「S部落生産組合」の主要な担い手であるが故に、女性以上に農繁休暇をとらざるを得ず、そのことが、彼らにより一層の不安定就労を余儀なくさせていることを意味しているのである。

注

- 1) 江口英一は、「不安定雇用」労働者を特徴づける指標として、第1に、低賃金・長時間労働、第2に、社会保障制度を保有していないこと、第3に、労働組合などの組織をもっていないこと、の3点をあげている（江口英一「雇用不安の累積とその日本的性格」『経済』、1975年12月号、p. 44）また、加藤佑治は、「不安定就業階層」の定義を、第1に、就業が不規則・不安定であること、第2に、賃金ないし所得がきわめて低いこと、第3に、長時間労働、あるいは労働の強度が高いこと、第4に、社会保障が劣悪であること、第5に、未組織労働者であること、の5点をあげている（加藤佑治『現代日本における不安定就業労働者』（上）、御茶の水書房、1980年、p. 47）。本稿では、両者の指摘を参考にして、先の5つの点から労働条件の分析を行なった。

終 章 農民層の兼業化過程とその現段階的特質

以上、これまで新潟県西蒲原郡巻町S部落を対象とし、「地域労働市場」の展開と農業生産の営みとの交織の中で、農民層の兼業化が具体的に如何に進展してきたのか、すなわち、「資本」と「土地所有」の関係が、如何なる展開過程をたどってきているのかについて明らかにしてきた。

そこで、最後に、農民層の兼業化過程を貫く内在論理とその現段階的特質についての総括を行ない、本稿のまとめとする。

I. 以上のような視角をふまえた分析結果から、まず、なによりも指摘しなければならないことは、戦後の農民層の兼業化過程は、まさに、戦後日本資本主義の下での、総体としての生産力の飛躍的な高まりを背景とした「資本」（そこには、より一層の「価値増殖の論理」と、また同時に「偉大なる文明化作用」がある）による「土地所有の論理」の包摂の過程として存したということである。そして、それは、明らかに日本資本主義の発展階梯に即して大きく変容してきたところに大きな特徴があった。

すなわち、本稿で設定した第Ⅰ期＝戦前段階には、燕市の金属洋食器工業は、輸出を中心に安定した伸びを示し、すでに地場産業の位置を確立しつつあった。他方、農業内部の生産力はきわめて低く、農業生産は、牛馬と舟を主要な労働手段とし、手労働を基礎に行なわれており、「地主－小作関係」の下での農家経済は、きわめて厳しいものとして存した。にもかかわらず、この期には、農民層の兼業化はみられない。このことは、金属洋食器工業において、いまだ、巻町の農民を吸収するほどまでに、資本蓄積がなされていなかったことを意味している。

そして、こうした事態は、戦後日本資本主義の復興期にあたる第Ⅱ期（1945～1953, 4年）においても、基本的に踏襲されており、この期、S部落における兼業農民は1, 2名を数えるにすぎなかった。

しかしながら、こうした状況は、日本資本主義が「高度経済成長期」を迎えた第Ⅲ期（1955～1963, 4年）、第Ⅳ期（1963, 4～1971, 2年）に大きく一変する。すなわち、すでに第3章でみた如く、第Ⅲ期に、中・下層の男性を中心に開始された兼業化は、第Ⅳ期には、女性の農外就労が一般化するなかで全階層的に進展し、S部落における兼業化は量的な深化をとげるのである。それは、第1に、耕耘機の導入にみられる農業生産力の一定の高まり、第2に、Ⅲ期における薬加工の衰退に伴う現金収入源の喪失、第3に、Ⅳ期の初めの上水道、プロパンガス、洗濯機等の生活手段の導入に伴う家事労働の大幅な軽減を、大きなプッシュ要因としたものであった。

この時期、「高度成長期」の下で、西蒲原「地域労働市場」のあり方が大きく変容していたことも事実である。つまり、すでに第1章でみた如く、西蒲原「地域労働市場」の基軸をなす金属洋食器工業が急激な成長をとげるとともに、建設業関係の事業体が急増し、さらに、第Ⅳ期には、K食品の創業にみられるように、巻町独自の工業化も行なわれ、西蒲原の農村地域一帯に「資本－賃労働関係」が浸透したのである。いいかえれば、それは、先にみた農業内部のプッシュ要因は、こうした「地域労働市場」の展開があつてはじめて、全階層的な兼業化を押し進め得たことを示している。それゆえ、この期の兼業化をより強く規定したものは、西蒲原「地域労働市場」の急速な展開であったことは明らかである。

ところが、第Ⅴ期（1971, 2年以降）、日本資本主義が不況期に達すると、第Ⅲ期、第Ⅳ期を通じて発展してきた西蒲原「地域労働市場」も停滞期に入る。それは、すでに第2章で職安統計を用いて指摘した如く、この期、有効求人数が横這いをたどっていたことに端的に示されている。これに対し、農業内部の生産力は、第Ⅴ期の初めに行なわれた耕地整理を契機に、飛躍的な上昇をとげる。すなわち、この耕地整理を境に、「舟農業」は完全に姿を消すとともに、トラクター－田植機－コンバイン段階へ一挙に到達し、農業生産労働の大幅な軽減をもたらしたのである。それは、水稻作における10a当り必要労働時間を50時間前後と、1951年段階の5分の1程度にまで短縮し、農業内部に、大幅な余剰労働力が生みだされるに至ったのである。そして、こうして

生み出された余剰労働力は、減反に端的に示されるような農業をめぐる厳しい状況とあい俟って、農外へとふりむけられていくことになる。事実、この期には上層をも巻き込んで兼業化は確実に進展し、一戸当り農外就労者数は、ほぼ階層差のないものになる。いうなれば、第Ⅴ期における兼業化は、西蒲原「地域労働市場」の停滞状況の下で、農業の側からのプッシュ要因を強めたかたちで深化してきたといえよう。

従って、こうした不況下で、兼業化することは、勢いそれが「地域労働市場」のあり方に強く規定されることを意味している。それは、この期、40、50代で農外就労を開始した女性が、工場へ通年で就労することはできず、「結婚後就労季節雇型」を余儀なくされたことに端的に示されていた。

以上の如く、農民層の兼業化は、「地域労働市場」の展開と農業生産の営みとの交織の中で進展してきたとはいえ、基本的に、「資本」による「土地所有の論理」の包摂の過程として進展したものである。

そして、このことは、第4章の職歴分析の中にも、S部落農民層が、「資本」、すなわち「地域労働市場」の展開過程を基底において、階層よりもむしろ大きくは世代毎に異なる「型」の職歴を歩んで現在に至っているという事実の中にも貫ぬかれていた。なぜならば、この地域の場合、農民層の兼業化過程が、「土地所有」の階層差を超えて、「地域労働市場」に強く規定されながら、世代的に異なって展開していたからである。

Ⅱ. ところで、戦後の農民層の兼業化過程が、以上みたように、「資本」による「土地所有の論理」の包摂の過程として進展したとはいえ、そのことが直ちに、「資本」による「土地所有」の一方的な包摂過程として存したことを意味するものではない。「資本の価値増殖の論理」は、兼業農民の農業生産の営みの前に、一定程度修正を行なう。そして、農民層の生活事実を前提として、「資本」はさらに自らの価値増殖を展開する。兼業農民層の低賃金・不安定就労構造に、このことは端的にしめされていた。けれども、本稿の分析で私たちが強調したことは、兼業農民層の生産・労働—生活の側から、この問題をもう一度捉えなおすと、それはどのように整理され、また、そこに如何なる傾向（法則性の一端）が看取されるかという問題であった。

第1に、第5章で指摘したように、S部落農民層の職場生活をその労働条件からみると、そこには、女性よりもむしろ男性に不安定就労の底辺部分に位置する者が多いという特徴がみてとれた。このことは、女性の就労場所が比較的豊富であるという、この地域の労働市場の特性に負うところが大きいと同時に、男性が各農家における農業生産の担担者であるがため、女性以上に農繁休暇をとらざるを得ないということと深く結びついている。すなわち、彼らが「家」内で、農業生産の主要な担い手に位置することが、彼らの兼業のあり方をより一層不安定なものにしているのである。言葉を替えていうと、これは、「家」内での農業生産上の「地位—役割」構造のあり方が、兼業のあり方をも規定していることを意味している。

第2に、S部落の場合、「S部落生産組合」の結成が、農民層の兼業化のあり方に、一定の影響を及ぼしている。すなわち、トラクター—田植機—コンバイン段階への到達を契機に結成されたこの生産組合は、確かに一方では、機械の導入を可能にしたという意味で、プッシュ要因の役割を果たしてきたが、他方で、小規模農家の脱農化、言い換えれば、彼らの「資本」の下への完全なる包括を阻止する役割を果たしてきたことも事実である。そのことは、多くの農家が、農業を継続したままで兼業を深化させることを意味するのである。その上、この生産組合への参加は、彼らを、2カ月間という長期間にわたり生産組合へ拘束し、そのことが、彼らの農外就労をより

一層不安定なものにするよう作用しており、ここにも「家」を超えた協働関係への参与のあり方が、兼業のあり方を規定している事実がみてとれる。

第3に、Ⅳ期、Ⅴ期に、上層をも巻き込んで兼業化が深化したとはいえ、多くの農家が、この過程においても、規模拡大の営みを放棄していたわけではない。第2章でみた如くⅣ期には、全体的に、購入による規模拡大が進み、またⅤ期には、若干の規模縮小農家を生みだしつつ、上・中層を中心に借地を主体とした規模拡大が進展している。このように、農民層の兼業化は、決して、規模拡大の営みを放棄したうゑに展開しているものではなく、より一層の規模拡大を一方で試みつつ進展してきているのである。そして、彼らのこうした姿勢は、将来の営農志向にもあらわれており、兼業を行なう上・中層の農家の中には、受託による規模拡大を志向するものが多い(表6-1)。

Ⅲ. このように、基本的には、「資本」による「土地所有の論理」の包摂の過程が貫きながら、つまり、農民たちが兼業を深化させながらも、なお、農業を継続・発展しつつけているという志向性をもつ状況下で、「土地所有の論理」そのものが、すなわち農民にとっての農業生産そのものの持つ意味が、かつてとはあきらかにことになっていること、このことをまず認めなければならない。それは、表6-1にみたように「受託による規模拡大」に端的に示されているが、そういう状況下で、兼業農民層にすどくたちあらわれている諸矛盾、その解決課題として、次の諸点を指摘することは許されよう。

すなわち、第1に、第5章でみた如く兼業農民層の職場の労働条件が、きわめて劣悪であるという問題がある。それは、なによりも、低賃金構造の問題としてあり、その背景には、①きわめて低い水準におさえられている基本給、②農繁休暇をとれば確実に賃金が引かれる日給月給制、時間給制という賃金形態、③農繁期には有給休暇を認めず、農家には家族手当を一切支給しないという企業の方針等が、大きな要因として働いていた。このことは、換言すれば、一方で、農業所得を得ていることが、逆に彼らの低賃金構造を規定していることを示している。その上、今日の不況の下での仕事量の減少という事態は、解雇の危険性をはらみながら、彼らの雇用条件をより一層不安定なものにしていた。そして、こうした状況は、農作業の担担者として、あるいは、生産組合の担手として、農業生産と深くかわりあっているがゆゑに、長期にわたる農繁休暇をとらざるを得ない者、すなわち男性にとって、より深刻な事態として立ちあらわれていた。

第2に、今日の不況の下で、兼業農民層の職場の労働条件が、きわめて厳しいものとしてありながら、他方において、農業内部で生み出された余剰労働力を農業内部で消化しようという条件をもちえていないことが、こうした事態をより深刻なものとしている。すなわち、余剰労働力の完全燃焼をはかる1つの方向として規模拡大の道があるが、それは購入においても、借地においても、現在は頭打ち状況にある。地価の高騰は、耕地の購入による規模拡大の道をせばめ、Ⅴ

表6-1 階層別の営農志向

	受託による規模拡大	現 状 維 持	委託による規模縮小	そ の 他	N. A.
上層	⑨②③③②①②① 5戸	③② 1戸		②② 1戸	③ 1戸
中層	②⑥⑥①⑦①③④②⑦③⑦ 7戸	⑧⑤①⑤①⑥①⑥②⑨ 6戸	③①①②⑨①⑩ 4戸		①⑨ 1戸
下層		④②⑤②② 3戸			①① 1戸
計	12戸	10戸	4戸	1戸	3戸

資料：実態調査より作成

注：家族員の中で意見がくい違う場合は、現在農業を主担する者の意見とした。

期に始まる受委託関係も、2,3ha前後の農家が多いS部落では、すでに飽和状態に達しているのである。さらに、もう一つの方向として、複合経営の道があるが、それも、S部落農家に受け入れられるところとはなっていない。それは、そうした作目の多くが、手間を要する割に、安定した収入を約束しないからである。従って、一方で、農家の生産・生活の両面に資本主義経済が深く根をおろし、上層においてさえ農業所得では家計費を充足し得ないという事態が進展している以上、農家経済の安定をはかるためには、農民層は、余剰労働力を農外へとふりむけていかざるを得ない状況下におかれている。

第3に、「S部落生産組合」それ自体が、解体の危機をはらんでいることである。設備投資の軽減を目指して結成された「S部落生産組合」は、すでに、1981年末に、3戸の農家が脱退し、初めて解体の危機に直面した。そして、その背景には、先に指摘した問題点、すなわち、生産組合への参加が、彼らの農外就労を不安定なものにしているという問題点が存した。こうした問題点は、現在も克服されているわけではない。「S部落生産組合」が、小規模農家を主体としている以上、彼らは、農業所得以上に、農外所得を不可欠に必要としている農家なのである。したがって、一方で、設備投資の軽減を追求することが、他方で農外所得を低下させているという現実が存する以上、その矛盾の中で今後、「S部落生産組合」が、一定の再編を余儀なくされることは避けられないであろう。

このように、工業と農業をとりまく厳しい状況の下で、兼業を深化させながらも農業を継続している、兼業農民層は、非常に多くの諸矛盾・解決課題に直面している。

IV. ところで、以上の分析をふまえるならば、農民層の兼業化の問題は、「資本」、すなわち、「地域労働市場」の側の規定性のみを一面的に強調したり、農業生産とまったく切り離して「地域労働市場」を扱ったりすることでは、十全には把握し得ない問題であることがわかる。ここで繰り返すまでもなく、兼業農民問題は、「地域労働市場」と農業生産の営みの交織の中で、生きた兼業農民層を基底において、とらえなければならないのである。そして、その際、兼業農家と兼業農民とを複眼的にとらえる視角はきわめて有効な手段としてあった。すなわち、本稿で明らかにし得た諸点は、単に、「家」としての農業生産の営み及び兼業化過程を明らかにすることによってのみ導びき出されたものではない。それは、家族構成員諸個人のレベルにまでおりて、彼らが各「家」における農業生産や「家」を超えた協働関係に如何に参加しているのか、そして、そのことが兼業農民の職場生活と如何にかかわりあっているのか、という視点からの分析を通じて、はじめて明らかにし得た事実なのである。したがって、兼業農家と兼業農民を複眼的にとらえる視角は、兼業農民問題を考える際に不可欠に必要とされるのである。

しかも、ここで「地域労働市場」と農業生産の双方を問題にするといった場合、それは、言うまでもなく、その地域の労働市場、その地域の農業生産を意味している。従って、農民層の兼業化過程とその現段階的特質は、地域毎に大きく異なって展開しており、それゆえ、そこにたちあらわれる諸矛盾もまた、地域的に異なったものとして存しているのである。私たちは本稿で得た諸結果をただちに一般化する考えはない。

以上の諸点を考えあわせるならば、さらに兼業農民研究が積み重ねられることが求められているといえよう。